

平成26年

京 都 府 の 教 育

(要 覧)

京 都 府 教 育 委 員 会

目 次

第1章 教 育 行 財 政

第1節	京都府教育委員会	1
第2節	教育長と事務局	2
第3節	教育機関	10
第4節	附属機関	11
第5節	条例・規則の制定及び改正	12
第6節	表 彰	13
第7節	調査統計、広報広聴	17
第8節	市町（組合）教育委員会	18
第9節	教育予算の概要	20

第2章 教 職 員

第1節	人 事	25
第2節	給 与	32
第3節	免 許	33
第4節	研 修	35
第5節	健康管理	35
第6節	福利厚生等	35

第3章 学 校 教 育

第1節	幼児教育	37
第2節	小・中学校教育	37
第3節	高等学校教育	40
第4節	特別支援教育	49
第5節	生徒指導	52
第6節	京都府総合教育センター	54

第4章 保 健 体 育

第1節 保健体育施策の推進	56
第2節 学校体育	57
第3節 学校保健	60
第4節 学校安全	64
第5節 食育・学校給食	65
第6節 スポーツ振興	67
第7節 競技力の向上	69

第5章 社 会 教 育

第1節 社会教育行政	71
第2節 社会教育の推進	73
第3節 社会教育施設	76

第6章 人 権 教 育

第1節 学校教育における人権教育の推進	79
第2節 社会教育における人権教育の推進	79

第7章 文 化 財

第1節 文化財の保護	80
第2節 文化財の調査	80
第3節 埋蔵文化財の調査	83
第4節 文化財の保存管理	84
第5節 文化財の普及・啓発	85
第6節 京都府立郷土資料館	85

京都府の教育振興プラン	88
-------------------	----

平成26年度 学校教育の重点	90
----------------------	----

平成26年度 社会教育を推進するために	93
---------------------------	----

資 料 平成25年教育ニュース	97
-----------------------	----

教育統計データ	98
---------------	----

第1章 教育行財政

第1章 教 育 行 財 政

第1節 京都府教育委員会

京都府教育委員会は、6人の委員をもって組織される。

委員は、知事の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、知事が、議会の同意を得て任命する。委員の任期は4年で、委員長は、委員の中から選ばれ、任期は1年である。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律
京都府教育委員会組織条例
京都府教育委員会基本規則
京都府教育委員会会議規則

京都府教育委員会

区 分	氏 名	在 任 期 間
委 員 長	畑 正高	自 平成18年 7月14日 (至 平成26年 7月20日)
委 員 長 職務代理者	冷泉貴実子	自 平成17年 3月25日 (至 平成29年 3月25日)
委 員	平塚 靖規	自 平成22年12月17日 (至 平成26年12月16日)
委 員	上原 雅明	自 平成24年 7月15日 (至 平成28年 7月14日)
委 員	安藤実紀子	自 平成24年10月 5日 (至 平成28年10月 4日)
委 員 (教育長)	小田垣 勉	自 平成25年 4月 1日 (至 平成29年 3月31日)

(平成26年4月1日現在)

歴代京都府教育委員会委員長一覧

区分	代	委員長名	就任期間	区分	代	委員長名	就任期間
公選制委員 (旧教育委員会法)	1	牧 野 虎 次	昭和23. 11. 1～24. 10. 31	任命制委員 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律)	36	大 槻 彌 一 郎	57. 7. 27～58. 7. 23
	2	四 方 秀 吉	24. 11. 1～25. 10. 4		37	大 槻 彌 一 郎	58. 7. 24～59. 7. 23
	3	上 田 一 夫	25. 11. 16～26. 11. 7		38	大 槻 彌 一 郎	59. 7. 24～60. 7. 23
	4	上 田 一 夫	26. 11. 8～27. 10. 13		39	大 槻 彌 一 郎	60. 7. 24～61. 7. 23
	5	山 田 俊 三	27. 10. 14～28. 9. 30		40	谷 口 良 三	61. 7. 24～62. 7. 23
	6	芦 田 重左衛門	28. 10. 1～29. 10. 13		41	谷 口 良 三	62. 7. 24～63. 7. 23
	7	芦 田 重左衛門	29. 10. 14～30. 10. 13		42	谷 口 良 三	63. 7. 24～平成元7. 23
	8	芦 田 重左衛門	30. 10. 14～31. 9. 30		43	村 上 勝	平成元8. 10～ 2. 8. 9
任命制委員 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律)	9	小 林 英 生	31. 10. 1～32. 9. 30		44	村 上 勝	2. 8. 10～ 3. 8. 9
	10	芦 田 重左衛門	32. 10. 4～33. 9. 30		45	村 上 勝	3. 8. 10～ 3. 10. 19
	11	小 林 英 生	33. 10. 1～34. 9. 30		46	藤 田 一	3. 10. 20～ 4. 10. 19
	12	小 林 英 生	34. 10. 6～35. 10. 5		47	藤 田 一	4. 10. 20～ 5. 10. 19
	13	小 林 英 生	35. 10. 6～37. 10. 1		48	藤 田 一	5. 10. 20～ 6. 7. 23
	14	原 与 作	36. 10. 2～37. 4. 11		49	森 田 嘉 一	6. 7. 24～ 7. 7. 23
	15	山 田 忠 男	37. 4. 12～38. 4. 11		50	森 田 嘉 一	7. 7. 24～ 7. 12. 19
	16	山 田 忠 男	38. 4. 12～39. 4. 11		51	森 田 嘉 一	7. 12. 20～ 8. 12. 19
	17	山 田 忠 男	39. 4. 12～39. 10. 7		52	森 田 嘉 一	8. 12. 20～ 9. 12. 19
	18	山 田 忠 男	39. 10. 8～40. 9. 30		53	森 田 嘉 一	9. 12. 20～10. 12. 19
	19	山 田 忠 男	40. 10. 1～41. 9. 30		54	森 田 嘉 一	10. 12. 20～11. 12. 19
	20	山 田 忠 男	41. 10. 1～42. 9. 30		55	藤 田 哲 也	11. 12. 20～12. 3. 25
	21	山 田 忠 男	42. 10. 17～43. 10. 16		56	藤 田 哲 也	12. 3. 26～13. 3. 25
	22	山 田 忠 男	43. 10. 17～44. 9. 30		57	藤 田 哲 也	13. 3. 26～14. 3. 25
	23	有 本 武 二	44. 10. 7～45. 10. 6		58	藤 田 哲 也	14. 3. 26～15. 3. 25
	24	有 本 武 二	45. 10. 7～46. 10. 6		59	藤 田 哲 也	15. 3. 26～16. 3. 25
	25	有 本 武 二	46. 10. 16～47. 10. 15		60	藤 田 哲 也	16. 3. 26～17. 3. 25
	26	三 島 宗 彦	47. 10. 16～48. 10. 15		61	藤 田 哲 也	17. 3. 26～18. 3. 25
	27	三 島 宗 彦	48. 10. 16～49. 10. 15		62	藤 田 哲 也	18. 3. 26～19. 3. 25
	28	三 島 宗 彦	49. 10. 16～50. 8. 4		63	藤 田 哲 也	19. 3. 26～20. 3. 25
	29	山 田 忠 男	50. 10. 16～51. 10. 15		64	大 橋 通 夫	20. 3. 26～20. 6. 21
	30	乾 昭 三	51. 10. 16～52. 10. 15		65	大 橋 通 夫	20. 7. 15～21. 7. 14
	31	乾 昭 三	52. 10. 16～53. 10. 15		66	大 橋 通 夫	21. 7. 15～22. 7. 14
	32	乾 昭 三	53. 10. 16～54. 10. 15		67	大 橋 通 夫	22. 7. 15～23. 7. 14
	33	大 槻 彌 一 郎	54. 10. 23～55. 10. 22		68	大 橋 通 夫	23. 7. 15～24. 7. 14
	34	大 槻 彌 一 郎	55. 10. 23～56. 10. 22		69	畑 正 高	24. 7. 31～25. 7. 30
	35	大 槻 彌 一 郎	56. 10. 23～57. 7. 23		70	畑 正 高	25. 7. 31～26. 7. 30

＜ 元 教 育 委 員 ＞

区 分	氏 名	委 員 の 期 間	備 考
公 選 制 委 員	四 方 秀 吉	昭和 23. 11. 1～25. 11. 10	府 議 会 選 出
	西 村 平 太	23. 11. 1～26. 5. 22	
	牧 野 虎 次	23. 11. 1～27. 10. 4	
	森 田 新 三	23. 11. 1～27. 10. 4	
	上 田 一 夫	23. 11. 1～29. 8. 25	府 議 会 選 出
	山 田 俊 三	23. 11. 1～31. 9. 30	
	吉 田 八 重	23. 11. 1～37. 9. 30	
	山 内 年 彦	25. 11. 10～31. 9. 30	
	蒲 田 熊 次	26. 5. 22～28. 7. 14	府 議 会 選 出 府 議 会 選 出
	浅 井 清 信	27. 10. 5～31. 9. 30	
任 命 制 委 員	芦 田 重 左 衛 門	27. 10. 5～34. 1. 31	
	小 畠 逸 良	28. 7. 5～30. 4. 29	
	鈴 木 博 也	30. 5. 28～31. 9. 30	
	前 田 一 良	31. 10. 1～38. 10. 4	
	小 林 英 生	31. 10. 1～38. 10. 31	
	原 山 与 作	31. 10. 1～39. 9. 30	
	山 田 忠 男	34. 10. 5～52. 10. 12	
	日 高 為 政	38. 10. 5～42. 10. 4	
	岡 和 枝	38. 10. 5～50. 10. 15	
	手 嶋 正 毅	39. 10. 1～45. 8. 13	
	宮 城 敏 夫	39. 10. 1～47. 5. 3	
	有 本 武 二	42. 10. 16～54. 10. 15	
	三 佐 島 宗 彦	47. 4. 1～50. 8. 4	
	乾 伯 快 勝	47. 10. 7～55. 10. 6	
	坂 昭 三 一	50. 10. 16～54. 10. 15	
	大 槻 彌 一 郎	54. 10. 20～60. 10. 9	
	五 十 小 川 式 雄	53. 7. 24～61. 7. 23	
	廣 谷 路 口 良 三	54. 10. 20～62. 10. 19	
	村 上 田 勝 一	55. 10. 16～63. 10. 15	
	藤 谷 川 博 久	52. 7. 28～平成元7. 27	
	長 谷 田 昭 三 一	60. 10. 16～ 3. 10. 19	
	西 田 賀 弘 久	61. 7. 24～ 6. 7. 23	
	森 羽 剛 育 子	3. 12. 20～ 7. 12. 19	
	蜂 須 川 哲 也	平成元10. 6～ 9. 10. 5	
	羽 生 田 嘉 一 久	62. 12. 18～11. 12. 19	
	金 剛 寂 裕	6. 10. 14～14. 10. 13	
	細 川 育 磐	12. 3. 24～16. 3. 23	
	藤 田 哲 也	63. 12. 20～16. 12. 19	
	岩 田 橋 口 通 知 夫	9. 12. 19～17. 12. 18	
	大 谷 橋 口 通 知 夫	8. 3. 26～20. 3. 25	
		14. 12. 17～22. 12. 16	
		16. 6. 22～24. 7. 14	
		20. 7. 15～24. 7. 14	

第2節 教育長と事務局

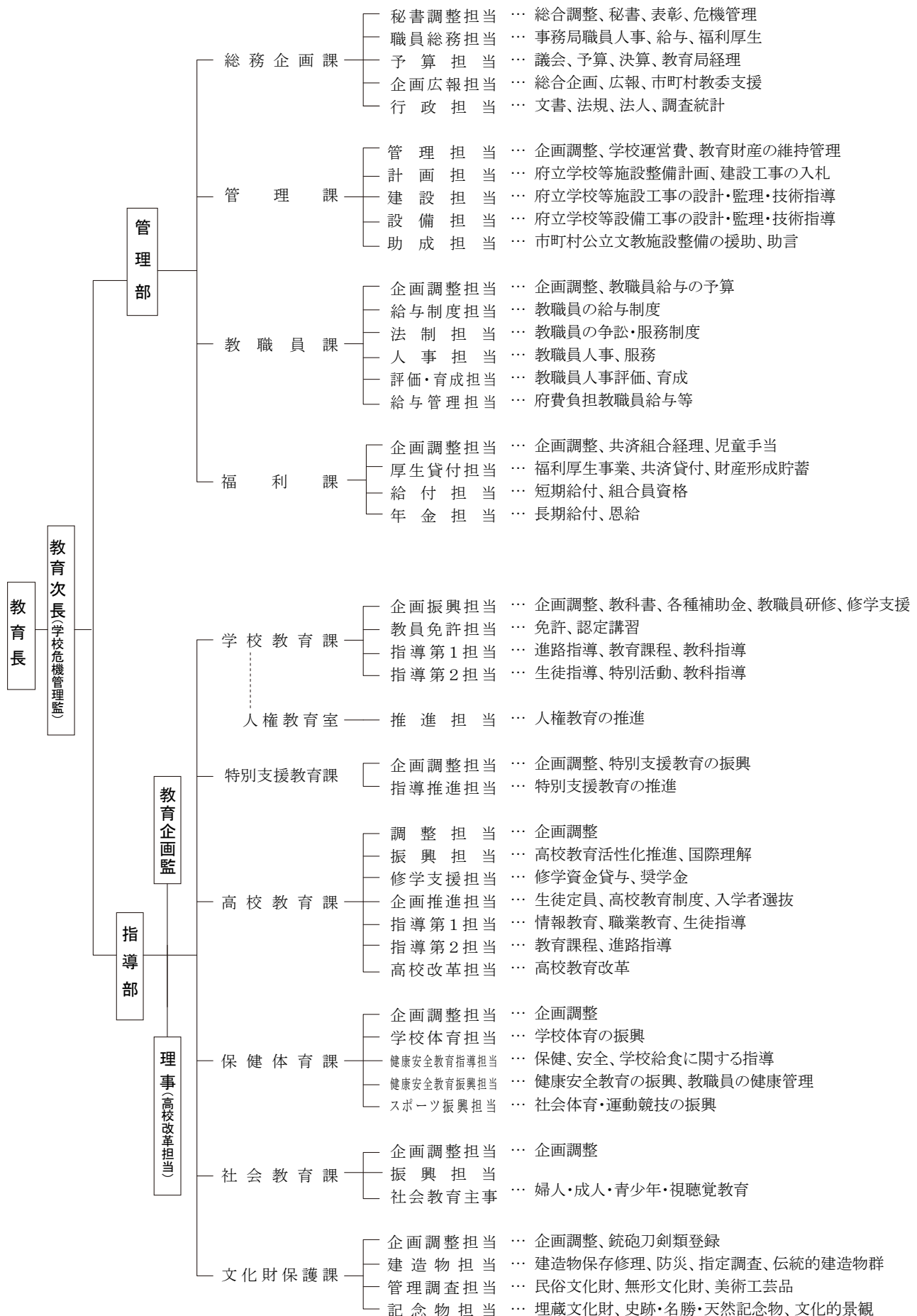
京都府教育委員会に事務局を置き、京都府教育庁という。

教育庁は、2部10課、地方機関として府内に5教育局及び埋蔵文化財事務所を置いている。（京都府教育委員会基本規則）

- (1) 教育長 小田垣 勉
- (2) 事務局 次頁参照

代	教育長名	就任期間
1	天 野 利 武	昭和23. 11. 1～28. 4. 30
2	細 谷 健 治	28. 5. 1～33. 1. 31
3	鈴 木 茂 雄	33. 2. 1～35. 4. 15
4	谷 口 次 郎	35. 4. 16～42. 11. 30
	岡 田 実 (教育長職務代理)	42. 12. 1～44. 7. 31
5	仲 島 秀 夫	44. 8. 1～46. 8. 31
6	大八木 正 治	46. 9. 1～50. 3. 31
7	金 子 欣 哉	50. 4. 1～54. 3. 31
8	川 本 邵	54. 4. 1～60. 3. 31
9	仲 勲	60. 4. 1～62. 4. 16
10	西 野 是 夫	62. 4. 17～ 4. 4. 16
11	安 原 道 夫	平成4. 4. 17～10. 5. 31
12	武 田 盛 治	10. 6. 1～13. 3. 31
13	武 田 暹	13. 4. 1～17. 3. 31
14	田 原 博 明	17. 4. 1～25. 3. 31
15	小田垣 勉	25. 4. 1～29. 3. 31

京都府教育庁組織(平成26年4月1日現在)



所管事務の概要

[管理部]

総務企画課

- 教育委員会の会議及び秘書事務
- 教育、文化に功績のあるものの顕彰事務
- 職員(府立学校職員及び府費負担教職員を除く。)の人事、服務並びに給与に関する事務
- 府議会に関する事務
- 教育委員会所管各課の予算見積及び予算の執行及び調整に関する事務
- 支出及び収入の決算及び監査に関する事務
- 教育局予算の執行に関する事務
- 教育行政の総合企画及び調整に関する事務
- 教育委員会所管の広報事務
- 市町(組合)教育委員会の組織、一般的運営に関する指導及び助言
- 公文書類の收受、配分、配送及び保存事務
- 条例案、その他書類の審査に関する事務
- 教育委員会所管の公益法人事務の総括に関する事務
(個別の公益法人に対する指導・監督については、関係課で所管)
- 教育行政全般に関する調査及び統計事務
- 教育行政相談に関する事務

管理課

- 府立学校運営費予算の執行に関する事務
- 府立学校の用地取得に関する事務
- 行政財産及び物品の管理に関する事務
- 府立学校等の文教施設の整備及び維持管理に関する事務
- 市町村の文教施設の施設整備計画及びその実施に関する助言
- 文教施設に関する国の交付金等に係る事務

教職員課

- 学校教職員の定数、勤務条件、給与等に関する事務
- 学校教職員の任免、服務等人事事務
- 学校教職員の職員団体に関する事務
- 学校教職員に係る争訟事務
- 学校教職員の事務の効率化に関する事務
- 学校教職員に対する給与等の支払事務

福利課

- 公立学校共済組合に関する事務
- 学校職員の児童手当及び子ども手当に関する事務
- 京都府教職員住宅の管理事務
- 学校職員の財産形成貯蓄に関する事務
- 学校職員等の恩給に関する事務

[指導部]

学校教育課

- 学校(高等学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校を除く。)の設置廃止の認可、届出の受理等に関する事務

- 学校（高等学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校を除く。）における理科教育、人権教育、学校図書館教育及びへき地教育の振興に関する事務
- 幼稚園・小学校・中学校における教育に関する次の事務
 - (1) 学校管理に関する指導、助言
 - (2) 教育課程の編成及び実施その他教育に関する指導及び助言
 - (3) 生徒指導に関する指導及び助言
 - (4) 研究大会、講習会、研究指定校等に関すること
- 教科用図書の採択及び給与に関する事務
- 就学奨励に関する事務
- 教職員の研修の総合企画、調整及び実施事務
- 教育職員免許法に基づく事務
- 大学等における教員養成への協力に関すること
- 総合教育センターに関すること

(人権教育室)

- 人権教育の総合企画及び調整に関する事務
- 人権教育の推進に関する指導及び援助
- 人権教育の調査及び研究
- その他人権教育に関する事務（他課の所掌に属する事務を除く。）

特別支援教育課

- 特別支援教育の企画及び調整に関すること
- 特別支援学校の設置廃止の認可、届出の受理等に関する事務
- 特別支援学校における産業教育、理科教育、人権教育及び学校図書館教育の振興に関する事務
- 特別支援学校における教育に関する次の事務
 - (1) 学校管理に関する指導及び助言
 - (2) 教育課程の編成及び実施その他教育に関する指導及び助言
 - (3) 生徒指導に関する指導及び助言
 - (4) 研究大会、講習会、研究指定校等に関すること
- 府立特別支援学校の通学区域の設定又は変更に関する事務
- 特別支援学校の教科用図書に関する事務
- 特別支援学校の就学に関する事務
- 府立特別支援学校の幼稚部・高等部の募集に関する事務
- 特別支援学校の設備（スクールバス等）の整備に関する事務
- 特別支援学級等の設置に関する助言
- 府立特別支援学校の教材の取扱いに関する事務

高校教育課

- 高等学校及び府立中学校における産業教育、理科教育、人権教育、学校図書館教育及び情報教育の振興に関する事務
- 府立高等学校及び府立中学校の施設、設備の整備充実に関する企画
- 英語指導助手に関する事務
- 高等学校の生徒の修学支援に関すること
- 高等学校における定時制教育、通信制教育の振興に関する事務
- 高等学校及び府立中学校における教育に関する次の事務
 - (1) 学校管理に関する指導及び助言
 - (2) 教育課程の編成及び実施その他教育に関する指導及び助言
 - (3) 生徒指導に関する指導及び助言
 - (4) 研究大会、講習会、研究指定校等に関する事務

- 高等学校及び府立中学校の教科用図書に関する事務
- 府立高等学校及び府立中学校の教材の取扱いに関する事務
- 高等学校卒業程度認定試験に関する事務
- 高等学校及び府立中学校の設置廃止の認可、届出の受理等に関する事務
- 府立高等学校及び府立中学校の通学区域の設定及び変更に関する事務
- 高等学校及び府立中学校の入学者選抜に関する事務
- 府立高等学校改革に関する次の事務
 - (1) 施策の企画及び推進
 - (2) 施策の実施に伴う高校教育の専門的事項に関する指導と助言

保健体育課

- 学校における健康安全教育・体育に関する次の事務
 - (1) 実施に関する指導及び助言
 - (2) 手引書、指導書、参考書等の作成及び提供に関すること
 - (3) 研究会、講習会、その他催しの主催等に関すること
- 教職員、児童生徒の健康管理
- 学校医、学校歯科医、学校薬剤師、その他学校保健関係者に対する指導及び助言
- 学校給食に関する企画、指導及び助言
- 公益財団法人京都府学校給食会に関すること
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付事務に関すること
- 府民の体育・スポーツ及びレクリエーション活動の振興並びにその指導者の養成
- スポーツ関係団体に対する指導、助言及び援助
- 競技スポーツの振興に関する企画、指導、助言及び援助

社会教育課

- 社会教育の振興に関する調査及び企画立案
- 社会教育に関する団体、社会教育指導者その他関係者に対する指導、助言及び援助
- 家庭教育に関する学習機会を提供するための事業に関する援助・助言
- さまざまな体験活動等の機会を提供する社会教育事業に関する援助・助言
- 青少年教育に関する援助及び助言
- 公民館及び図書館の設置及び管理に関する指導事務
- 社会教育主事の資格の認定及び学芸員の推薦
- 府立図書館に関すること
- 府立少年自然の家に関すること
- 視聴覚教育の設備、器材の管理及び利用の提供
- 京都府社会教育委員に関すること
- 京都府指定管理者等選定審査委員会教育委員会部会に関すること

文化財保護課

- 文化財保護法及び府文化財保護条例に基づく事務
- 府文化財保護審議会に関する事務
- 銃砲刀剣類の登録事務等に関すること
- 文化財の保存と活用に関すること
- 府立郷土資料館に関すること
- 埋蔵文化財事務所に関すること

京都府教育委員会委員長等名簿

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

職 名	氏 名
委員長	高子規明子勉三男修治章己則子傳理範之士光也弘智斉利均み穂人平
委員長職務代理者	畑 正 貴 実
委員	冷 泉 塚 靖 雅
委員	平 上 原 藤 実 紀
〃	安 田 垣 幸 秀 憲
〃	小 橋 小 永 丸 太 古 岩 西 徳 沖 岩 前 角 阿 磯 山 小 川 石 水 木 角 宮 奥 氏
〃 (教 育 長)	
教育次長兼学校危機管理監	橋 本 橋 野 川 田 市 城 村 田 田 見 川 井 部 野 本 谷 村 田 江 下 南 野 野 松
管理部 長	
指導部 長	
教育企画 監	
管理部理事(総務企画課長事務取扱)	
指導部理事(高校改革担当)	
管理課 長	
教職員課 長	
福利課 長	
学校教育課 長	
特別支援教育課 長	
高校教育課 長	
保健体育課 長	
社会教育課 長	
文化財保護課 長	
人権教育室 長	
乙訓教育局 長	
山城教育局 長	
南丹教育局 長	
中丹教育局 長	
丹後教育局 長	
総合教育センター 長	
図書館 長	
山城郷土資料館 長	
丹後郷土資料館 長	

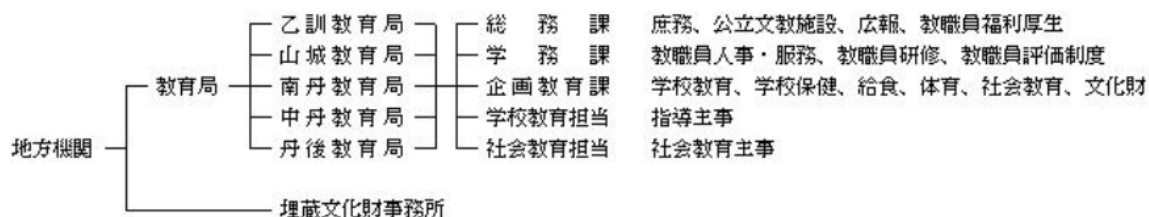
教育委員会所管公所等所在地別一覧

市 町 村 名	公 所 等 名
京 都 市	総合教育センター、図書館、洛北高校附属中学校、山城高校、 鴨沂高校、洛北高校、北稜高校、朱雀高校、洛東高校、鳥羽高校、嵯峨野高 校、北嵯峨高校、北桑田高校、桂高校、洛西高校、桃山高校、東稜高校、洛水 高校、京都すばる高校、盲学校、聾学校
向 日 市	乙訓教育局、埋蔵文化財事務所、向陽高校
長 岡 京 市	乙訓高校、西乙訓高校、向日が丘支援学校
宇 治 市	東宇治高校、菟道高校、城南菱創高校、宇治支援学校
城 陽 市	城陽高校、西城陽高校、城陽支援学校
八 幡 市	京都八幡高校、同南分校、八幡支援学校
京 田 辺 市	山城教育局、田辺高校
木 津 川 市	山城郷土資料館、木津高校、南陽高校
久 御 山 町	久御山高校
精 華 町	南山城支援学校
亀 岡 市	亀岡高校、南丹高校、丹波支援学校亀岡分校
南 丹 市	南丹教育局、るり溪少年自然の家、園部高校附属中学校、園部高校、 農芸高校、北桑田高校美山分校、丹波支援学校
京 丹 波 町	須知高校

市 町 村 名	公 所 等 名
綾 部 市	中丹教育局、総合教育センター北部研修所、綾部高校、同東分校
福 知 山 市	福知山高校、同三和分校、工業高校、大江高校、中丹支援学校
舞 鶴 市	東舞鶴高校、同浮島分校、西舞鶴高校、舞鶴支援学校、同行永分校、同北吸分校、盲学校舞鶴分校、聾学校舞鶴分校
宮 津 市	丹後教育局、丹後郷土資料館、宮津高校、海洋高校
京 丹 後 市	峰山高校、同弥栄分校、網野高校、同間人分校、久美浜高校
伊 根 町	宮津高校伊根分校
与 謝 野 町	加悦谷高校、与謝の海支援学校

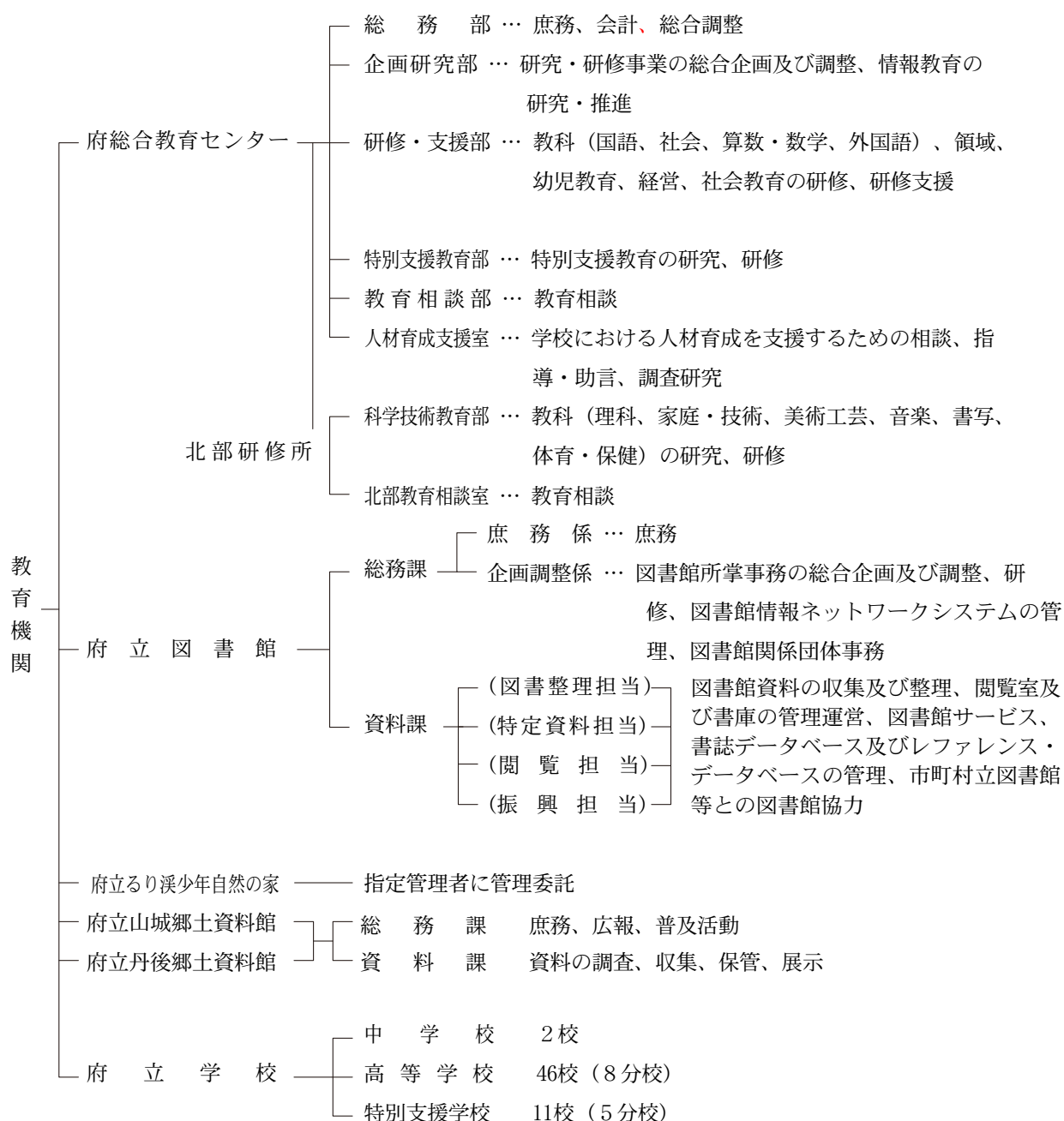
教育局の所管区域

名 称	所 管 区 域
京都府乙訓教育局	向日市、長岡京市、乙訓郡
京都府山城教育局	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久世郡、綴喜郡、相楽郡
京都府南丹教育局	亀岡市、南丹市、船井郡
京都府中丹教育局	綾部市、福知山市、舞鶴市
京都府丹後教育局	宮津市、京丹後市、与謝郡



第3節 教育機関

京都府教育委員会の管理に属する教育機関としては、府総合教育センター、府立図書館、府立るり溪少年自然の家、府立山城郷土資料館、府立丹後郷土資料館と府立中学校2校、府立高等学校46校、特別支援学校11校を設置している。



第4節 附属機関

法律及び条例に基づいて府教育委員会に設置されている附属機関は次のとおり。

名 称	根 拠 規 程	任 務	委員	任 期	主管課
京都府教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第2項	義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択についての基準、選定に必要な資料作成及び指導助言の調査審議	20人	4月1日 ～ 8月31日	指導部 学校教育課
京都府いじめ防止対策推進委員会	いじめ防止対策推進法第14条第3項	いじめ防止等の対策についての調査審議及び重大事態に係る調査	7人 以内	2年	指導部 学校教育課
京都府産業教育審議会	産業教育振興法第11条	産業教育に関する事項について調査審議及び建議	15人	3年	指導部 高校教育課
京都府スポーツ推進審議会	スポーツ基本法第31条	スポーツの計画及び推進に関する重要事項についての調査審議	20人 以内	2年	指導部 保健体育課
京都府社会教育委員	社会教育法第15条第1項	社会教育に関し、教育委員会に助言	15人	2年	指導部 社会教育課
京都府文化財保護審議会	文化財保護法第190条第1項	文化財の保存及び活用に関する事項について調査審議及び建議	20人 以内	2年	指導部 文化財保護課
京都府指定管理者等選定審査会	京都府の施設の管理等に関する条例第7条	府の施設の管理及び活用に関する重要事項の調査審議	6人 以内	2年	指導部 社会教育課

第5節 条例・規則の制定及び改正

平成25年度中に制定された府教育委員会関係の条及び規則は次のとおり。

条例・規則番号	条例・規則の名称	内 容	公布日（施行日）
京都府条例第29号	京都府立高等学校等設置条例の一部を改正する条例	府立鴨沂高等学校について、改築のため一時的に移転することに伴う改正	平25. 7. 5 (平25. 8. 25)
京都府条例第33号	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(京都府社会教育委員の定数等に関する条例の一部改正)	第3次地方分権一括法の施行に伴い、府社会教育委員の委嘱に関する基準を加えるための改正	平25. 10. 18 (平26. 4. 1)
京都府条例第46号	京都府立少年自然の家条例の一部を改正する条例	府立ろり溪少年自然の家にクラフト室を新設することに伴う改正	平25. 12. 27 (平26. 4. 1)
京都府条例第11号	京都府附属機関設置条例の一部を改正する条例	教育委員会の附属機関として「京都府いじめ防止対策推進委員会」を設置することに伴う改正	平26. 3. 14 (平26. 4. 1)
京都府教育委員会規則第7号	京都府教育委員会基本規則の一部を改正する規則	本庁組織における担当課長の設置に伴う改正	平25. 4. 1 (平25. 4. 1)
京都府教育委員会規則第8号	技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与等の特例等に関する条例の制定に伴い、技能労務職員についても一般職の職員に準じた給与の減額措置を講じるための改正	平25. 6. 28 (平25. 7. 1)
京都府教育委員会規則第9号	京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則及び京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則	京都市・乙訓地域における府立高等学校の普通科の教育課程上の編成の変更等に伴う改正	平25. 8. 30 (平25. 8. 30)
京都府教育委員会規則第1号	京都府教育委員会基本規則の一部を改正する規則	教育委員会が規則等を議決した場合にそれを公布する期限に係る規定を削る改正	平26. 3. 4 (平26. 3. 4)
京都府教育委員会規則第2号	京都府立学校授業料等徴収条例第3条第1項の規定による納付期限の特例等に関する規則	条例の一部改正に伴い、条例第3条第1項の規定による納付期限の特例及び徴収の猶予並びに同条第2項の規定による授業料の免除に関し必要な事項を規定	平26. 3. 28 (平26. 4. 1)
京都府教育委員会規則第3号	京都府立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	京都府立高等学校の授業料の特例に関する条例の廃止に伴う改正	平26. 3. 28 (平26. 4. 1)
京都府教育委員会規則第4号	京都府立学校の管理運営に関する規則及び京都府立学校の事務部の設置及び事務職員等の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	府立学校に配置されている技術職員の在り方の見直しに伴い新たな職として学校施設管理職員を設置するための改正	平26. 3. 28 (平26. 4. 1)
京都府教育委員会規則第5号	京都府いじめ防止対策推進委員会規則	「京都府いじめ防止対策推進委員会」の設置に当たり、その組織や運営に関し必要な事項を規定	平26. 3. 28 (平26. 4. 1)
京都府教育委員会規則第6号	京都府教育委員会基本規則及び京都府教育委員会表彰規則の一部を改正する規則	教育委員会の附属機関として「京都府いじめ防止対策推進委員会」を設置することに伴う改正	平26. 3. 28 (平26. 4. 1)
京都府教育委員会規則第7号	技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	技能労務職員に適用する技能労務職給料表など、給与の額や支給方法等に関し必要な事項を規定するための改正	平26. 3. 31 (平26. 4. 1)
京都府規則第27号	京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	「奨学のための給付金」事業の創設に伴い京都府高等学校等修学資金の貸与額の調整等を行うための改正	平26. 3. 31 (平26. 4. 1) (平27. 4. 1)

第6節 表 彰

1 京都府教育功労者表彰（平成14年教育委員会規則第9号）

京都府における教育の振興に関し、特に功績があると認められた個人・団体を、京都府教育功労者として表彰している。

対象となる功績は、学校教育、社会教育、府民文化、教育行政など、広範な分野にわたっており、昭和28年以来、平成25年まで個人357名、団体23団体を表彰した。

平成25年度は、表彰式を11月に開催した。

京都府教育功労者一覧

表彰 年度	氏名・団体名	表彰 年度	氏名・団体名	表彰 年度	氏名・団体名
昭和 28年	西田義文		塩見寛治		北脇忠治
29	上田一夫		鈴木茂吉	56	矢野茂太郎
	蒲田熊次		前田一良		橘山修一
30	船井郡郷学社財団	39	京都府学校図書館協議会		中大槻輝之助
	天野利武		中津川保一	57	大湊槻寅
	小嶋逸良		橋本英与作	58	大奥田弘
	白子喜一郎		村上祐二	59	京都府美術教育研究会
31	京都理科研究会		村田種二	60	高山橋静三
	舞鶴市連合会	40	京都放送教育研究協議会		坂根芳朗
	今井恒次郎		岡部源太郎	61	中井丈澄子
	山田俊三		坂中文子	62	京都府へき地教育研究会
	山内年彦		田中友の会		四方美代子
	浅井清信也	41	京都点訳友の会		相原清力
	鈴木博也	42	小橋敏夫		津山正三
	同和教育京都府連合会	43	中島新太郎	63	小山西本
	京都市算数教育研究会	44	京都聴力障害者援護会(大内会)		杉森義雄
32	竹上藤次郎	45	岡本勇造		藤田道一
	谷亮三	46	京都府高等学校体育連盟		平松居正
	京都市国語教育研究会	47	川瀬春生		湯浅田谷
33	船井郡丹波町	48	西村莊三		小千高嶋
	芦原謙造	49	吹上靖太		岡生谷
	瑞野令三	50	(該当者なし)		和毛利井村
	京都市音楽教育研究会	51	桑野忠男		西乾深井
	瑞穂町三の宮公民館	52	福田博臣	平成元年	岡大西
34	芦田重左衛門	53	(該当者なし)		柏
	佐野健太郎	54	戸田晋造	2	
	鈴木俊	55	中井平治		
	高田崑太郎		村田治郎		
	増井栄太郎		磯部志一		
35	京都市小学校体育研究会		瀬野貞義		
	福田与巖		阿南宏		
	京都市図画工作教育研究会		深井多喜雄		
36	市原誠一行		祇園祭山鉾連合会		
	杉本信作		齋藤雅行		
	富阪寛雄		高島河貞三		
	京都市社会科教育研究会		並新国伊平		
37	中西太一郎		野口政治郎		
	水口甚五郎		小山本伊豆子		
	吉田八重会		京都府障害児教育研究会		
38	田辺郷土史会		林浅子		
	井川市太郎		下田甚吉		
	岩崎英生				
	小林英生				

表彰 年度	氏名・団体名				表彰 年度	氏名・団体名				表彰 年度	氏名・団体名			
3	馬荒栢川木久白長古八山柚上内小古田中西福福森米内大片小平堀吉新鈴高土富檜若加城齋島土中松茂足齋齋田前真村岩上大永	場本分勝田下滝澤川木下木田田泉田中村嶋田津山槻山西林井田井木木屋井村原藤戸藤本田井籠立藤藤宮川継上本田保松	友光次道正壽忠克太伊潔一 亮昌和治光一祥正 孝忠茂秧 英和甚直一 敏英政秀 謹正 内柳錠 宏永さ 昭邦俊迪	治雄郎子雄夫光己一美巳男郎一子己浩郎郎美潤信男生司哲夫夫逸文夫實茂實章子弑男夫忠脩一文實匠郎吉進悦一江肇造夫夫哉	10	村山山檜足伊坪中永増青犬上北小橘椿永南原藤村吉井眞小佐毛森岩森山新中橋酒勝山日大井吉久徳岩橋八袴奥田福小田中樋出	上耒本山立家内川島田木飼林村畑原井任澤井上田上下山野呂田本井西詰井田田部石上本貝吉渕本幡田村中知林中森口野	丈 十勝志正達惠與 正傳泰 恭泰鉄 平進幸 幸 貞千重由澄不敏悦 康 和秀 覚良 正慶 欣武	利勉造平夫昭雄次幸潔郎檜夫晉弘堂夫淳雄孝昭明實一一安哲生實明男秋熙生雄夫夫治郎弘勉子昭淳務堯雄裕誠温範晋勝介男	16	高小奥山大小田中杉小西上前荒中村田油澤友中堀煤谷河米山高岡安永能石上山小岸澤入寺山堀南廣福道稻笹角黒荒牧福坂稻前	野林村本橋寺野地本牧出村田川里上淵谷田久島林口林田本田本達井勢川野口林本村江田口元瀬田下葉池野崎木野西下本田	俊暉 輝二正照 千重清 直隆知和桂 久和正誠道 敦欽 忠 吉久み嘉庄喜禮幸嘉俊光亘昭浩 和昌正治良徳 康和高	道彦功郎夫一子誠造貴浩彦讓樹憲生彦朗淳雄子代雄夫理弘一涉行涉正子き雄治司子作明男則孝治二滋子平二生吉尚修至也士勉
4					11									
5					12					17				
6					13					18				
7					14					19				
8					15									
9														

表彰 年度	氏名・団体名				表彰 年度	氏名・団体名			
20	中前	谷	裕	亮	23	大西	森	淳	乃
	菅	尾	美	智		西	尾	雅	之
	前	尾	佐	和		土	田	憲	稔
21	岩	附	知	三	24	小	田	祐	夫
	八	木	清	子		大	谷	淳	康
	引	野	八	重		栗	田	ま	二
22	奥	村	恒	子	25	守	谷	さ	子
	瀧	口	將	司		杉	本	厚	夫
	瀧	佐	宣	治		秦	東	陽	子
22	土	上	順	男	24	板	田	忠	司
	村	山	喜	貞		石	本	康	男
	土	村	泰	英		山	横	正	明
21	奥	岡	美	三	24	八	谷	敏	子
	吉	牧	恵	子		藤	見	幸	彦
	小	下	長	久		塩	江	定	生
21	小	澤	一	也	25	鈴	本	卓	昭
	滝	本	健	二		關	井	昭	男
	大	嶋	正	德		藤	山	洋	三
22	日	下	耕	三	25	片	司	秀	子
	長	尾	國	顯		惣	藤	盛	雄
	岡	田	孝	司		佐	村	宗	理
22	増	田	耕	造	25	木	見	照	伸
	川	中	偉	晃		江	部	光	雄
	佐	端	厚	男	25	南	山	富	一
22	田	野	修	弘		横	田	興	彦
	白	邊	千	子	25	芦	井	吉	男
	河	桧	信	貢		今	本	幸	治
22	升	原	幸	之	25	西	崎		生
	上	田	勝	男		牧	見		夫
	田	辻	俊	美	25	塩	岡		均
22	笹	村		次	25	竹	崎		敏
	山	井		昭	25	宮	川		周
	吉	本		忠	25	石	邊		紀
22	森	田	明	治	25	田	城		志
	堀	池	洋	一	25	本	田		彦
	医療法人社団	滋	香	代	25	石	柳		照
22	吉	村	義	和	25	柳	竹		紀
	浅	井		太	25	片	岡		浩
				久	25				郎

2 京都府教育委員会附属機関の委員等表彰

(平成14年教育委員会規則第9号)

京都府スポーツ推進審議会をはじめ、京都府文化財保護審議会など教育委員会附属機関の委員と、府立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師に対する表彰である。

対象者は附属機関の委員などとして、職務に精励し、教育行政の発展に貢献し、委員として10年（学校医等にあつては20年）以上勤務した者で、平成25年度には4名を表彰し、表彰式を11月に開催した。

3 京都府立学校教職員表彰

京都府教育委員会事務局職員表彰

(平成14年教育委員会規則第9号)

府立学校の教職員及び府教育委員会事務局の職員に対し、永年勤続表彰及び優良職員表彰を行っている。

対象者は多年勤続し、職務に精励した者であつて、他の模範と認められる教職員及び事務局職員などで、平成25年度には177名と10グループを表彰した。表彰は府庁開庁記念日に行っている。

4 京都府公立学校退職教職員表彰

(平成14年教育委員会規則第9号)

府立学校と市（京都市を除く。）町（組合）立小・中学校の府費負担教職員に対し、退職に際してその功績をたたえ表彰している。

対象者は教職員として30年以上勤務し、職務に精励した者など（多年勤続により教育委員会から表彰を受けた者は除く。）で、平成25年度退職者については262名を表彰した。

表彰は、退職辞令交付時に併せて行っている。

5 京都府公立学校優秀教職員表彰

(平成14年教育長訓令第16号)

常に職務に精励し、意欲と情熱を持って熱心に教育実践などに取り組む優秀な教職員に対する表彰を行っている。

対象者は、府立学校と市（京都市を除く。）町（組合）立小・中学校に勤務する府に任命権が属する教職員であって、資質や指導力に優れ、教育実践などにおいて他の模範となると認められる者で、平成25年度には31名と1団体の教職員を表彰し、表彰式及び教育実践交流セミナーを11月に開催した。

第7節 調査統計、広報広聴

1 統計調査

教育行政を進める上で基礎資料を総合的に得るため、次の調査を実施している。

名 称	調査期間	周 期
学 校 基 本 調 査（学校調査、卒業後の状況調査など）	5月1日現在	毎 年
社 会 教 育 調 査	10月1日現在	3 年 ご と
学 校 教 員 統 計 調 査	10月1日現在	3 年 ご と
地 方 教 育 費 調 査（教育費調査、※教育行政調査など）	前 年 度 間	毎 年
子 供 の 学 習 費 調 査	年 間 調 査	隔 年

※教育行政調査は5月1日現在を調査期間とし、隔年実施

2 広報広聴

教育に対する府民の理解と協力を得るとともに、教育行政を円滑に進めるため、本府教育に関する制度・施策や事業について、広報紙『きょうとふの教育(府教委広報)』をはじめ、パンフレット『京都府の教育2013』、FM

ラジオ広報番組『Kyoto Educational Window』などを通じて広報活動を行っている。

また、教育記者クラブ(新聞社・テレビ局・通信社など15社で構成)との緊密な連携を図り、資料提供など積極的な広報活動(パブリシティ)を行っている。

(1) 広報紙(定期刊行物)

名 称	発行部数	配布先	主な内容
きょうとふの教育 (府教委広報)	年3回 毎回約 170,000部	府内公立学校の児童生徒の保護者、教職員、市町(組合)教委、その他教育関係者など	保護者向け広報紙として、発行時期を考慮しながらタイムリーな記事を掲載する。
京都府の教育 2013	年1回 10,000部	府内の公立学校、教育機関、市町(組合)教委など	府民向けパンフレットで京都府の教育について写真、グラフなどを使って紹介する。
京都府の教育 ～つながり、創る、 京の知恵～	年1回 20,000部	府内各教育機関、その他教育関係者など	府教育委員会の主要な事業について簡潔にまとめている。

(2) 広報番組(平成25年度)

・ラジオ番組

『Kyoto Educational Window』

毎月第2、4水曜日(年24回放送)

(3) ホームページ

アドレス

<http://www.kyoto-be.ne.jp/>

第8節 市町(組合)教育委員会

市町(組合)教育委員会は、5人の委員をもって組織される。ただし、条例の定めがあ

れば、委員数を弾力的に扱うこともできる。
教育長は、教育委員のうちから任命される。

京都市町(組合)教育委員会委員長・教育長一覧

平成26年4月1日現在

	教育委員会名	委員長	教育長		教育委員会名	委員長	教育長
乙訓	向日市	前田 信行	奥野 義正	南丹	亀岡市	中桐 安子	竹岡 敏
	長岡京市	浅輪 信子	山本 和紀		南丹市	林 昌明	森 榮一
	大山崎町	南 顕融	清水 清		京丹波町	大西 弘二	朝子 照夫
山城	宇治市	西野 正博	石田 肇	中丹	綾部市	片山 祥司	足立 雅和
	城陽市	崎川 武雄	中村 範通		福知山市	倉橋 徳彦	荒木 徳尚
	八幡市	奥村 順一	谷口 正弘		舞鶴市	南部 照一	佐藤 裕之
	京田辺市	奥西 尚子	山口 恭一	丹後	宮津市	生駒 正子	藤本 長壽
	木津川市	杉本 清重	森永 重治		京丹後市	小松 慶三	米田 敦弘
	久御山町	坂 正義	山本 悦三		伊根町	小南 栄作	石野 渡
	井手町	奥西 康人	松田 定		与謝野町	白杉 直久	垣中 均
	宇治田原町	内田 一孝	西出維久雄		与謝野町宮津市 中学校組合	廣野 雅士	垣中 均
	精華町	伊藤二三雄	太田 信之				
	相楽東部 広域連合	井戸野佐知子	西本 吉生				

(1) 年齢別教育委員数（京都市を含む。）

平成25年5月1日現在

区 分	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	計
委員数(人)	—	21	25	45	12	103
比 率(%)	—	20.4	24.3	43.7	11.6	100

(注) 教育長である委員を除く。

(2) 職業別教育委員数（京都市を含む。）

平成25年5月1日現在

区 分	専門的・ 技術的 職業従事者	管 理 的 職業従事者	農林漁業 作 業 者	運輸・通信 従 事 者、 生産工程・ 労務作業者	事 務 者 従 事 者	販 売 ・ サービス・ 保安職業 従 事 者	無 職	計
教育委員(人)	30	21	8	1	6	9	28	103
教育の職歴を持 った委員数(再)(人)	4	4	3	—	1	1	18	31

(注) 教育長である委員を除く。

(3) 人口規模別事務局本務職員数及び平均職員数（京都市を含む。）

平成25年5月1日現在

人 口 規 模	教育委員会数	事 務 局 職 員 数	
		総 数 (人)	1 教委当たり平均 (人)
500,000人以上	1	425	425.0
100,000～499,999人	1	59	59.0
50,000～99,999人	10	396	39.6
30,000～49,999人	3	61	20.3
15,000～29,999人	5	82	16.4
8,000～14,999人	2	23	11.5
5,000～7,999人	—	—	—
5,000人未満	1	4	4.0
一 部 事 務 組 合	1	5	5.0
広 域 連 合	1	16	16.0

第9節 教育予算の概要

1 予算総額

京都府の平成26年度当初予算は、一般会計で8,968億6,400万円、前年度予算と比べ0.4%減となっている。

このうち、教育費総額は、2,281億3,617万円、府全体の一般会計予算の25.4%を占めている。

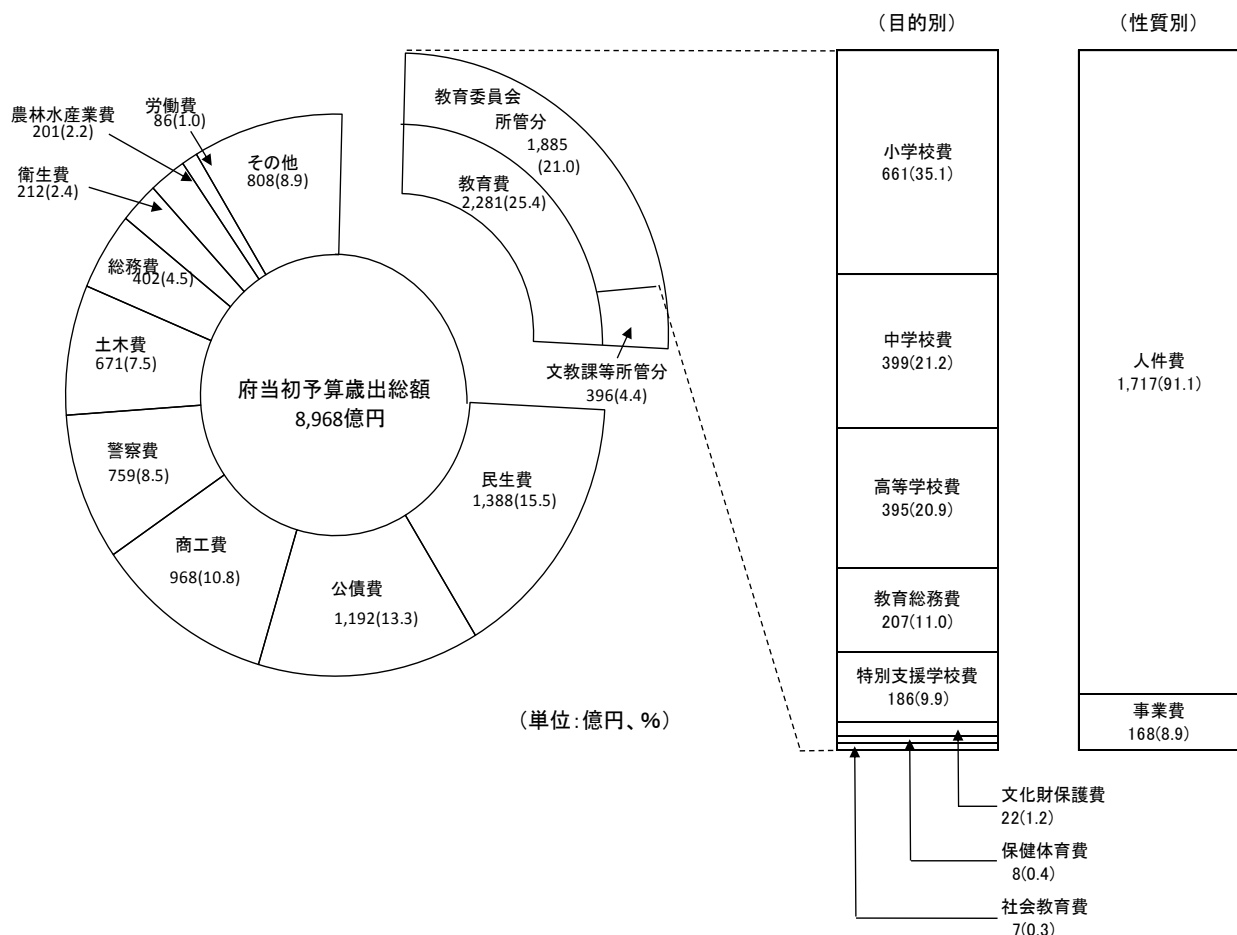
2 府教育委員会の予算

府教育委員会所管の平成26年度当初予算(一般会計)は、1,884億8,747万円、府全体の歳出総額の21.0%を占め、前年度予算(1,884億9,548万円)に比べ0.01%減となっている。

「歳出」を目的別にみると、義務教育教職員の給与費や旅費の小・中学校費が56.3%を占め、府立高校の整備や運営経費、給与費などの高等学校費が20.9%、教育庁の運営経費や公立学校教職員の退職手当などの教育総務費が11.0%、特別支援学校の整備や運営経費、給与費などの特別支援学校費が9.9%、社会教育費、文化財保護費、保健体育費あわせて1.9%となっている。

また性質別にみると、教職員及び職員給与費などの人件費が91.1%、府立学校施設の整備をはじめ各種の事業経費が8.9%となっている。

平成26年度 教育委員会所管予算(当初)



平成 26 年度 当 初 予 算 主 要 事 項

1 京都の未来を創造する人づくりに向けた教育の推進

重 点 目 標 / 主 要 事 項	予 算 額	事 業 概 要	前年度 予算額
1 質の高い学力をはぐくむ			
子どものための京都式少人数教育推進費	8,243,676	京の子ども・少人数教育推進費 7,600,510 小学校(3～6年生)及び中学校において、学校 現場の状況に応じた少人数教育を推進 小学校低学年指導充実費 643,166 小学校1・2年生で2人の教員による指導	8,241,236
中学生学力アップ促進事業費	128,616	小・中学校学力診断テストの実施 23,400 中1 振り返り集中学習 ～ふりスタ～ 30,000 中2学力アップ集中講座 10,500 中学生読解力向上対策 1,116 京都大学と連携した出前授業、体験授業等の 実施 5,500 学力向上サポートチームの配置 45,000 学力向上システム開発校の指定等 13,100	131,016
学習習慣確立支援事業費	71,512	小・中学校に「まなび・生活アドバイザー」を配置	71,512
土曜教育推進事業費	9,000	新 土曜日活用に係るカリキュラム開発、教育支援体制の構築	—
府立高校生ベーシックマスター支援事業費	45,852	生徒一人一人の能力・個性を伸ばし、学力と学校生活の基 礎・基本の向上と定着を図る 新入生アシストセミナー 1,560 学習合宿、進路補習 等 18,308 社会人講師活用事業 2,318 大学生教育ボランティア活用事業 1,750 府立高校実力テスト 21,916	46,852
夢に応えられる府立高校づくり事業費	290,159	生徒に選ばれ、生徒の夢に応えられる特色づくりをより一層 推進するとともに、生徒の「展望する力」「挑戦する力」「つな がる力」を育成 新 高校生学習チャレンジサポート事業 31,000 新 スーパーグローバルハイスクール設置事業 16,000 新 国際バカロレア調査研究事業 1,000 新 府立高校生地域とつながる事業 1,000 京都フロンティア校支援事業 15,000 大学研究室連携事業(スクールラボ) 10,000 数学オリンピック等チャレンジ事業 3,952 府立高校一校一社連携事業 3,650 ハイスクール起業チャレンジ支援事業 1,089 産学連携プログラム推進事業 等 3,468 新 福知山高校校舎等整備 57,000 新 南丹高校校舎等整備 147,000	63,431

重点目標／主要事項	予算額	事業概要	前年度 予算額
2 規範意識や人を思いやり尊重する心など、豊かな人間性をはぐくむ			
豊かな心を育てる教育推進事業費	23,950	KYO発見 仕事・文化体験活動推進事業 15,000 伝統・文化体験や職業体験を通じ、豊かな人間性を育成 「京の子ども 明日へのとびら」作成費 等 8,950	31,310
規律ある行いを実践する教育推進事業費	2,500	(新) 法をはじめ実生活の中でのルールやきまりについて、自ら考え実践に移せる能力を育成する、新たなカリキュラムの開発	—
こころを育む古典の日推進事業費	1,000	小・中学生による朗読・暗唱大会等の開催	1,000
高校生伝統文化事業費	20,000	茶道や華道等を体験するための授業を実施	20,000
高校生「京の文化力」推進事業費	9,000	府立高校文化部活動支援、京都文化の継承	10,000
文化財対策費	1,751,750	歴史的建造物等保存伝承事業 1,713,120 建造物保存修理受託、工事現場公開 等 埋蔵文化財調査保存事業 38,630	1,735,613
3 たくましく健やかな身体をはぐくむ			
競技スポーツ振興事業費	230,000	国体等競技スポーツの振興、ジュニア選手の育成「チーム京都」推進事業 等	230,000
日本代表・トップアスリート交流事業費	6,000	日本代表チームの京都招へいなど、一流スポーツ選手と子ども達がふれあう機会を提供	6,000
運動部活動振興事業費	24,468	中学・高校の運動部に地域の指導者を派遣	24,468
食育推進事業費	3,000	栄養教諭を中核とした食育の推進	1,100
4 一人一人を大切にし、個性や能力を最大限に伸ばす（高校改革、特別支援教育、幼児教育等の推進）			
夢に応えられる府立高校づくり事業費 (再掲)	290,159	生徒に選ばれ、生徒の夢に応えられる特色づくりをより一層推進するとともに、生徒の「展望する力」「挑戦する力」「つながる力」を育成	63,431
府立学校施設整備費 (一部再掲)	2,238,129	新設高等学校建設費 1,881,800 単位制、昼間2部制の普通科高校を京都市に新設 鴨沂高校校舎等整備 152,329 府立鴨沂高校の耐震化に伴う改築 (新) 福知山高校校舎等整備 57,000 北部地域における中高一貫教育の実施 (新) 南丹高校校舎等整備 147,000 口丹地域における職業(ものづくり)教育の充実	782,329
南山城支援学校校舎等整備費	164,000	(新) 児童生徒数増加に対応するため、校舎の増築を実施	—
特別支援教育充実事業費	220,640	発達障害のある児童生徒を支援する非常勤講師を小・中学校に配置	220,000
府立高校特別支援教育支援員配置事業費	4,920	府立高校に在籍する発達障害等のある生徒への支援体制の整備のため、特別支援教育支援員を配置	4,896
特別支援教育総合推進事業費	53,281	特別支援教育サポート拠点事業 4,500 地域等連携推進事業 3,645 特別支援教育実践研究事業 16,000 文化・スポーツ交流事業 等 10,637 ふれあい・心のステーション 2,300 高等部生徒の進路支援に係る教員配置 7,000 職業教育設備の充実 9,199	46,955
特別支援学校就労支援充実費	13,500	(新) 高等部生徒の職業的自立を促進するため、就労支援及び職業教育を充実 就労支援コーディネーターの配置 13,500 職業教育に対する外部人材の活用	—
「もうすぐ1年生」体験入学推進費	1,875	小学校における体験入学事業の実施	3,750
いじめ防止対策等推進事業費	7,818	学校非公式サイトの監視などのネットいじめ対策	7,664
京の若者未来支援事業費	10,000	府立高校全生徒を対象として仕事体験などの実践的キャリア教育を展開	12,000
読書活動推進事業費	5,000	調べ学習に役立つ図書を小・中学校、高等学校等に貸出	5,000

重点目標／主要事項	予算額	事業概要	前年度 予算額
5 社会の変化に対応し、よりよい社会の構築に貢献できる力をはぐくむ（環境、情報、国際理解教育等の推進）			
夢に応えられる府立高校づくり事業費（再掲）	17,000	(新) スーパーグローバルハイスクール設置事業 16,000 (新) 国際バカロレア導入検討事業 1,000	—
府立高校生グローバルチャレンジ500事業費	217,864	府立高校生グローバルチャレンジ事業 26,500 海外での語学研修や留学を支援 府立高校に英語指導助手を配置 191,364	224,506
学校教育振興費(情報教育設備整備)	187,196	府立学校での情報教育設備整備	181,491
中学生学力アップ促進事業費（再掲）	5,500	京都大学と連携した出前授業、体験授業等の実施	5,500

2 京都の力を活かして一人一人の学びを支える教育環境づくり

重点目標／主要事項	予算額	事業概要	前年度 予算額
6 学校の教育力の向上を図る			
子どものための京都式少人数教育推進費（再掲）	8,243,676	学校現場の状況に応じた少人数教育の推進 等	8,241,236
いじめ防止対策等推進事業費（一部再掲）	293,849	いじめ防止対策をはじめ、不登校や問題行動への対応など 総合的サポート体制を充実 (新) いじめ未然防止・早期解消支援チーム設置 6,000 (新) 規律ある行いを実践する教育推進事業 2,500 PTAと連携したいじめ・非行防止キャンペーン の実施 2,800 スクールカウンセラー配置など相談体制の構築 232,116 24時間電話相談 等 30,015 学校非公式サイトの監視などネットいじめ対策 7,818 いじめ危機管理チームの派遣 1,000 いじめ対応のための附属機関の設置 1,000 いじめ早期対応緊急指導教員の配置 — 不登校対策の充実 10,600 ふれあい宿泊学習、フリースクールとの連携 等	281,551
少年非行防止対策事業費（一部再掲）	16,147	児童生徒の暴力行為等問題行動の早期解決を図るため、 未然防止の観点から対策を実施 「まなび・生活アドバイザー」の配置 13,347 PTAと連携したいじめ・非行防止 キャンペーンの実施 2,800 生徒指導緊急指導教員の配置 —	16,847
学習習慣確立支援事業費（再掲）	71,512	小・中学校に「まなび・生活アドバイザー」を配置	71,512
「もうすぐ1年生」体験入学推進費（再掲）	1,875	小学校における体験入学事業の実施	3,750
教職員研修費	70,416	教員の指導力向上、いじめ、非行防止への対応力 向上、コンプライアンス研修等の実施	70,416
集まれ未来の教員サポート事業費	3,000	教員を志望する学生ボランティア支援、教師力養成 講座の開催	3,000
「教師力向上」地元パワー活用事業費	12,000	地元京都の大学や企業と連携した高度な研修	12,000
学校改革リーダー養成事業費	3,000	今後の高校改革の中心的役割を担う教員を養成	3,000

重点目標／主要事項	予算額	事業概要	前年度 予算額
7 安心・安全で充実した教育の環境を整備する			
地域ぐるみの学校安全体制整備推進等 事業費	8,000	子どもたちの一層の安心・安全の確保のため、生活安全、 交通安全、災害安全の3分野について、安全対策を推進 スクールガード・リーダーによる巡回指導等 4,000 通学路安全対策アドバイザーの派遣 2,000 実践的防災教育総合支援事業 2,000	12,970
府立学校施設整備費 (一部再掲)	5,386,287	府立学校耐震強化対策費 2,480,008 府立学校校舎等整備費 2,458,279 新設高等学校建設費、鴨沂高校校舎等改築、 福知山高校改修、南丹高校実習棟新築、 舞鶴支援学校行永分校整備、 南山城支援学校校舎増築 府民公募型整備事業費 100,000 府立学校老朽校舎改修 等 348,000	5,834,213
高校生等修学支援事業費	3,194,575	高校生への奨学給付金の支給、修学資金の貸付、 就学支援金制度による授業料の免除 等 高等学校等修学資金貸付事業 等 1,666,337 高等学校生徒通学費補助 6,500 ⑨ 奨学のための給付金事業 164,703 ⑨ 公立高校「家計急変対応」授業料減免 179 ⑨ 公立高校等「学び直し」応援事業 1,188 ⑨ 公立高校就学支援金事業 1,355,668	1,774,606
8 すべての教育の出発点である家庭教育を支援する			
家庭教育支援事業費	2,960	家庭教育支援活動を実施する市町村への助成等	3,460
学習習慣確立支援事業費 (再掲)	71,512	「まなび・生活アドバイザー」による家庭教育支援充実	71,512
9 社会の力を活かして子どもをはぐくむ環境をつくる			
地域で支える学校教育推進事業費	14,500	地域ぐるみで学校を支える体制の整備	14,500
京のまなび教室推進事業費	40,038	放課後等を活用した体験・学習活動への支援	41,553
土曜教育推進事業費 (再掲)	9,000	⑨ 地域の資源を活用した学習・体験活動の推進	—
運動部活動振興事業費 (再掲)	24,468	中学・高校の運動部に地域の指導者を派遣	24,468
10 生涯学習社会の実現に向けて学習環境を充実させる			
府民総合体育大会開催費	31,400	府民の生涯にわたるスポーツ活動の推進 ⑨ 京都府版マスタース大会として新部門を設置 4,000	27,400
文化財対策費 (再掲)	1,751,750	歴史的建造物等保存伝承事業 1,713,120 建造物保存修理受託、工事現場公開 等 埋蔵文化財調査保存事業 38,630	1,735,613
地域で支える学校教育推進事業費 (再掲)	14,500	地域ぐるみで学校を支える体制の整備	14,500
京のまなび教室推進事業費 (再掲)	40,038	放課後等を活用した体験・学習活動への支援	41,553

第2章 教 職 員

第2章 教 職 員

第1節 人 事

1 教職員定数

京都府の教職員の定数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「標準法」という。）並びに「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」を踏まえ措置を行っている。

(1) 小学校及び中学校

学級編制は標準法を標準として定めた府の基準により行っており、この学級をもとにして教員の定数配当を行っているが、小学校3～6年生においては、30人程度の学級編制が可能な定数を配当している。

この配当定数の上に特色ある学校づくりを行うための具体の取り組みに対して支援する加配措置を行っている。

また、組織的かつ機動的に対応するため主幹教諭を、教員の指導力を高めるため指導教諭を、学校等の実状に応じ配置している。

事務職員、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員についても、学級数、児童生徒数を基に配置基準を定め配当を行っている。

(2) 高等学校及び特別支援学校

高等学校などの教員定数の配置については、学校ごとの設置課程、学校規模、設置学科などが個々に異なるので、学級数や児童生徒数を基本としながら教員配当を行っている。教員以外の教職員の配置についても同様である。

2 教員の男女別、年齢別構成

校長、教員の男女別年齢別状況などから、男女の構成はおおむね小学校男39%、女61%、中学校男59%、女41%、高校男69%、女31%、特別支援学校男37%、女63%の構成になっていることがわかる。

また、教員の年齢別構成は、小学校では57歳前後、中学校では54歳前後が多くなってい

る。高校では52歳前後、特別支援学校では58歳前後が多くなっているのが特徴である。

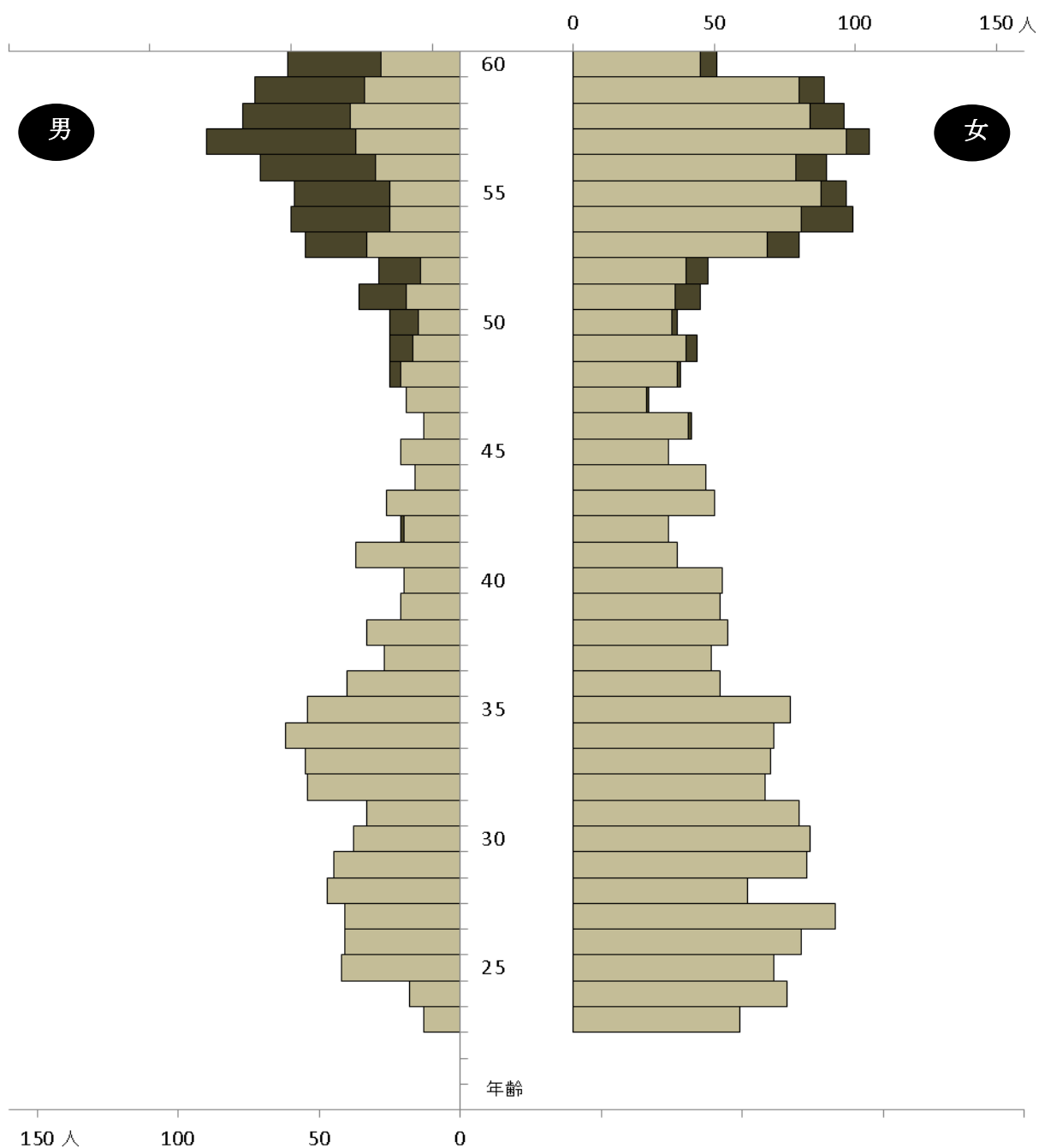
平均年齢は、小学校42.2歳、中学校43.0歳、高校46.6歳、特別支援学校で44.7歳となっている。

小学校校長・教員の男女別年齢構成図表

	25.5.1現員(人)			男女比(%)		平均年齢(歳)		
	男	女	計	男	女	男	女	計
校 長 ・ 教 員	1,523	2,426	3,949	38.6	61.4	43.5	41.5	42.2
上 記 の う ち 教 諭	1,173	2,056	3,229	36.3	63.7			

- (注) 1 京都市立学校を除く。
2 校長・教員には校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭を含む。
3 再任用は除く。

■ ……校長、副校長及び教頭
年齢……平成26年3月31日現在



中学校校長・教員の男女別年齢構成図表

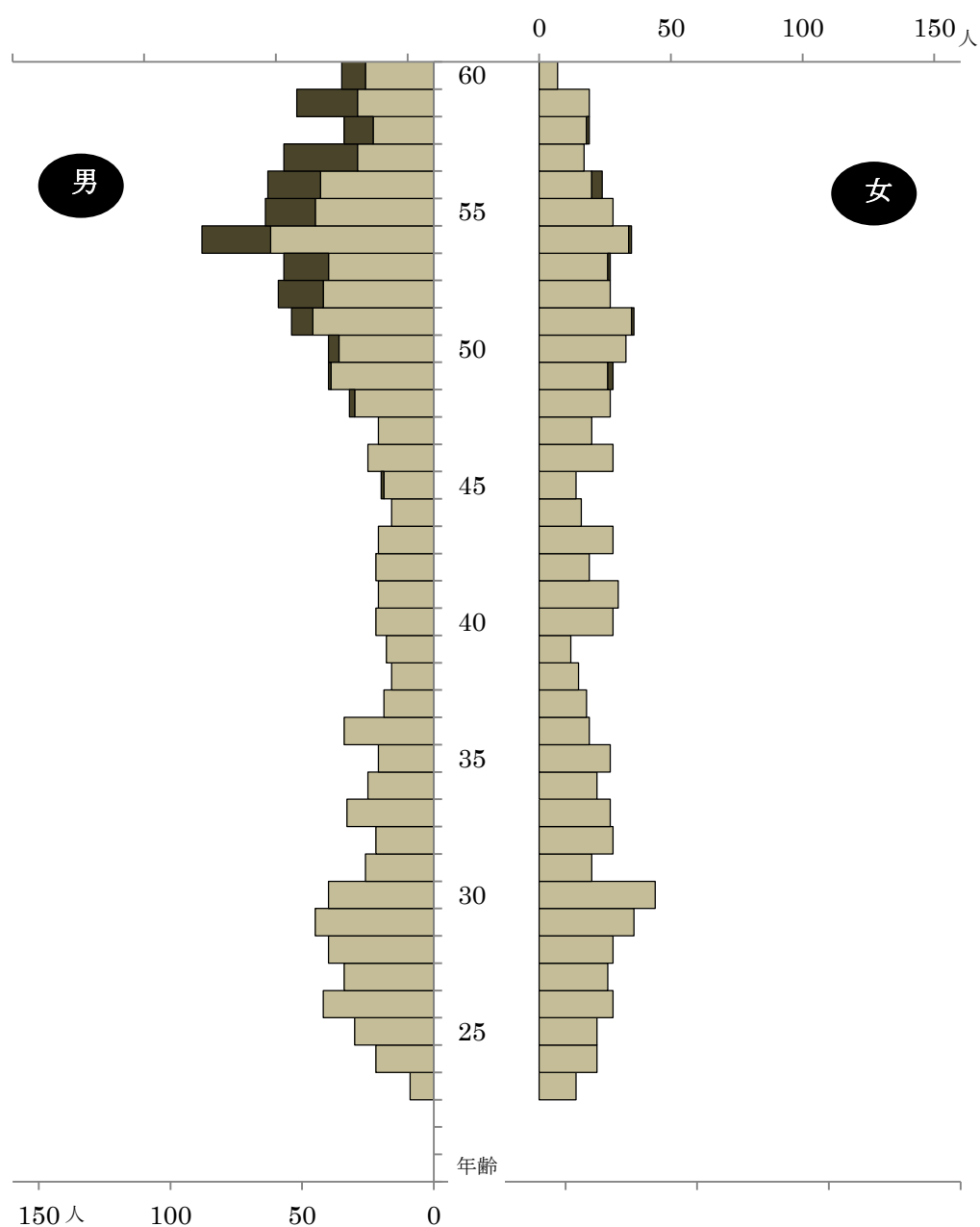
	25.5.1現員(人)			男女比(%)		平均年齢(歳)		
	男	女	計	男	女	男	女	計
校 長 ・ 教 員	1,319	918	2,237	59.0	41.0	44.3	41.1	43.0
上 記 の う ち 教 諭	1,133	806	1,939	58.4	41.6			

注) 1 京都市立学校を除く。

2 校長・教員には校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭を含む。

3 再任用は除く。

■ ……校長、副校長及び教頭
年齢……平成26年3月31日現在

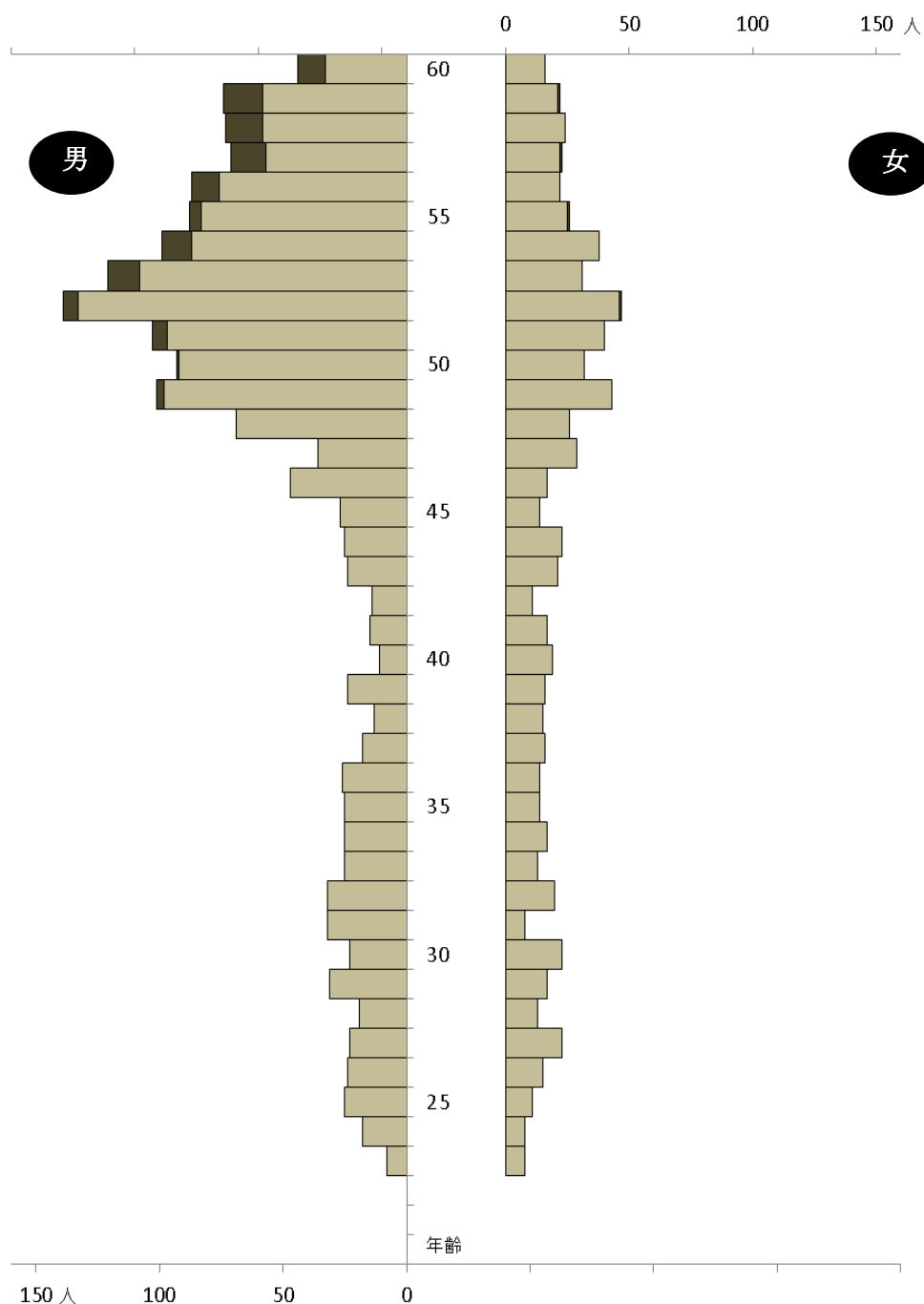


高等学校校長・教員の男女別年齢構成図表

	25.5.1現員(人)			男女比(%)		平均年齢(歳)		
	男	女	計	男	女	男	女	計
校 長 ・ 教 員	1,752	792	2,544	68.9	31.1	47.5	44.5	46.6
上 記 の う ち 教 諭	1,639	714	2,353	69.7	30.3			

- (注) 1 京都市立学校を除く。
 2 校長・教員には校長、首席副校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭を含む。
 3 再任用は除く。

■ ……校長、副校長及び教頭
 年齢……平成26年3月31日現在



特別支援学校校長・教員の男女別年齢構成図表

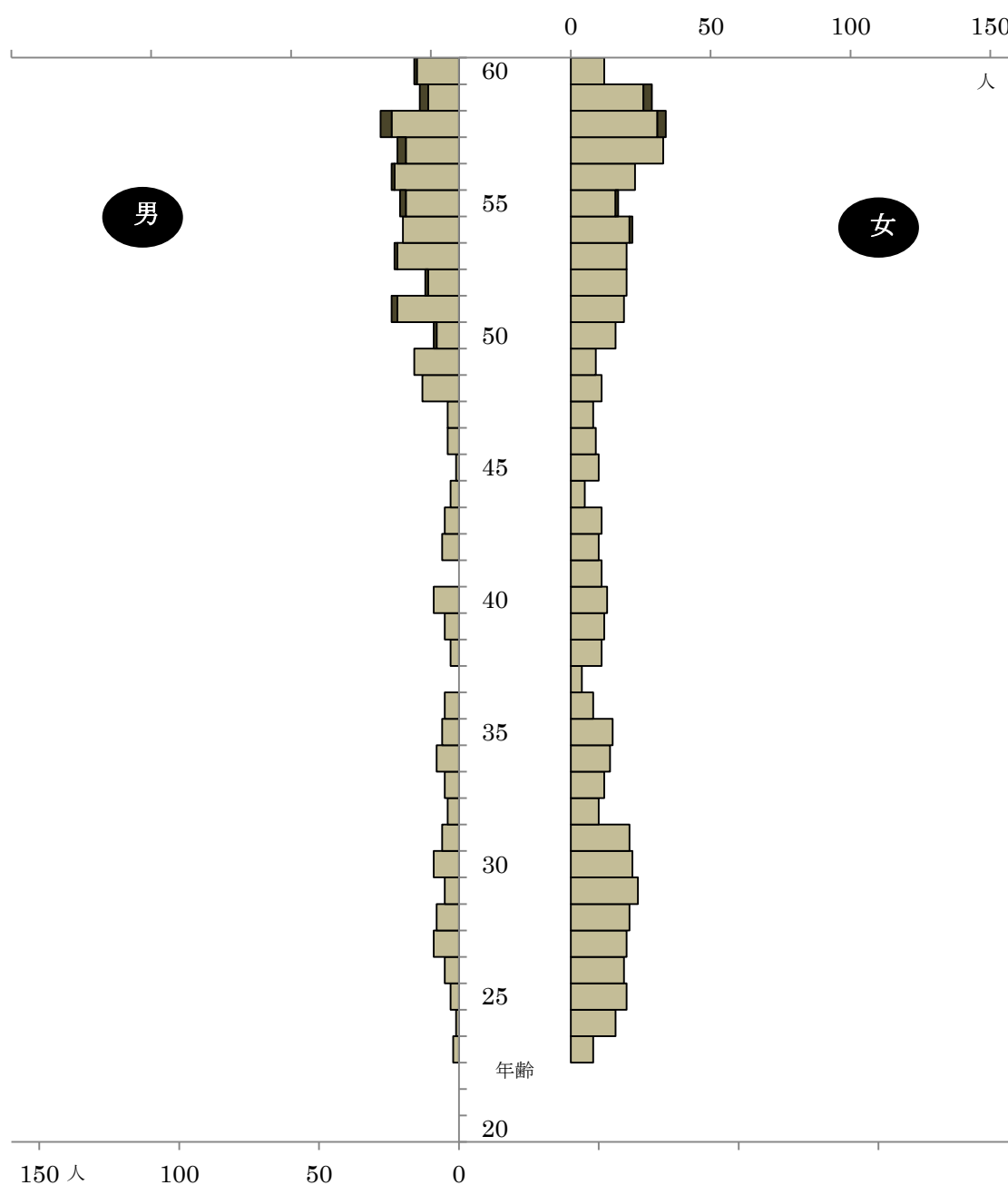
	25.5.1 現 員 (人)			男女比 (%)		平均年齢 (歳)		
	男	女	計	男	女	男	女	計
校 長 ・ 教 員	358	599	957	37.4	62.6	47.9	42.7	44.7
上 記 の う ち 教 諭	339	557	896	37.8	62.2			

(注) 1 京都市立学校を除く。

2 校長・教員には校長、首席副校長、副校長、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭を含む。

3 再任用は除く。

■ ……校長、副校長及び教頭
年齢 ……平成26年3月31日現在



3 教職員の選考

(1) 教員採用選考試験

京都府教育委員会では、京都市立学校を除く公立学校教員採用選考試験を、年1回(7月～8月)実施している。
平成26年度採用選考試験の実施状況は、下表のとおりである。

(2) 学校職員採用試験

学校職員(学校事務職員、寄宿舎指導員、船舶乗組員等)については、京都府人事委員会又は京都府教育委員会がそれぞれ採用試験を実施している。

平成26年度 教職員採用試験

(単位:人)

職種別			試 験 実施者	試験期日・場所	主な受験資格	志願者数	受験者数	合格者数 (名簿登載者)
教 員	一般 選 考	小学校	府 教 育 委 員 会	◆1次試験 25.7.13(土)～25.7.15(月) (山城高、嵯峨野高、乙訓高) 面接 25.7.21(日) (龍谷大学) 小論文、一般教養及び専門教科 ◆2次試験 25.8.17(土)～25.8.27(火) (洛北高、嵯峨野高 他) 面接、一部につき実技試験	・志願する校種等及び教科 (科目)の教諭の普通免許状 を有する方(取得見込を含 む。)で昭和39年4月2日以降 に生まれた方 ・北部採用枠については、北 部地域(綾部市、福知山市、 舞鶴市、宮津市、京丹後市、 伊根町及び与謝野町)におい て採用後10年間程度勤務で きる方	811 ＜133＞ (189)	752 ＜133＞ (181)	181 ＜54＞ (30)
		中学校				774 ＜38＞ (130)	700 ＜38＞ (124)	134 ＜14＞ (17)
		高等 学校				1,096 ＜37＞ (63)	952 ＜37＞ (57)	104 ＜12＞ (7)
		特別支 援学校				197 ＜37＞ (42)	180 ＜37＞ (38)	42 ＜17＞ (8)
		養護教諭				99	90	4
		栄養教諭				48	47	6
		ス ペ シ ヤ リ ス ト 特 別 選 考				高等学校 (保健体育)	・保健体育の分野における高 度な専門的知識・経験又は技 能を有する方 ・選手として、国際的規模の競 技会に日本代表として出場し た方又は日本選手権大会若 しくはこれに準ずる全国的規 模の大会において優秀な成 績を収めた方 ・特別免許状の授与条件を満 たす方 ・昭和39年4月2日以降に生ま れた方	17
	高等学校 (工業)				1	1		0
	身特 別 障 害 選 考 者 者				7	7		1
	計						3,050	2,745

・＜ ＞は大学推薦特別選考の数で内数 ・()は北部採用枠での選考の数で内数

職種別		試験 実施者	試験期日・場所	主な受験資格	志願者数	受験者数	合格者数 (名簿登載者)
教 員	理療科 教 員	府 教 育 委 員 会	25.12.14(土) (筑波大学) 小論文、面接	特別支援学校自立教科教諭 (理療)又は盲学校特殊教科 教諭(理療)の普通免許状を 有する方(取得見込み含む。) で昭和39年4月2日以降に生 まれた方	5	5	2
公 立 学 校 職 員	学校事務 職員 A	府 人 事 委 員 会	◆1次試験 25.9.29(日) (京都女子大学、西舞鶴高) 教養試験 25.10.11(金)～25.10.16(水) (府庁)口述試験	平成2年4月2日以降に生まれ た方	254	151	9
	学校事務 職員 B		◆2次試験 25.11.6(水)～25.11.11(月) (京都府公館) 口述試験、適性検査	平成2年4月2日から平成8年 4月1日までに生まれた方	47	38	6
	計				301	189	15
	船舶 乗組員 (無線)	府府 人教 事育 委 員 会	25.6.8(土) (京都府庁) 教養試験、小論文、面接、適性検査	・1級海技士(通信)若しくは3 級以上の海技士(電子通信) の資格を有する方(取得見込 み含む。)で昭和29年4月2日 以降に生まれた方	5	2	1
	寄宿舍 指導員	府 教 育 委 員 会	◆第1次試験 25.7.15(月) (乙訓高) 面接 25.7.21(日) (龍谷大学) 小論文、一般教養及び 職務に関する専門的知識 ◆第2次試験 25.8.18(日) (宇治支援学校) 面接	・幼稚園教諭、小学校教諭、 中学校教諭、高等学校教諭、 特別支援学校教諭、養護教 諭及び栄養教諭のいずれか の普通免許状を有する方(取 得見込み含む。)で昭和39年 4月2日以降に生まれた方	33	26	6

第2節 給 与

1 給与制度の基本

公務員の給与の性格は、職務給を原則としながら生活面も考慮されたものであり、その水準は、国、他の地方公共団体、民間給与と均衡を図ること、給与の種類、額、支給方法は条例で定めることなどが地方公務員法第24条に定められている。

また、公立学校の校長及び教員の給与は、従前の国立学校準拠制を廃止し、教育公務員特例法第13条に「これらの者の職務と責任の特殊性に基づき条例で定める」と規定され、各地方公共団体が地域ごとの実態を踏まえて給料や諸手当の額を主体的に定めることとされている。

京都府における教職員は、「職員の給与等に関する条例」（昭和31年京都府条例第28号）「職員の給与、勤務時間等に関する規則」（昭和31年人事委員会規則6－2）などに給与の種類、額、支給方法が定められている。

教職員に支給される給与の種類は、給料、給料の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び退職手当で、これらの給与は、それぞれ支給要件が条例規則に定められている。

2 給与の負担

地方公務員の給与は、原則として職員の身分の属する地方公共団体が負担し支給することになっているが、市町村立の小・中学校、特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師、学校栄養職員及び事務職員の給与などについては、市町村立学校職員給与負担法第1条の定めるところにより、例外として都道府県が負担することとされている。

これは、財政規模その他の事情が異なる市町村に給与を負担させた場合、給与の不均衡が予測され、人事上の障害ともなるので、広

域的な視野に立って教育の推進を図るために設けられた制度である。

また、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、義務教育諸学校の教職員の給与費などについて、都道府県の負担した給与費の概ね3分の1を一定の基準に従って、国が負担するよう、義務教育費国庫負担法に定められている。

3 教育職員給与の特殊性

小・中学校、高等学校、特別支援学校に勤務する教育職員に対する給与については、教育振興という観点から、他の給料表の適用を受ける者と異なる給与などの優遇措置が採られている。

- (1) 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に基づいて、義務教育諸学校などの教育職員の職務と勤務態様の特殊性を勤務時間の内外を問わず包括的に評価し、時間外勤務手当と休日勤務手当にかえて教職調整額（給料月額の4%）が支給されている。
- (2) 「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」に基づいて、教育職員の給与水準を一般職員より優遇し、人材を確保することを目的として、給料表の改善のほか、義務教育等教員特別手当、教育業務連絡指導手当などが支給されている。
- (3) 「へき地教育振興法」、「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法」、「産業教育振興法」に基づいて、それぞれへき地手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当が支給されている。

4 退職手当

退職手当は、職員が退職した場合に一時金として、その者（死亡による退職の場合はその遺族）に支給される給与であって、民間企業における退職金（一時金）に相当するものである。

退職手当の種類、支給額及び支給方法は「職員の退職手当に関する条例」（昭和31年

京都府条例第30号) に定められている。

5 人件費総額

平成25年度2月補正を含む教職員の人件費総額は161,935,996千円である。各学校種別ごとの人件費は次のとおりである。

(単位：千円)

区分	平成24年度 決 算 額	区分	平成25年度 2月現計予算額
小 学 校	66,563,290	小 学 校	62,797,299
中 学 校	39,666,125	中 学 校	37,884,275
高 等 学 校	28,214,969	高 等 学 校	26,874,743
特別支援学校	16,322,215	特別支援学校	15,614,189
退 職 手 当	19,363,325	退 職 手 当	18,765,490
計	170,129,924	計	161,935,996

第3節 免 許

学校教育法第1条に定める幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教員は、教育職員免許法により授与する各相当の教員免許状を有するものでなければならない。

免許状の種類は、普通免許状、特別免許状、臨時免許状の三種類である。

普通免許状は、学校（中等教育学校を除く。）の種類ごとの教諭、養護教諭、栄養教諭の専修・一種・二種（高等学校を除く。）に区分されており、中学校、高等学校についてはそれぞれ教科ごとに授与される。

特別免許状は、学校（幼稚園及び中等教育学校を除く。）の種類ごとの教諭の免許状である。

（上記の免許状については、平成21年4月から更新制が適用されている。）

臨時免許状は学校（中等教育学校を除く。）の種類ごとの助教諭の免許状及び養護助教諭免許状である。

免許状の取得方法は、大別すると、

- (1) 課程認定を受けた大学・短期大学若しくは教員養成機関で、免許法に定める教科及び教職に関する科目を取得し、卒業または修了したもの。

(2) 学校での勤務年数と、それに伴う単位取得によるもの。

(3) 文部科学省が行う教員資格認定試験に合格したもの。

などがあるが、このほか個々の事例によって経過規定、特例規定が多く、複雑多岐にわたっている。

なお、教員免許状は、都道府県の教育委員会が授与するものであり、普通免許状は、すべての都道府県において効力を有し、特別免許状及び臨時免許状は、その免許状を授与した都道府県においてのみ効力を有する。

平成24年度に京都府教育委員会が授与（交付）した免許状の件数は次の通りである。

教育職員免許授与（交付）（平成24年度）

教科別 種 別 件数		国	社	地理	公	数	理	音	美	工	書	保健	保	看	看護	技	家	家庭	情	農	農業	工	工業	商	商業	水	商	福	職	職業	外	宗
		語	会	歴史	民	学	科	楽	術	芸	道	体育	健	護	実習	術	庭	実習	報	業	実習	業	実習	業	業	産	船	祉	業	指導	国語	教
幼稚園教諭専修免許状	8																															
幼稚園教諭 1 種免許状	703																															
幼稚園教諭 2 種免許状	845																															
小学校教諭専修免許状	61																															
小学校教諭 1 種免許状	1,274																															
小学校教諭 2 種免許状	378																															
中学校教諭専修免許状	290	61	68			23	31	16	28			8					6														44	5
中学校教諭 1 種免許状	2,887	513	743			310	117	150	188			141	1			14	71														625	14
中学校教諭 2 種免許状	63	18	9				3	3	4			3	0			4	2														16	1
中学校教諭特別免許状	0																															
高等学校教諭専修免許状	378	64		66	34	28	56	17	31	3	3	9	0	0	0		6	0	3	2	0	1	0	0	0	0	0	0		0	46	9
高等学校教諭 1 種免許状	3,803	567		720	577	338	146	157	204	48	37	156	1	1	0		74	0	71	5	0	5	0	17	0	0	0	13		0	650	16
高等学校教諭特別免許状	2					1						1																				
特別支援学校教諭専修免許状	9																															
特別支援学校教諭 1 種免許状	310																															
特別支援学校教諭 2 種免許状	135																															
養護教諭専修免許状	2																															
養護教諭 1 種免許状	71																															
養護教諭 2 種免許状	62																															
栄養教諭専修免許状	0																															
栄養教諭 1 種免許状	32																															
栄養教諭 2 種免許状	24																															
自立活動教諭 1 種免許状	0																															
小 計	11,337	1,223	820	786	611	699	354	343	455	51	40	318	2	1	0	18	159	0	74	7	0	6	0	17	0	0	0	13	0	0	1,381	45
幼稚園助教諭免許状	12																															
小学校助教諭免許状	134																															
中学校助教諭免許状	162	12	8			36	20	0	3			15	0			20	15												0	0	33	0
高等学校助教諭免許状	100	7		3	8	15	12	2	1		1	4	0	4	1		6	0	2	0	0	6	0	1	1	1	0	0		0	25	0
特別支援学校助教諭免許状	38																															
養護助教諭免許状	17																															
自立教科教諭助教諭免許状	1																															
小 計	464	19	8	3	8	51	32	2	4	0	1	19	0	4	1	20	21	0	2	0	0	6	0	1	1	1	0	0	0	0	58	0
合 計	11,801	1,242	828	789	619	750	386	345	459	51	41	337	2	5	1	38	180	0	76	7	0	12	0	18	1	1	0	13	0	0	1,439	45

第4節 研 修

教職員の研修については、地方公務員法第39条に定めるほか、特に教育公務員については、職務の特殊性にかんがみ、教育公務員特例法第21条及び第22条に特別規定が設けられており、同法第23条及び第24条において初任者研修や10年経験者研修の実施が義務づけられている。

本府では、学校内外での研修を充実するなど教職員の資質や指導力の向上を図る取組を推進するとともに、年度当初の校(園)長会議において、教職員の意識改革と資質能力の向上について説示してきたところである。

また、教職員の大量退職・大量採用時代の到来による喫緊の課題に対応するため、平成18年7月に設置した「『教師力』向上に関する検討委員会」の提言などを踏まえ、平成19年度、今後の人材育成の方向性を示す「『教師力』向上のための指針」を策定し、その具体化を図るため、単位制履修制度導入等を進めているところである。

本府において実施している教職員研修の主なものは次のとおりである。

1 京都府総合教育センター研修

初任者研修や10年経験者研修といった法定研修や、各教科・領域に関する専門研修などを実施している。

2 独立行政法人教員研修センター等主催研修講座への派遣

各種講座に管理職及び中堅教員を派遣し、指導的役割を果たす教職員の育成を図っている。

3 各種教育・研究機関等での研修

教職員が豊かな人間性、広い社会性及び高い専門性を身に付けるため、国の研修機関、大学・大学院・教職大学院などでの長期派遣研修を実施している。

また、派遣研修以外にも、大学や民間企業などと連携した研修を実施している。

第5節 健康 管理

健康管理の充実を図るため、労働安全衛生法、学校保健安全法などに定められた検査項目の他、府立学校独自の健康診断としてB型肝炎健康診断、頸肩腕・腰痛検診、VDT健康診断などを実施し、疾病の早期発見、早期

治療等の徹底により健康の保持増進を図っている。

また、平成17年度から府立学校におけるメンタルヘルス対策を充実するために、「メンタルヘルスカウンセリング事業」及び「メンタルヘルス研修会支援事業」を実施している。

なお、公立学校共済組合京都支部に委託し、次の検診事業等を実施している。

- ・人間ドック検診事業
- ・脳ドック検診事業
- ・乳がん・子宮頸がん検診事業
- ・骨粗しょう症検診事業
- ・前立腺検診事業
- ・大腸がん検診事業
- ・こころの健康相談室
- ・こころの健康チェック
- ・メンタルヘルスハンドブック配付事業

第6節 福利厚生等

教職員が健康で安心して職務に専念できる環境を整備するための様々な事業を実施している。

1 公立学校共済組合京都支部の運営

地方公務員等共済組合法に基づき、組合員とその家族の健康維持、相互救済による諸給付及び福祉事業を行い、生活の安定と福祉の増進を図っている。

組合員数(平成25年3月末現在20,811人
被扶養者数18,091人)

(1) 短期給付事業

組合員及びその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、災害、結婚などに対し、給付を行っている。

(2) 長期給付事業

組合員が退職、死亡などした場合、年金の給付を行い、組合員とその遺族の生活の安定を図っている。

(3) 福祉事業

①保健事業

組合員とその家族の健康維持及び福祉向上のため、特定健康診査、特定保健指導事業、人間ドック等健診に関する事業、メンタルヘルスに関する事業などを実施している。

②貸付事業

組合員が住宅の取得、災害、結婚などで臨時に資金を必要とする場合、貸付を行っている。

③宿泊事業

組合員とその家族が宿泊・会議・婚礼などに利用できる次の施設を運営している。

▲ホテルルビノ京都堀川

京都市上京区東堀川通下長者町下ル

▲うらしま荘

宮津市字島崎小字川跡2039-8

2 教職員住宅の管理

人事異動支援等を目的として、教職員を対象に住宅を賃貸している。

3 恩給、扶助料等の支給

昭和37年11月30日以前に退職した元教育職員に対し普通恩給などを、その遺族に対し扶助料などを支給している。

4 財産形成貯蓄制度

教職員が、豊かな生活を実現するために、勤労者財産形成促進法に基づき、財形貯蓄制度を実施している。

第3章 学 校 教 育

第3章 学 校 教 育

第1節 幼児教育

京都府内には、幼児教育施設として、幼稚園又は保育所が設置されており、市町村の積極的な取組により、幼児教育の振興が図られている。

府内の幼稚園では、幼児の思いや願いをとらえ、幼児が遊びを通してうまく人とかわかれるようになったり、言葉が豊かになったりするなど、幼児期にふさわしい生活の展開に努めるとともに、さまざまな体験を豊富に積み重ねながら人間形成の基礎を培っている。

また、幼稚園・保育所・小学校が連携し、子どもたちの交流や指導内容・方法の連携及び保護者の交流等、幼児がその後の小学校生活へ円滑に移行できるよう支援する取組を行っている。

1 「もうすぐ1年生」体験入学推進事業

小学校入学前の幼児を対象に『『もうすぐ1年生』体験入学推進事業』を実施し、小学校に入学してからの生活をスムーズに送れるよう、幼児教育と小学校教育との円滑な接続が図れる取組を推進している。

小学校での授業体験、小学校教員による出前授業、給食の体験や小学生との交流行事を行うなど、年間を通して複数回にわたり、地域の実情に合わせた様々な取組を実施している。

第2節 小・中学校教育

府内各小・中学校においては、学習指導要領や本府「学校教育の重点」の趣旨を生かし、児童生徒一人一人の学力の充実・向上に努めるとともに、学校教育全般にわたって創意工夫を生かした教育活動を展開するなど、特色ある学校づくりを進めている。

このような取組を一層推進して小・中学校教育の活性化を図る。

1 まなび教育推進プラン

平成14年度からアクションプランの一つとして検討会議を設置し、委員より提言を受け、年度ごとに教育施策を展開している。

平成23年度は、学校・家庭・地域の連携協力、京都式少人数教育の推進、校種間連携等の在り方を中心に検討し、12月に「まなび教育推進プラン」を公表した。

平成24・25年度はこれらの検討内容を踏まえ、京都式地域連携校の構築や、中学校における少人数教育の充実、京都式専科教育の充実など、プランの具体化をはかるべく施策の推進に努めた。

2 「子どものための京都式少人数教育」

義務教育9年間を見通して、児童生徒一人一人に基礎・基本の徹底と学力の充実・向上を図るため、京都式少人数教育を推進している。

実施に当たり、市町(組合)教育委員会が、学校や児童生徒の状況に応じて、少人数授業・ティームティーチング、少人数学級の指導方法や指導体制を選択して実施できる京都独自の方式を導入した。平成23年度から小学校1年生では35人以下学級が制度化され、平成24年度には小学校2年生及び全ての中学校で35人を超える学級規模の解消ができるよう教員配置を拡充し、一層きめ細かな指導が中学校においても可能となった。

さらに、小学校1・2年生では2人の先生による指導ができるよう30人を超える学級に教員を加配している。

また、学校や市町(組合)教育委員会が、選択した指導方法や指導体制について保護者に説明するとともに、成果を次年度の展開に生かすように努めて、個に応じたきめ細かな指導を推進している。

3 学習指導要領の全面实施

平成20年3月に告示(文部科学省)された学習指導要領により、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度からそれぞれ全面实施となった。これに伴い、京都府においては様々な取組を進めているところである。「学力向上システム開発校」をはじめとした指定校制度を活用して研究開発を進めるととも

に、教育課程研究会を小・中学校別に開催し、学習指導要領の趣旨説明や各教科等の先進的な実践の報告・協議を行い、学力向上につながる研究を図っている。

4 研究指定校(京の未来創造校、学力向上システム開発校)

学校の創意ある教育活動を支援することにより、学校の自立性や教職員の意欲を高め、児童生徒の学力及び教職員の指導力の向上を図ることを目的とし、「京の未来創造校」を22校指定した。

また、各学校が自校の学力向上に係る課題に基づく実践上の取組を設定し、課題を克服するための新たな方策の開発に主体的に取り組む「学力向上システム開発校」を10校指定した。

平成25年度には、研究発表会や学力向上システム開発校交流会を開催し、研究指定校の成果の普及を図った。

平成25年度 京の未来創造校

	乙訓	山城	南丹	中丹	丹後	府立中学	合計
小学校	3	1	4	2	3	—	13
中学校	0	3	3	1	2	0	9
合計	3	4	7	3	5	0	22

平成25年度 学力向上システム開発校

	乙訓	山城	南丹	中丹	丹後	府立中学	合計
小学校	0	1	1	2	0	—	4
中学校	2	1	1	1	1	0	6
合計	2	2	2	3	1	0	10

5 中1振り返り集中学習～ふりスタ～、中2学力アップ集中講座

中学生の学力の充実・向上を図るために、各学校が作成した計画書に基づいて学習支援員等を配置し「中1振り返り集中学習～ふりスタ～」及び「中2学力アップ集中講座」を実施している。

「ふりスタ」では、基礎・基本の学習が必要な中学校1年生の生徒を対象に、早期に小

学校段階の学習の課題の解消を図り、生徒自らが主体的に学習に取り組む意欲・態度を身に付けさせることを目的としている。「中2学力アップ集中講座」では、中学校2年生における基礎学力の定着や、発展学習のための集中講座を実施することで、3年生に向けた学力向上を図り、主体的に学習に取り組む意欲・態度を身に付けさせることを目的としている。学習支援員として退職教員や学生等が、国語や数学（算数）を中心として、放課後や長期休業中に学習会を実施している。また、「中2学力アップ集中講座」については土曜日にも活用して実施している。

6 まなび・生活アドバイザー

小学校入学前から中学校卒業までを視野に入れ生活・学習習慣がしっかりと身に付くよう、学校と家庭の橋渡し役を担うまなび・生活アドバイザーを配置している。平成25年度は、小学校22校、中学校18校に配置し、児童生徒や保護者に対して、関係機関等と連携した支援を行っている。

7 心の教育の充実

(1)「京の子ども 明日へのとびら」の活用

京都の独自性を生かした「心の教育」学習資料を、平成19年度から府内の各小中学校で活用できるよう、全小中学生に配布。

小学校低・中・高学年編、中学校編の4分冊とし、京都にゆかりのある文化人などによる子ども向け書き下ろし文を中心に、発達段階に応じてよりよい生き方を考え合うことで豊かな人間性のはぐくみを目指している。

なお、平成20年9月に「実践事例集」、平成22年3月に「実践事例集・第2集」、を作成し、府内の小・中学校、市町（組合）教育委員会へ配布した。

また、平成25年3月には「道徳教育の進め方 京都式ハンドブック」を作成し、府内の全教職員へ配布した。このハンドブックも研修等に活用しながら、道徳教育の充実を目指している。

(2) 体験活動の推進

ア KYO発見 仕事・文化体験活動
府内全小・中学校を実施対象として仕

事分野と伝統文化分野で実施

等を実施している。

イ 健全育成のための体験活動

児童生徒の健全育成を目的として府内の2小学校が2泊3日の自然体験学習を実施

(3) 読書活動の推進

子どもの読書活動のさらなる推進を図るため、平成22年1月に「京都府子どもの読書活動推進計画（第二次推進計画）」を策定した。この推進計画では、読書を通じて、質の高い学力の基盤となる言語力を育成するとともに、感性を磨き想像力や表現力の豊かな子どもを社会全体で育成することを目指して「ことばの力」を豊かに育むことを重点方針としている。読書活動は、家庭・学校・地域社会が相互に効果的な連携を図り、社会全体で推進することが必要であり、司書教諭の養成研修や学校と公立図書館やボランティアとの連携推進などの具体的な取組をはじめ、広報、啓発、情報提供に努めている。

なお、第二次推進計画の期間とした5年間で平成27年1月をもって終了するため、現在、その成果と課題及び子どもの読書活動推進に関わる諸情勢の変化等を検討するとともに、京都府の子どもの読書活動の一層の推進を図るため、新たな「京都府子どもの読書活動推進計画（第三次推進計画）」を策定する準備を進めている。

8 ヘキ地・小規模校教育

へき地、小規模及び、複式形態などの特性を生かした教育活動を推進し、学力の充実・向上に努めるとともに、表現力、社会性、実践力を身に付けた子どもの育成を目指している。

9 大学の先生に学ぼう体験事業

児童生徒の学習に対する興味・関心を喚起し、学習意欲の向上を図るなど、未来に向かって夢と希望を持って学ぼうとする子どもを育成するため、優れた人的・物的資源を有する京都大学等と連携した取組を実施している。

平成25年度の主な事業として、小・中・高校へ大学の教授による出前授業、「京都数学グランプリ」「京都物理グランプリ」や教員研修

第3節 高等学校教育

1 高校教育の活性化

府立高校特色化事業、府立高校生ベーシックマスター支援事業、英語指導助手の活用、研究指定事業などを実施している。

(1)府立高校特色化事業(平成25年度)

事 項	実 施 内 容	対象校	実施校名
1 スーパーサイエンスネットワーク京都	大学の研究室に所属していたポストドクターをはじめ、科学研究分野の経験者等を府立高等学校で雇用し、大学研究室と連携した新たな学力向上事業を実施することにより、世界に通用する独創的な科学研究ができる人材を育成する。	8校	洛北、嵯峨野、桃山、南陽、亀岡、福知山、西舞鶴、宮津
2 アカデミックネットワーク京都	コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力の向上を図るリーダー養成講座や、大学教授・民間社員・行政機関等の職員を、アドバイザーとして活用するなどして、論文作成能力や思考力・判断力・表現力を向上させる産学連携プログラムを実施することにより、グローバルな視点を持ち、国際社会に発信できる人材を育成する。	8校	山城、鳥羽、洛西、菟道、城南菱創、西城陽、園部、峰山
3 スペシャリストネットワーク京都	高度な専門性を持つ民間企業と学校が連携することにより、多角的な視点を持った未来のスペシャリストを育成する府立高校一校一社連携事業や、本格的な6次産業化に向けた実践的学習に取り組み、新たな産品ブランドの開発などを行うハイスクール起業チャレンジ支援事業を実施することにより、高い専門性と応用力を備え、現在の社会・経済構造の変化に対応する真のスペシャリストを育成する。	6校	桂、京都すばる、南丹、農芸、工業、海洋
4 京都フロンティア校	学力向上、地域連携・地域貢献、部活動の活性化、ICT活用、国際理解等、それぞれの特色に応じて自ら設定したテーマに基づく「魅力ある学校づくり」を進めることにより、学校の活性化及び特色化を推進する。	27校 (内分 校3)	鴨沂、北稜、朱雀、洛東、北嵯峨、北桑田、東稜、洛水、向陽、乙訓、西乙訓、東宇治、城陽、京都八幡、久御山、田辺、木津、須知、綾部、綾部(東)、福知山(三和)、大江、東舞鶴、東舞鶴(浮島)、加悦谷、網野、久美浜

(2) 府立高校生ベーシックマスター支援事業(平成25年度)

事 項	実 施 内 容	対象校
1 新入生アシストセミナー	新入生研修の実施により、生活習慣等、学校生活適応に対する指導及び生徒指導を充実させ、問題行動の早期解決を図る。	全校
2 学力向上ベーシックプラン	基礎学力補習の実施により、基礎学力に課題のある生徒に対し、学習内容習得への支援を行う。	
3 学力向上アドバンスプラン	学習合宿、進路補習、京都高大連携研究協議会実践研究教育プログラム、大学生教育ボランティア活用事業の実施により、希望進路の実現に向け、主体的に学習する意欲や態度を養う取組を支援する。	
4 府立高校実力テスト	生徒の学力の実態を把握し、教科指導の充実を図るとともに、生徒一人ひとりの希望進路の実現に役立てる。	
5 社会人講師活用事業	学等の研究者、企業や地域の専門性の高い職業人など、外部人材を授業(教科・総合的な学習の時間及び特別活動)や、教職員研修で活用し、生徒の学習意欲・学力向上や教職員の資質・能力の向上を図る。	

(3) 学校評議員の設置

全府立高校に学校評議員を委嘱し、教育内容などについて聴取した意見を学校運営に生かすことによって、開かれた学校づくりを推進する。

(4) 全府立高校で学校評価（自己評価、学校関係者評価）を実施することで、保護者や地域と連携しながら学校経営の改善を推進する。

(5) 英語指導助手

配置人員 36名 府立高校などに英語指導助手を配置し、実践的な英語教育の充実を図る。

(6) 高等学校研究指定校等一覧（平成25年度）

事業名	指定年度	区分	学校名	実践主題又は特色の概要
スーパーサイエンスハイスクール	24～28	国指定	洛北	併設型中高一貫校における科学者育成を目指す教育プログラムの研究開発
スーパーサイエンスハイスクール	22～26	国指定	桃山	自然科学分野において、新たな知を創造できる探究心・独創性にあふれた国際的な人材を育成するための教育課程の研究開発
スーパーサイエンスハイスクール	24～28	国指定	嵯峨野	科学を極める探究心と社会貢献の精神を持ち、国際舞台で創造的リーダーシップを発揮できる研究者を育成するために有効な教育方法の研究開発
スーパーサイエンスハイスクール	25～29	国指定	桂	研究活動を通して学力を身に付け、探究心と表現力を養う教育活動
スクールカウンセラー活用	25	府指定	全校	生徒や保護者へのカウンセリングの実施及び学校全体の教育相談機能の充実
エネルギー教育支援	25	府指定	鴨沂、桃山、東稜、城南菱創、田辺、亀岡、園部、工業	生徒がエネルギーや原子力について理解を深め、自ら考え、判断できる力を育成
高校生「京の文化力」推進事業	25	府指定	鴨沂、洛北、北稜、鳥羽、嵯峨野、北嵯峨、北桑田、洛西、桃山、京都すばる、向陽、西乙訓、東宇治、菟道、城南菱創、西城陽、南陽、亀岡、園部、福知山、工業、西舞鶴、宮津、峰山	文化庁活動の一層の活性化と、次世代への伝統文化の継承を目的とした、外部指導者による技術指導と小・中学生への文化の継承
高校生伝統文化事業 （きものの着付け体験）	23～25 24～26 25～27	府商工労働観光部指定	23～25 洛水、久御山、桂、京都すばる、城南菱創 24～26 向陽、西城陽、綾部 25～27 朱雀、洛西、木津、工業	「きもの」にふれる機会を通して、日本の伝統文化に対する理解を深めるための教育活動を実施
柔軟な教育システムに係る実践研究事業	20～21 21～22 23～25	府指定	20～21 朱雀 21～22 北桑田 23～25 網野（間人）	多様な教育ニーズをもつ生徒に対応した柔軟な教育システムについて研究
教育課程研究指定校事業	25	国指定	鳥羽	新学習指導要領の実施を踏まえた教育課程の編成、指導方法等の工夫改善を中心とする生徒の学習意欲を向上させる授業づくりに関する実践研究
京都グローバルコミュニケーション校 （英語によるコミュニケーション能力・論理的思考力を強化する指導改善の取組）	24～25	府指定（国指定）	グローバルコミュニケーション校（拠点校） 山城、西乙訓、東宇治、東舞鶴 協力校 北稜、西城陽、南陽、園部、長岡第四中、青葉中、白糸中	・留学生や訪日旅行生との交流など異文化を理解し尊重する資質・能力を育成する取組を推進 ・英語力向上に向けた取組を実施し、英検準2級以上相当の生徒数の増加を目指すとともに、成果を他校に波及

府立高校の改革について

府立高校では、昭和60年度の高校教育制度改善により、通学圏の設定、類・類型の導入、専門学科の充実など、生徒一人一人の能力や個性に対応した多様な教育を進めてきた。

また、その後の社会の変化や多様化する生徒のニーズに的確に対応するため、平成15年3月と同16年7月に「府立高校改革推進計画」を策定し、府立高校改革に取り組んできた。

しかし、近年の国際化、情報化、少子高齢化、経済事情等の社会の変化や授業料の無償化制度の開始など、教育を取り巻く環境が変化していることに伴い、高校には、様々な学習ニーズを持つ生徒が入学してきている。

また、高校等への進学率が99%に達し、生徒一人一人の能力・適性、興味・関心、進路希望などが一層多様化しており、高校教育に対するニーズも多様になっており、様々な視点でこれからの高校教育の在り方や教育システムを検討することが必要になっている。

そうしたことから、「京都府教育振興プラン」に基づき、定時制・通信制教育や京都市・乙訓地域の教育制度の改革、職業教育の充実や府立高校の特色化づくりなど、高校改革に取り組んでいる。

定時制・通信制教育については、「京都フレックス学園構想」に基づき、まずは京都市内において、柔軟な教育システムを実践する新しいタイプの高校を新設することとし、平成27年4月の開校を目指して校舎の新築工事を実施している。

京都市・乙訓地域の教育制度については、平成26年度入学生から、類・類型制度や総合選抜制度の廃止、通学圏の統合など、主体的に希望する高校を選択できる新しい制度に見直しを図った。

府立高校の特色化の推進に向けては、アクションプランである「府立高校特色化推進プラン」を策定し、生徒一人一人に応じた教育と生徒の夢に応えられる特色づくりを推進している。

また、平成27年4月の開校を目指す府内3校目となる府立中学校を福知山高校に設置し、府北部地域での中高一貫教育の充実を図るとともに、職業教育の充実に向けて、南丹地域におけるものづくり教育を充実するため、平成27年度からの南丹高校への工業系コースの設置準備を進めている。

＜府立高校改革推進計画の基本的な方向性＞

- 新しい多様で柔軟な教育システムの構築
- 創意工夫を生かした教育活動の展開
- 主体的な選択ができる入学者選抜制度への改善
- 府立高校の規模の適正化・適正配置

＜取組状況＞

実施年度	実施内容	実施校(地域)
平成16年度	普通科総合選択制の導入	洛東高校
	総合学科の設置	南丹高校
	中高一貫教育の導入	洛北高校
	選抜制度の改善 (通学区域の拡大、選抜方法の改善)	山城地域
平成18年度	中高一貫教育の導入	園部高校
	自然科学系専門学科の新設	桃山高校、南陽高校、 亀岡高校、西舞鶴高校
	商業に関する学科の改編	大江高校
	普通科総合選択制の導入	大江高校、八幡高校
	選抜制度の改善 (前期特色選抜の導入、通学区域の弾力化)	口丹・中丹・丹後通学圏
	長期欠席者特別入学者選抜の実施	朱雀高校、城陽高校、 西舞鶴高校
平成19年度	府立高校の再編整備(八幡市域)	京都八幡高校(旧八幡 高校、旧南八幡高校)
	専門性と幅広い知識基盤を培う専門学科の新設	山城高校、城南高校、 福知山高校
	人間科学・福祉系統の専門学科の新設	京都八幡高校 (南キャンパス)
	新しい時代の国際理解教育を推進する専門学科への改編	園部高校
	工業に関する学科の改編	田辺高校
平成21年度	府立高校の再編整備(宇治市域)	城南菱創高校(旧城南 高校、旧西宇治高校)
	通学区域の拡大と選抜制度の改善	京都市・乙訓地域
	福祉に関する学科の改編	京都八幡高校 (南キャンパス)
	商業に関する学科の改編	京都すばる高校
	工業に関する学科の改編	峰山高校
平成22年度	スポーツ・健康科学に関する学科の新設	乙訓高校
	選抜制度の改善	口丹・中丹・丹後通学圏
平成23年度	普通科の教育課程上の編成変更(類・類型の発展的解消)	山城通学圏
平成24年度	普通科の教育課程上の編成変更(類・類型の発展的解消)	口丹・中丹・丹後通学圏

京都フレックス学園構想

生徒一人一人を大切に、個性や能力を最大限に伸ばすため、生徒の多様な学習ニーズに柔軟に対応する新しいタイプの教育の推進を目的とし、生徒の多様な志望動機や学習経験など、多様なニーズに対応できる柔軟な教育システムをもつ高校を創設

府立高校特色化推進プラン

＜達成したい具体的な目標＞

①府立高校全体のレベルアップ ②生徒に対するケアの充実 ③各高校の特色化推進

＜特色化を進める10の柱＞

①質の高い教育 ②教職員の資質向上 ③府民の信頼を得る学校運営
④徹底した進路保障 ⑤修学の支援 ⑥部活動の充実 ⑦土曜日の活用
⑧多様な人間力の育成 ⑨発信力・広報力の強化 ⑩各校独自の施設設備の整備

2 定時制・通信制教育の振興

本府においては、勤労青少年に高校教育を保障する観点から定時制・通信制教育を重視し、各学校において生徒の就・修学の促進を図るとともに、一人一人の実態に即した的確な指導を推進するよう努めている。

主な事業は次のとおりである。

また、府立高校定時制・通信制教育の在り方懇談会からのまとめを受け、生徒の多様な志望動機や学習経験など、多様なニーズに対応できる柔軟な教育システムをもつ新しいタイプの高校の創設を目指す「京都フレックス学園構想」に基づき計画的に推進している。

事業名	内 容
① 定時制・通信制教育就学相談員の設置	学習意欲を持ちながら諸事情により進学が困難な者等の就学相談、雇用主及び関係者への理解と協力を得るため2人の就学相談員を設置している。
② 定時制・通信制教育教科書等給与・補助事業	勤労青少年の経済的負担を軽減し、学習意欲の向上を図るため、定時制課程の教科書及び通信制課程の教科書・学習書を給与又は補助している。
③ 定時制・通信制教育修学奨励金貸与事業	勤労青少年の定時制課程及び通信制課程への修学を促進するため、定時制課程又は通信制課程に在学する者に対し、修学奨励金を貸与し、卒業すれば返還を免除している。

3 理科教育及び職業教育の振興

府立学校における理科教育の振興並びに職業教育の振興を図るため、「理科教育振興法」並びに「産業教育振興法」に基づき設備充実を行っているところである。

職業教育については科学技術の進展などの変化に対応した学科改編を進めるほか、高度情報通信社会に対応した教育用コンピュータの整備、資格取得の推進、「課題研究」の充実、インターンシップなど体験活動の推進などにより、その振興を図っている。

4 芸術文化活動の振興

平成23年度の「第26回国民文化祭・京都2011」において多くの府立高校生が活躍し、その成功に大きく寄与した成果を継承して、平成24年度から全国高校生伝統文化フェスティバルを開催（京都府高等学校総合文化祭優秀校発表会と同時開催）するなど、さらなる高校生の芸術文化活動の振興に努めている。

また、京都にゆかりの深い茶道・華道・古典を通して伝統文化の学習を行う「高校生伝

統文化事業」（平成25年度は茶道全校46校・華道18校・古典17校）を実施し、高校生の豊かな心をはぐくみながら、京都の伝統文化を次世代に継承、発展させる取組を進めている。

5 キャリア教育の推進

平成25年度から、すべての府立高校の生徒を対象として、インターンシップやキャリアセミナーなどの実践的なキャリア教育を実施し、生徒の主体的な進路選択と将来の希望する職業への就職実現を支援するため、「京の若者未来支援事業」を開始した。おもな内容は次の通り。

(1) キャリアセミナー

民間企業の社員や起業家などによるグループワークや講演会を通じて、生徒が様々な職業について学び、進路選択や将来の職業選択についての知識を深めることや社会参加意識、勤労観、職業観を育成する。

(2) キャリア体験活動

インターンシップや職場訪問等、生徒が実際に企業の現場や仕事を体験すること通

じて、将来就きたい仕事を具体的に考え、自ら進路を主体的に切り拓く能力や態度を育成する。

6 海外留学への支援

京都府と友好提携を結ぶ英国エディンバラ市での語学研修や、英語を公用語とする国又は地域への2週間以上の短期留学、1年間の長期留学を行う生徒への支援を実施することにより、より高い語学力やコミュニケーション能力を身に付けさせるとともに、国際感覚の育成や異文化理解の促進を図っている。

7 府立高等学校授業料の減免措置

教育の機会均等の趣旨にのっとり、府立高等学校に在学する生徒の修学を援助するため、京都府立学校授業料等徴収条例(昭和23年京都府条例第12号)の規定に基づき授業料を免除している。

府立高等学校授業料の減免を受けようとする者は、次のいずれかに該当し、かつ修学意欲がおう盛であるものとする。

- (1) 保護者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者である者
- (2) 申請者の属する世帯の前年の総収入認定額が別表に定める基準額以下であることにより、授業料の納入が困難な者又は児童福祉施設入所児で納入が困難な者
- (3) 申請者の属する世帯の当該年の総収入認定額が、転職、失業等により著しく減少し、基準額以下になることにより授業料の納入が困難な者
- (4) 申請者の属する世帯が災害により著しく生活が困難になった者
- (5) (1)から(4)に掲げるもののほか、教育上特に免除する必要があると認める者

別表

(単位:千円)

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人	6人を超える場合
	1,460	2,060	2,760	3,230	3,590	4,060	1人増すごとに470千円を加える
所得基準額	上記の金額に次のそれぞれの額を加算した額 1 障害者1人につき……………320千円 2 長期療養者 療養のために経常的に特別な支出をしている金額						

(注) 世帯人員とは、生徒本人と生計を一にする者の人数である。

※ 平成22年度から「京都府立高等学校の授業料の特例に関する条例」の制定に伴い、府立高等学校授業料は不徴収となってきた。平成26年度入学生からは、新たな就学支援金制度の実施により、所得基準額以上の世帯は授業料納入が必要となる。

8 高校生等修学支援事業

教育の機会均等を図り、もって社会の発展に寄与する人材の育成に資するため、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生などに対し、修学資金の貸与などを行っている。

平成17年度からは、これまでの貸与制度に加え、旧日本育英会高校奨学金を引き継いだ内容と、高等学校等入学により必要となる修学支度金を盛り込んだ制度としている。

概要(平成25年度新入生の場合)

制 度		内 容
修 学 金 (月 額)	①高等学校等修学金貸与制度	○京都府から貸与(貸付) ○貸与額 国公立 月1万8千円以内 私立 月3万円以内 ○所得要件 4人世帯で年収約472万円以下(目安)
	②修学支援特別融資 利子補給制度	○金融機関の融資利用者への利子補給 ○融資限度額 国公立 64万8千円 私立 108万円 ○所得要件 4人世帯で年収約472万円超かつ主たる生計維持者の年収約800万円以下
修 学 支 度 金	③高等学校等修学支 度金貸与制度	○京都府から貸与(貸付) ○貸与額(定額) 国公立 5万円 私立 25万円 ○所得要件 ①の貸与を受ける者で主たる生計維持者の年収150万円未満
	④修学支度金特別融 資利子補給制度	○金融機関の融資利用者への利子補給 ○融資額(定額) 国公立 5万円 私立 25万円 ○所得要件 ①の貸与を受ける者で主たる生計維持者の年収150万円以上

9 府立高等学校の主な施設整備

(1) 耐震補強工事

安全な環境で学習できるよう、耐震診断結果に基づいて既存建物の耐震補強を行った。

(2) 校舎等の整備

生徒の多様なニーズに対応する、柔軟な教

育システムを持つ新しいタイプの高校を新設するため、工事に着手した。

(3) 老朽施設の改修

教育環境の一層の改善と充実を図るため、既存校舎の部位別改修を行った。

	学 校 名	事 業 内 容	事業年度	予 算 額
(1)	北稜高等学校他 30校	耐震補強工事	25	3,768,559千円
(2)	新設高等学校(京都市地区)	新設工事	25	424,170千円
(3)	鴨沂高等学校校舎等整備	基本設計	25	393,159千円
(4)	各府立高等学校	老朽改修、設備改修等	25	307,600千円

府立高等学校設置学科〔平成25年4月現在〕

(全日制課程)

区 分 学校名			開校年度	設 置 学 科								
				普通科	専 門 学 科							総合学科
					農業	工業	商業	水産	家政	情報	その他	
山 城 高	昭和23年度	○								○		
鴨 沂 高	23	○										
洛 北 高	25	○										
北 稜 高	55	○										
朱 雀 高	23	○										
洛 東 高	29	○										
鳥 羽 高	59	○										
嵯 峨 野 高	25	○								○		
北 嵯 峨 高	50	○										
北 桑 田 高	23	○	○									
桂 高	23	○	○									
洛 西 高	55	○										
桃 山 高	23	○								○		
東 稜 高	52	○										
洛 水 高	53	○										
京 都 す ば る 高	60				○				○			
向 陽 高	50	○										
乙 訓 高	39	○								○		
西 乙 訓 高	59	○										
東 宇 治 高	49	○										
菟 道 高	60	○										
城 南 菱 創 高	平成21年度	□								□		
城 陽 高	昭和47年度	○										
西 城 陽 高	58	○										
京 都 八 幡 高	平成19年度	○										
京 都 八 幡 高 南 分 校	19									○		
久 御 山 高	昭和55年度	○										
田 辺 高	38	○		○								
木 津 高	23	○	○		○							
南 陽 高	61	○								○		
亀 岡 高	23									○		
南 丹 高	54										□	
園 部 高	23	○								○		
農 芸 高	58		○									
須 知 高	23	○	○									
綾 部 高	23	○										
綾 部 高 東 分 校	55		○									
福 知 山 高	23	○								○		
工 業 高	38			○								
大 江 高	23	○			○							
東 舞 鶴 高	23	○										
西 舞 鶴 高	23	○								○		
宮 津 高	23	○		○								
海 洋 高	23					○						
加 悦 谷 高	23	○										
峰 山 高	23	○		○								
峰 山 高 弥 栄 分 校	58		○				○					
網 野 高	23	○			○							
久 美 浜 高	23										□	
計	46校3分校	39	7	4	4	1	1	1	11	2		

(定時制課程)

学校名	分校名	設置学科			
		普通科	専門学科		
			農業	商業	家政
鴨沂		○			
朱雀		□			
鳥羽		○			
桃山		□		□	
北桑田	美山		○		○
綾部	東	○			
福知山	三和		○		○
東舞鶴	浮島	○			
宮津	伊根	○			
網野	間人	○			
計	4校6分校	8	2	1	2

(通信制課程)

学校名	設置学科
	普通科
朱雀	□
西舞鶴	□
計	2校

※○印：学年制による課程

□印：単位制による課程

第4節 特別支援教育

京都府の特別支援教育は、明治11年に日本最初の障害児教育の機関である「京都盲啞院」を設立した歴史を継承しており、特別支援学級、特別支援学校及び通級指導教室を設置し、それぞれの学びの場において、幼児児童生徒（以下「児童等」という。）一人一人が人間として豊かに成長し、自立と社会参加を目指すための実践を積み重ねてきた。

児童等の障害の重度・重複化や多様化に伴い、個々の教育的ニーズに柔軟に対応した適切な指導及び必要な支援を行うため、平成19年4月には学校教育法などの一部を改正する法律が施行され、主に以下の3点が改正された。

- ①盲学校、聾学校及び養護学校を障害種別を超えた特別支援学校に一本化
- ②特別支援学校においては、在籍児童等の教育を行うほか、小・中学校等に在籍する障害のある児童等の教育について助言援助に努める旨を規定
- ③小・中学校等においては、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等を含む障害のある児童等に対して適切な教育を行うことを規定

また、平成24年7月には中央教育審議会初等中等教育分科会から、合理的な配慮の下で障害のある者となない者が可能な限り同じ場で共に学ぶこと等を趣旨とした「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が示された。

当該報告の趣旨を踏まえ、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門的見地からの意見等総合的な観点から就学先を決定する仕組みに改めるため、平成25年9月に学校教育法施行令の一部が改正された。

これらの動向を踏まえ、京都府では今後も障害のある児童等一人一人の教育的ニーズに応じた教育実践の充実を進めていく。

1 府立特別支援学校の再編整備について

京都府教育委員会では、ノーマライゼーションを一層推進する観点に立って策定した「府立養護学校の再編整備計画」（平成14年3月策定）に基づき府立特別支援学校の再編整備を進め、平成17年度に舞鶴支援学校（開校時は養護学校）、平成22年度に八幡支援学校及

び平成23年度に宇治支援学校を開校した。

併せて、平成23年度に府立特別支援学校の校名を「養護学校」から「支援学校」に改称を行った。

2 特別支援教育の推進について

京都府教育委員会では、LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害を含む障害のある子ども一人一人の自立や社会参加を目指し、就学前から卒業後に至るまでの一貫した特別支援教育を推進している。

(1) 特別支援教育総合推進事業

（特別支援教育サポート拠点事業）

平成23年度から、特別支援教育の拠点校となる宇治支援学校に「京都府スーパーサポートセンター」を設置し、専門的な研修・研究・相談機能により府内の発達障害を含む障害のある子どもたちを重層的に支援。

（地域等連携推進事業）

各特別支援学校が地域の特別支援教育のセンター的機能の役割を果たすため、平成19年度から各特別支援学校に、地域や関係機関と学校をつなぐ地域支援コーディネーターを専任で配置するとともに、地域支援センターを設置し、医療・福祉・労働等関係機関と連携しながら、巡回相談など小・中学校等への教育相談等を実施。

(2) 特別支援教育充実事業

小・中学校等において、障害のある子どもの支援の在り方等について検討を行う校内委員会の設置及び特別支援教育コーディネーターの指名等、校内での支援体制を整備。

平成18年度からは、発達障害により支援を必要とする児童生徒が在籍している小・中学校に学校全体での支援体制の構築を図るため、非常勤講師を配置。併せて平成23年度から特別支援教室構想に係る実践研究をすすめ、ティーム・ティーチングや後補充に加え、特別支援教室を活用した柔軟な支援や指導を全校体制で行う学校が増加している。

(3) 特別支援学校高等部就労支援事業

障害のある生徒の自立と社会参加を促進するため、生徒が自ら製品の販売実習・実

演を行い、府民との交流や企業の理解啓発を図るとともに、企業・労働・福祉関係機関等と連携した職業教育の充実や新たな職場実習先の開拓を実施。

士（OT）、理学療法士（PT）、言語聴覚士（ST）等の専門家の活用を図るとともに医療的ケアが必要な児童等への安全なケア実施体制の整備など障害の重度・重複化、多様化に対応している。

- (4) 障害の重度・重複化、多様化への対応
特別支援学校では、必要に応じて作業療法

府立特別支援学校・地域支援センター一覧〔平成25年4月現在〕

学校名	開校年度	地域支援センター名	所在地
盲学校	明治11	京都府視覚支援センター	京 都 市
盲学校舞鶴分校	昭和27	—	舞 鶴 市
聾学校	明治11	京都府聴覚支援センター	京 都 市
聾学校舞鶴分校	昭和27	京都府北部聴覚支援センター	舞 鶴 市
向日が丘支援学校	昭和42	向日が丘 相談・支援センター	長岡京市
宇治支援学校	平成23	京都府スーパーサポートセンター（SSC）	宇 治 市
		地域支援センターうじ	
城陽支援学校	昭和61	地域支援センター「サポートJOYO」	城 陽 市
八幡支援学校	平成22	地域支援センター やわた	八 幡 市
南山城支援学校	昭和56	南山城相談支援センター	精 華 町
丹波支援学校	昭和53	たんば地域支援センター	南 丹 市
丹波支援学校亀岡分校	昭和55	—	亀 岡 市
中丹支援学校	昭和59	中丹教育支援センター	福知山市
舞鶴支援学校	平成17	舞鶴支援学校トータルサポートセンター（TSC）	舞 鶴 市
		京都府北部視覚支援センター	
舞鶴支援学校行永分校	平成17	TSC 病弱・視覚支援センター	舞 鶴 市
舞鶴支援学校北吸分校	平成17	TSC 運動発達支援センター	舞 鶴 市
与謝の海支援学校	昭和44	丹後地域教育支援センター よさのうみ	与謝野町

3 府立特別支援学校の主な施設整備

老朽施設の改修

教育環境の一層の改善と充実を図るため、既存校舎の部位別改修を行った。

学 校 名	事 業 内 容	事業年度	予 算 額
各特別支援学校	老朽改修・設備改修等	25	166,600千円

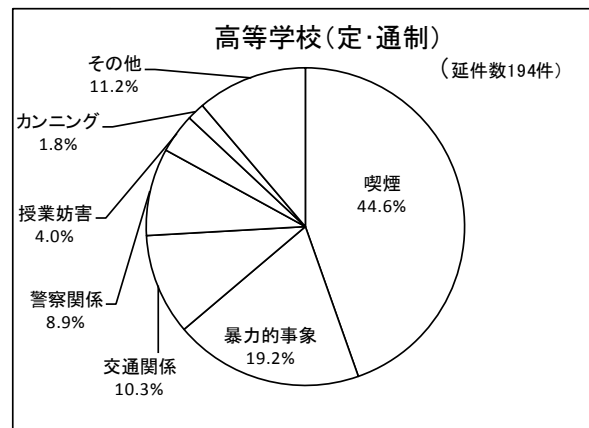
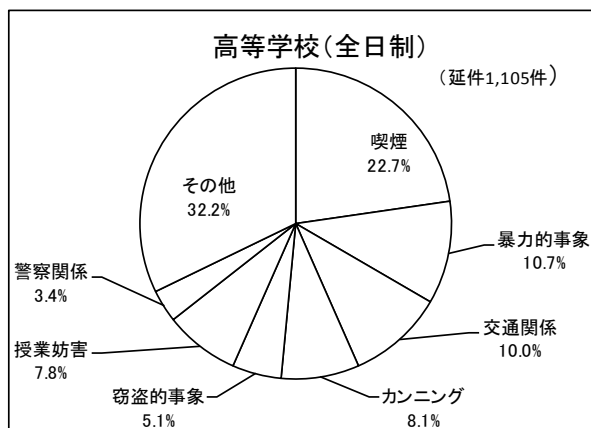
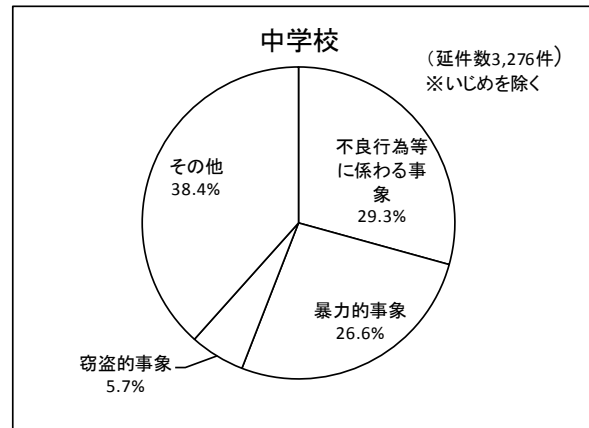
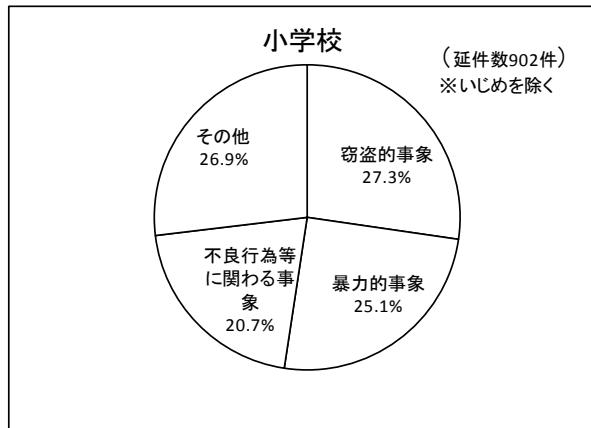
府立特別支援学校設置〔平成25年4月現在〕

区 分 学校名	設置年度	設 置 部				障 害 種 別
		幼稚部	小学部	中学部	高等部	
盲 学 校	明治11年	○	○	○	○	視 覚 障 害
盲 学 校 舞 鶴 分 校	昭和27年	○	○			〃
聾 学 校	明治11年	○	○	○	○	聴 覚 障 害
聾 学 校 舞 鶴 分 校	昭和27年	○	○			〃
向 日 が 丘 支 援 学 校	41年		○	○	○	知 的 障 害 肢体不自由
宇治支援学校	平成22年		○	○	○	知 的 障 害 肢体不自由
城陽支援学校	昭和60年		○	○	○	知 的 障 害 肢体不自由 病 弱
八幡支援学校	平成21年		○	○	○	知 的 障 害 肢体不自由
南山城支援学校	昭和56年		○	○	○	〃
丹波支援学校	53年		○	○	○	〃
丹波支援学校 亀 岡 分 校	55年		○	○		〃
中丹支援学校	58年		○	○	○	〃
舞鶴支援学校	平成16年		○	○	○	〃
舞鶴支援学校 行 永 分 校	17年		○	○		病 弱
舞鶴支援学校 北 吸 分 校	17年		○	○		肢体不自由
与 謝 の 海 支 援 学 校	昭和44年		○	○	○	知 的 障 害 肢体不自由

第5節 生徒指導

平成24年度公立小・中・高等学校における問題行動の指導の状況は次の通りである。

京都府内（京都市を除く）小・中学校及び高等学校児童・生徒の問題行動別構成比



京都府内（京都市を含む。）におけるいじめの認知件数と不登校の発生件数（平成24年度文部科学省調査による）

いじめの認知件数 (単位：件)	
小 学 校	6,284
中 学 校	2,617
高 等 学 校	479
特 別 支 援 学 校	15
計	9,395

不登校児童生徒数 (単位：件)		
小 学 校	30日以上	397
中 学 校	30日以上	1,693
高 等 学 校	30日以上	672
計		2,762

校種別の特徴は、小学校では窃盗的事象が一番多く、次いで暴力的事象、不良行為等に関わる事象となっている。中学校では、不良行為等に関わる事象が一番多く、次いで暴力的事象、窃盗的事象となっている。

高等学校では、全日制、定時制・通信制ともに喫煙が一番多く、次いで暴力的事象、交通関係となっている。全日制では授業妨害が定時制・通信制では交通関係が増加傾向にある。

問題行動の特徴は、万引き、喫煙等に見られるように、遊び型が多く、年々低年齢化が進んでいる。

子どもたちの問題行動の背景には、社会性や対人関係能力、基本的な生活習慣や規範意識などが十分身につけていない等の状況が考えられ、こうした状況は、不登校、いじめにも共通した背景として考えられる。

また、いじめの問題については、第三者調査委員会の在り方や本府が実施するいじめの問題への取組等について専門的な見地から意見を聴取するため、「いじめ対策検討のための有識者会議」を設置した。さらに、平成26年1月には本府におけるいじめ問題への対策を総合的かつ効果的に推進するためのいじめ防止基本方針を策定するため、「京都府いじめ防止基本方針検討委員会」を設置した。

府教委としては、豊かな心を持ち、たくましく生きる児童生徒の育成を図るため、生命を大切に作る心、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性をはぐくむ「心の教育」の充実を図るとともに、法をはじめ実生活でのルールや決まりについて自ら考え、理解し、行動に移せる能力の育成にも取り組んでいる。

さらに、学校・家庭・地域社会などの連携を強化し、心豊かな児童生徒の育成を図っている。

(1) 指導資料など

通知、依頼、リーフレット等により指導の指針を示している。

ア 「夏季・冬季等休業期間中の生徒指導について」（依頼）

イ 「児童虐待を防止するために 見守りは「子どものサイン」に気づくこと」（教員用）

ウ 「家庭で話そう！～ケータイ&スマホの利用について～」（保護者）

エ 「子どもと保護者の相談マップ」（児童生徒・保護者）

(2) 生徒指導等に関する会議・事業等

ア 生徒指導主任会議

生徒指導上の諸問題について、情報交換・研修を通じて、共通理解を図り、指導の充実に努めている。

イ 地域別生徒指導連絡協議会

ウ 府警察本部と府教育委員会との人事交流
児童生徒の問題行動や犯罪被害等の解消を目指し、学校と警察との連携の強化を図るため平成22年度から人事交流を行っている。学校警察連絡制度の締結やスクールサポーターとの連携など具体的な取組を進めている。

エ 心のサポート推進事業等

・「スクールカウンセラー」、「心の居場所サポーター」の配置

平成25年度は、スクールカウンセラーを全中学校、府立高等学校、小学校16校に、「心の居場所サポーター」を

小学校16校、中学校22校に配置し、いじめや暴力行為などの問題行動、不登校や高等学校中途退学などの未然防止・解決に努めている。

- ・教員の指導力向上など

府総合教育センターで「生徒指導講座」いじめ・不登校に関する講座、教育相談実技実践を学ぶ講座などを実施

- ・教育相談のネットワーク化

教育支援センター、スクールカウンセラー、心の居場所サポーターの効果的な活用を図り、配置校における取組の成果を府内に普及させるため、交流会などを開催して、教育相談などに関する情報のネットワーク化を進めている。

- ・トータルアドバイスセンター

不登校やいじめなどについて、児童生徒、保護者及び学校関係者などに対して、精神科医や臨床心理士などのチームによる総合的な教育相談を実施し、課題解決のための援助・助言を行っている。

- ・学校非公式サイト等のネット監視

児童生徒のトラブルの要因となっている学校非公式サイト等への不適切な書き込み等早期対応を目的として民間委託によるネット監視を行っている。

ネットいじめ通報サイト

http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?page_id=116

体罰についての専用相談電話

075-612-5013

第6節 京都府総合教育センター

京都府における教育の振興を図るため、教職員の研修の充実、研究機能の拡充を目指し、昭和56年に京都府総合教育センター（京都市伏見区桃山毛利長門西町）を開設した。さらに、平成11年4月には、北部地域における研究・研修事業の充実を目指し、綾部市に、「京都府総合教育センター北部研修所」を開設した。

平成18年度の「『教師力』向上に関する検討委員会」からの提言を踏まえ、京都府の教

職員研修全般を一元的にコーディネートする機関に位置づける視点などから、平成21年4月から6部2室制（総務部、企画研究部、研修・支援部、特別支援教育部、教育相談部、人材育成支援室並びに北部研修所に科学技術教育部及び北部教育相談室）に改編した。主な事業などは次のとおりである。

- (1) 教育に関する専門的、技術的事項の研究に関すること
- (2) 教育関係職員の研修に関すること
- (3) 教育相談に関すること
- (4) 教職員の支援に関すること
- (5) 上記に掲げるもののほか、教育の振興に関し必要な事業

- ・研究事業

実践的な調査研究を行い、学校などにおいて有効な資料を提供することを目的としており、研究成果はホームページ上に公開するなどして活用の便宜を図っている。平成25年度の主な研究事業は次のとおりである。

○「各教科等を合わせた指導」の研究

○高等学校における「別室登校」的指導の実態と課題に関する研究

- ・教職員研修

平成21年度から、「『教師力』向上のための指針」の具現化に向け、単位制履修制度を導入し、教職生涯を通じての資質能力の向上に資するよう、基本・専門・特別研修を体系的に整備し、実施している。

単位制履修制度は、教職員のライフステージや興味を踏まえつつ、研修意欲を高めるため、学びたいものを学べるための制度であり、学校現場での校長等による実効ある人材育成や人材活用ツールとなることを目指している。

特に若手教職員の増加への対応として初任者から経験年数12年目までの研修を接続することで計画的・継続的な研修が可能となった。平成24年度からは、採用1年目から2年目につながりをもたせた初任期育成研修とした。

また、子どもと向き合う時間の確保や

校内研修の活性化を踏まえつつ、各学校の課題に対応した「出前講座」を平成20年度より本格的に実施し、学校、教職員のニーズを踏まえた内容となるよう工夫した。

(平成25年度の実施状況は下表のとおり。)

・教育相談

トータルアドバイスセンター事業として、精神科医や臨床心理士などの専門家による来所教育相談及び巡回教育相談、24時間電話教育相談「ふれあい・すこやかテレフォン」及びメール教育相談を実施している。さらに市町（組合）教育委員会及び府立学校が実施する教育相談及び特別支援教育に係る研修会などへ所員を派遣し、講義や助言を行うとともに、ホームページ上には教育相談サイト「みえますか？子どものサイン」「きけますか？子どものサイン」を設けている。

また、学校に対する苦情への対応のための資料「信頼ある学校を創るⅠ・Ⅱ」を教育相談の経験則から作成し、ホームページでも紹介している。

電話教育相談

「ふれあい・すこやかテレフォン」

075-612-3301

075-612-3268

0773-43-0390

メール教育相談アドレス

<http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/m/soudan.htm>



・教職員支援

教職員の自主的研修・研究をサポートするため、19年7月に総合教育センター及び総合教育センター北部研修所にカリキュラムルームを設置し、人材育成支援室アドバイザーによる授業づくりや生徒指導等の相談、教育情報誌・資料の収集と提供、専門家による心のカウンセリング、さらには小グループでの交流や研究に活用できるフリースペースなどを設けている。

・教育振興事業

「京都府教育情報ネットワークシステム（京都みらいネット）の運用業務」や「京都府教育情報（京育ナビ）の運用業務」を行っている。

平成25年度 教職員研修講座実施状況

(平成26年3月現在)

研 修 講 座		講 座 数	延日数（日）	延受講者数（人）
基 本 研 修	初任者・新規採用者研修	113	113	8,404
	教 職 経 験 別 研 修	14	14	2,188
専 門 研 修	指 導 者 養 成 研 修	9	9	343
	教 科 研 修	46	46	1,151
	領 域 研 修	44	44	3,432
	コミュニケーション能力	9	9	757
	チームマネジメント能力	11	11	604
	職 能 別 研 修	20	20	1,534
特 別 研 修		14	14	750
出 前 講 座		20	268	6,552
合 計		300	548	25,715

第4章 保 健 体 育

第4章 保 健 体 育

第1節 保健体育施策の推進

1 学 校 教 育

(1) 体育・スポーツ活動の充実

豊かで楽しい運動経験を通して、生涯にわたって体育・スポーツ活動に親しむことができる資質や能力を培うとともに、子どもの体力・運動能力の向上を図り、たくましく健やかな身体をはぐくむ。

また、競技力を向上させるため、家庭や校種間、地域のスポーツクラブなどと密接に連携を図り、競技スポーツの充実・発展に努めている。

(2) 健康安全教育の充実

「豊かな心と健やかな体をはぐくみ、社会的自立の基礎を培うことにより、たくましい実践力を身につけた児童生徒等を育成する」ことをねらいとして、健康安全教育を推進している。

このため、自他の生命尊重を基盤とする学校保健、学校安全、食育・学校給食の3分野を中心として、各教科などとも相互に関連を図りながら、学校教育活動全体を通じて取組を進めている。

2 社 会 教 育

「京都府スポーツ推進計画」に基づき、府民のだれもが健康でいきいきと暮らせる「生涯スポーツ社会」の実現を目指し、人々の生涯にわたるあらゆるスポーツ活動を生涯スポーツと捉え、その推進に努めている。

3 研究推進校

体育・スポーツ及び健康安全教育に関する具体的なテーマを設定し、実践研究を進め、その成果を府内に広め、体育・スポーツ及び健康安全教育の充実を図っている。

平成25年度 体育・スポーツ、健康安全教育研究推進校等

○文部科学省指定・委託事業等

領域等	学 校 名	研 究 主 題 (テーマ)	備考 (年度・種別)
食育	京丹波町立瑞穂小学校 京丹波町立瑞穂中学校	ふるさと京丹波町の特色を生かした食育の推進 ～食に関心を持ち、自分の食生活について考えることができる児童・生徒の育成～	平成25年度文部科学省委託 栄養教諭を中核とした 食育推進事業
	福知山市立惇明小学校 福知山市立日新中学校	小・中学校における発達段階に応じた系統的、計画的な食に関する指導 学校給食での食物アレルギー対応の検討	

○京都府指定校

領域等	学 校 名	研 究 主 題 (テーマ)	備考 (年度・種別)
学校体育	城陽市立寺田南小学校	自ら考えかかわりながら学びを高めていく子どもの育成 ～かかわりながら、学びを高めていく子どもを育てる体育科 学習の研究～	平成24・25・26年度府指定 小学校教育研究会体育科 研究協力校
健康安全	向日市立第4向陽小学校	生涯にわたっていきいきと健康に生きるための基礎づくり ～自ら考え、実行する力を高めるために～	平成25・26・27年度京都府 小学校教育研究会健康安 全教育研究協力校
食育	長岡京市立長岡第四小学校	「食」への関心を持ち、まとめ、伝え、高め合う児童の育成 をめざして	平成25年度府指定食に関 する指導充実事業
	宇治市立西大久保小学校	学校・家庭・地域と連携した食育の推進	
	宇治市立横島小学校	心と体をはぐくむ「食」に関する指導の推進 ～地域社会や家庭と連携した食育～	
	城陽市立寺田南小学校	自らの食生活に関心をもち、心身ともに健康な児童を育成す る	
	八幡市立中央小学校	望ましい食習慣と楽しい食事を通して、豊かな心と健康・食 の自己管理能力を持った児童の育成を目指して	
	精華町立山田荘小学校	望ましい食生活の基礎・基本と食習慣を身に付け食事を通し て自らの健康管理ができる児童の育成 ～楽しい給食の実施と「食」に関する指導の充実を通して～	

領域等	学 校 名	研 究 主 題 (テーマ)	備 考 (年度・種別)
食育	亀岡市立蒔田野小学校	家庭・地域と連携し、食に関する正しい理解と望ましい食生活を身につけることを目指す。	平成25年度府指定食に関する指導充実事業
	南丹市立園部小学校	望ましい食習慣を身に付け、健康的な生活を自ら実践する児童の育成	
	京丹波町立瑞穂小学校	ふるさと京丹波町の特色を生かした食育の推進 ～食に関心を持ち、自分の食生活について考えることができる児童の育成～	
	舞鶴市立和田中学校	生涯にわたって健康に配慮した食生活を営むことができる生徒の育成	
	福知山市立日新中学校	食に関する知識、「食」を選択する力、健全な食生活を実践することができる力の育成	
	京丹後市立峰山小学校	食への関心を高め、健康な心と体で生き生きと生活できる児童の育成	

第2節 学 校 体 育

1 児童生徒の体格・体力・運動能力の現状

(1) 体格

小学校低学年及び中学年では、男女とも全国平均値並みである。高学年では、男女ともに全国平均値をやや下回っている。

中学生では、男子は体重を除いて全国平均値とほぼ同じであり、女子は全国平均値とほぼ同じか上回っている。

高校生では、男女とも全国平均値を上回っている。

(2) 体力・運動能力

小学生では、男女とも、20mシャトルランは全国平均値を上回っているが、握力・長座体前屈が全国平均値を下回っている。

中学生では、男女とも、握力・立ち幅とび・長座体前屈が全国平均値を下回っている。

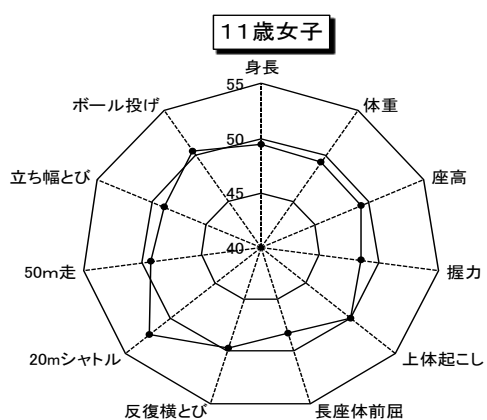
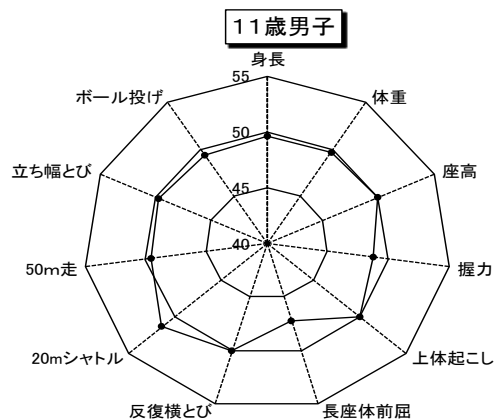
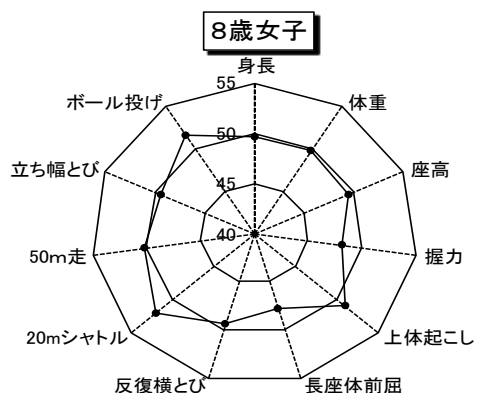
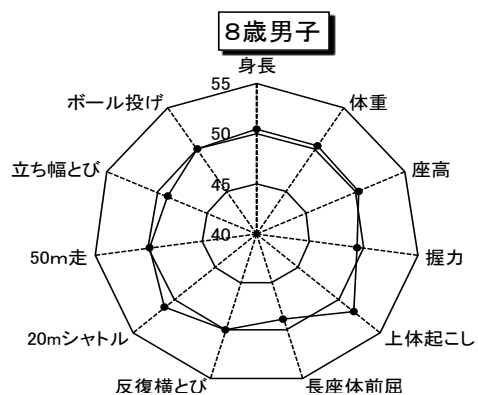
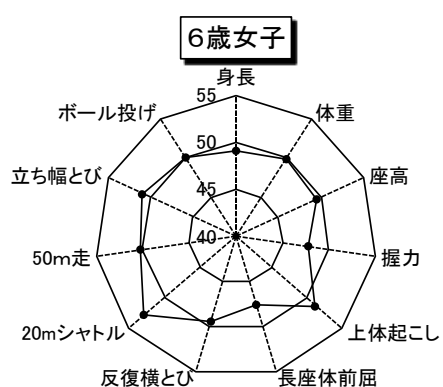
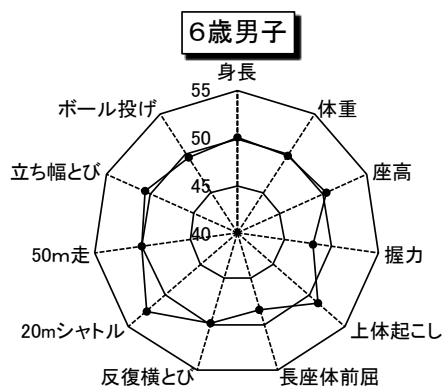
高校生は男女とも、握力・立ち幅とび・長座体前屈・反復横とびが全国平均値を下回っているが、その他についてはほぼ全国平均値と同じか上回っている。

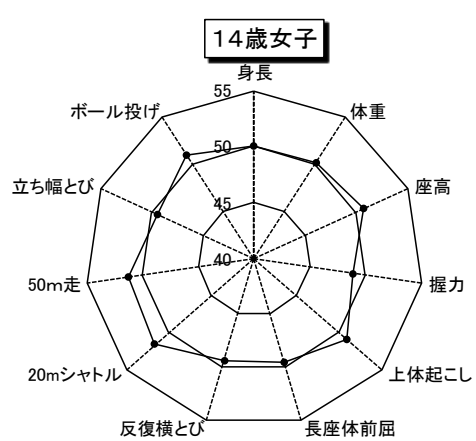
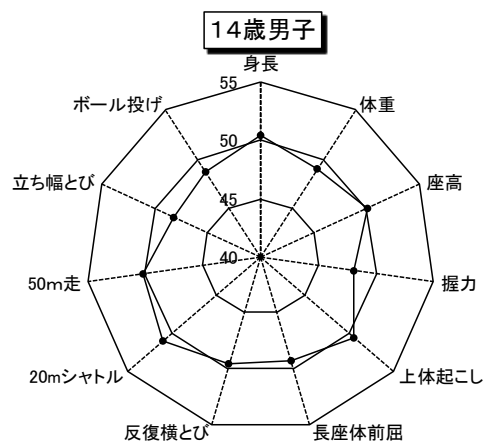
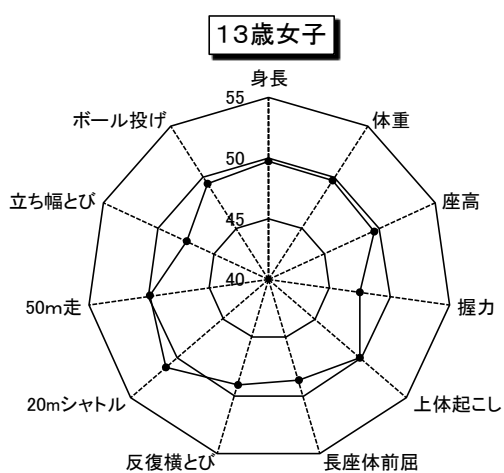
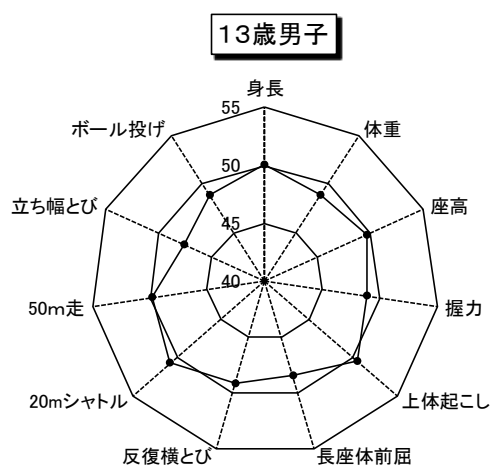
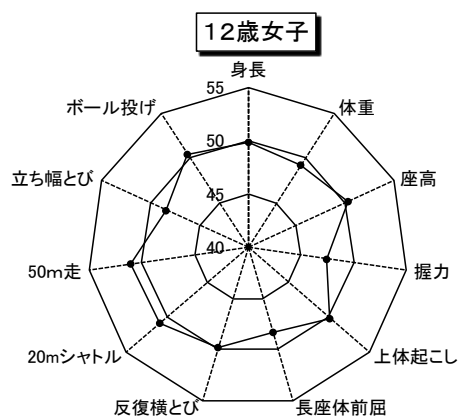
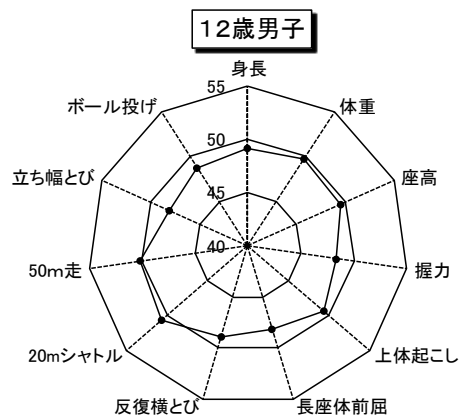
平成25年度 京都府児童・生徒の身長・体重・座高

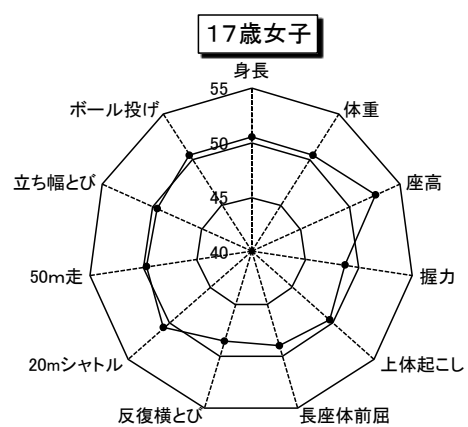
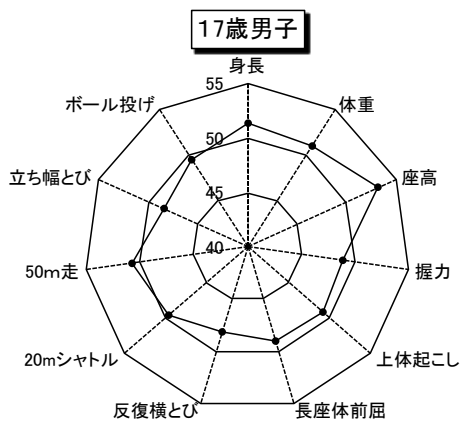
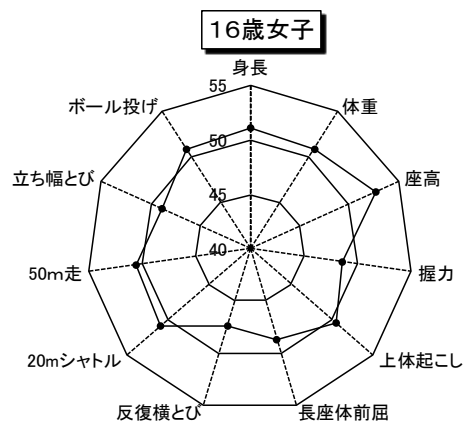
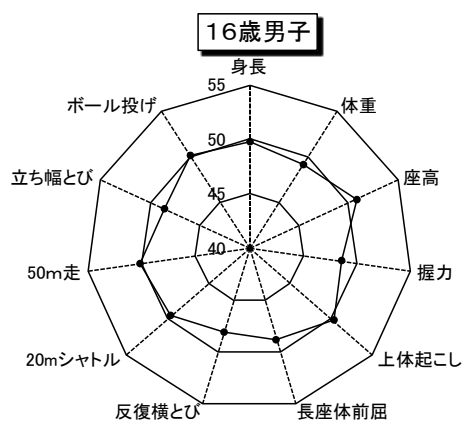
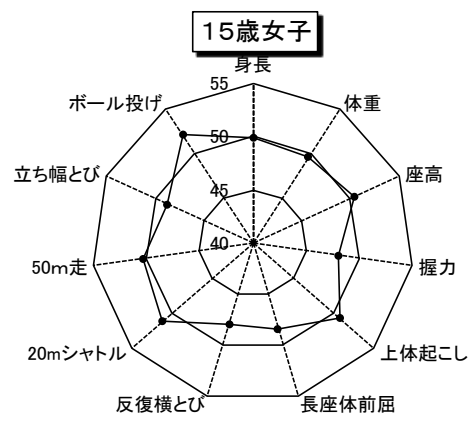
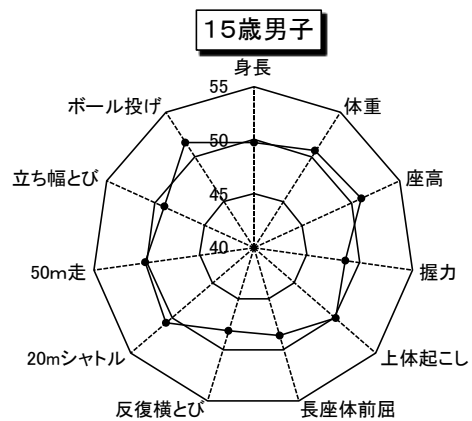
項目	身 長 (cm)						体 重 (kg)						座 高 (cm)					
年 齢	11 (小6)		14 (中3)		17 (高3)		11 (小6)		14 (中3)		17 (高3)		11 (小6)		14 (中3)		17 (高3)	
性 別	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
京都府	144.78	146.55	165.62	156.91	171.20	158.35	37.62	38.22	53.17	49.26	62.77	52.94	77.48	79.01	87.92	85.07	92.41	86.18
全 国	145.03	146.88	165.36	156.66	170.47	157.99	37.90	38.73	53.96	49.36	62.05	52.42	77.52	79.30	87.89	84.68	91.33	85.22
差 (京都-全国)	-0.25	-0.33	0.26	0.25	0.73	0.36	-0.28	-0.51	-0.79	-0.1	0.72	0.52	-0.04	-0.29	0.03	0.39	1.08	0.96

(注) 京都府は平成25年度の平均値、全国は24年度の平均値である。

平成25年度 京都府児童生徒の体格・体力・運動能力
〔平成24年度全国平均値を基準（50）としたときの平成25年度京都府偏差値（Tスコア）〕







2 学校体育施設等の整備

府立乙訓高校スポーツ健康科学科及び普通科第Ⅲ類体育系の充実や学校体育・スポーツ活動の振興のため、学校体育施設などの整備を計画的に進めている。

学校体育施設の整備状況（平成25年度現在）

施設名	整備高校数
陸上競技用全天候型走路	22
全天候型テニスコート	8
体操競技練習用ピット	1
弓道場	8
トレーニング場	20
体育振興施設	33
プール（含温水）	12
艇庫	3
相撲場	1
アーチェリー場	3
ホッケー場（人工芝）	1

平成25年度府立学校保健体育科主任会議資料

3 学校体育、クラブ・運動部活動の推進

体育・スポーツの推進・充実を図るため、次の事業を実施している。

- (1) 府立乙訓高校スポーツ健康科学科及び普通科第Ⅲ類体育系（平成26年度入学生から「スポーツ総合専攻」）の充実

府立乙訓高校スポーツ健康科学科及び普通科第Ⅲ類体育系設置校6校においては、スポーツドクター等を招聘し、医学理論に基づく授業や実習を実施するとともに、関係競技種目の優秀な指導者をアドバイザーコーチとして招聘し、競技力の向上を図るなど、教育内容の充実に努めている。

- (2) 運動部活動指導者研修会の開催

中学校体育連盟及び高等学校体育連盟と連携し、運動部活動指導者研修会を開催、体罰等の根絶を目指すとともに指導者の資質向上や運動部活動の振興を図っている。

- (3) 学校体育団体の育成

学校教育の一環として、スポーツ活動を通して健全な児童生徒の育成及び学校スポーツの振興を図るため、小学校体育連盟、中学校体育連盟及び高等学校体育連盟との連携を深めながら、その育成に努めている。

具体的には、小学校体育連盟への事業助成を実施し、また、中・高等学校体育連盟へは、京都府内大会をはじめ、京都で開催される近畿・全国大会等の大会運営費の助成を行っている。

平成25年度 体育連盟加盟状況

	京都府小学校体育連盟 (公立学校のみ)	京都府中学校体育連盟	京都府高等学校体育連盟	
			全日制	定時制・通信制
加盟校数	398校	198校	96校	18校
登録者数	44,245人（第5・6学年）	72,696人	68,724人	3,058人
設置種目別	—	20種目	38種目	11種目
部員数	—	48,985人	28,991人	504人

第3節 学校保健

児童生徒等の健康の保持増進を図るため、学校保健安全法などの法令の規定に従いながら、地域や学校の実情に応じて組織的に、効果的な保健管理、保健教育を実施している。

1 児童生徒等の主な疾病・異常の現状

最近5年間の推移は次表のとおりである。

- (1) う歯について

う歯未処置の割合は、年々減少傾向にあり、平成21年度の割合と比較すると、－3.9ポイントである。

- (2) 視力について

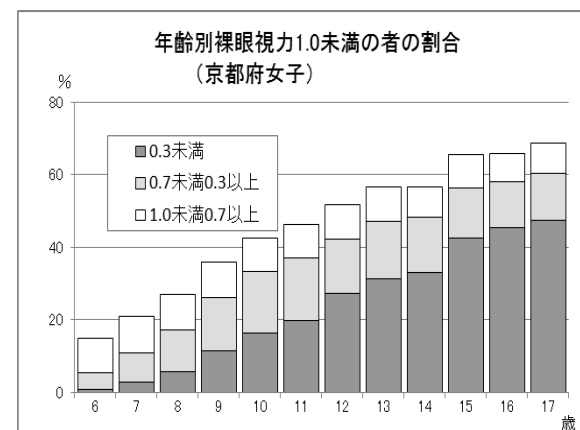
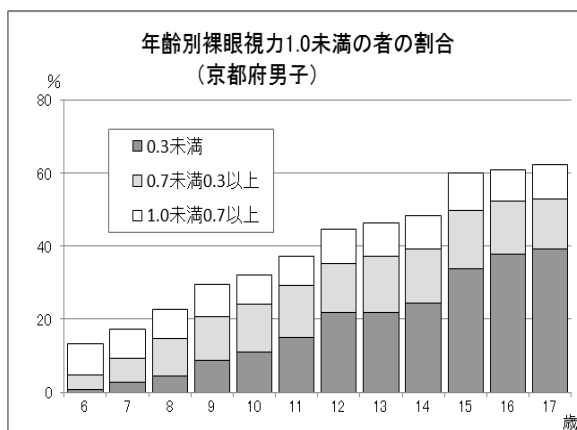
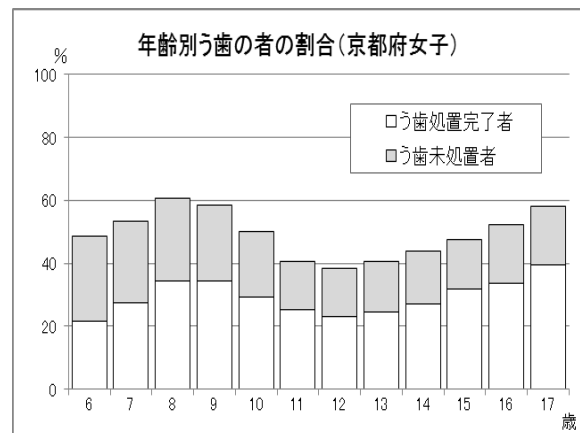
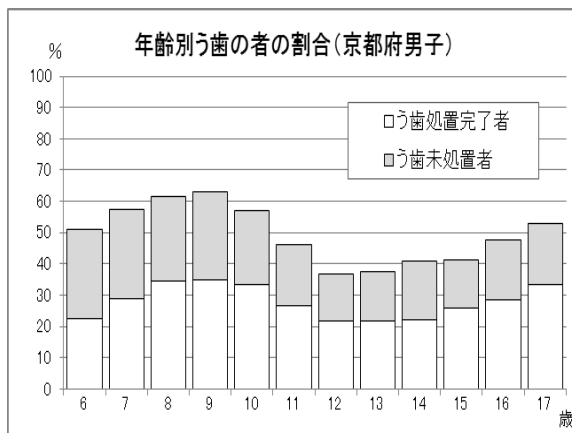
1.0未満の者の割合は、校種が進むにつれて増加し、いずれの年齢においても女子の視力低下の割合が高い。

0.3未満の者の割合についてみると、年齢が進むにつれて高くなっている。20%以上を示すのは、男女とも12歳（中学1年）からとなっている。17歳（高校3年）では、男子が39.3%、女子が47.4%を占めている。また、14歳（中学3年）から15歳（高校1年）の一年間で10ポイント近く増加している。

学校種別にみた主な疾病・異常

(単位:%)

年 度 校種・疾病・異常		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小 学 校	う 歯 未 処 置	28.4	28.4	26.5	30.0	24.5
	裸眼視力1.0未満	29.4	29.6	29.7	28.6	29.5
	肥 満 傾 向	2.7	2.7	2.4	3.1	2.5
	ぜ ん 息	5.4	5.2	5.3	4.9	5.1
	尿 蛋 白 検 出	1.5	0.5	0.5	0.7	0.7
	尿 糖 検 出	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
中 学 校	う 歯 未 処 置	20.5	19.2	19.5	22.2	16.4
	裸眼視力1.0未満	51.5	53.2	50.9	48.4	53.1
	肥 満 傾 向	2.1	1.8	1.3	1.9	1.2
	ぜ ん 息	5.1	4.3	4.3	4.1	4.1
	尿 蛋 白 検 出	3.4	1.7	1.7	2.9	3.2
	尿 糖 検 出	0.1	0.1	0.1	0.3	0.2
高 等 学 校	う 歯 未 処 置	21.4	21.8	22.8	22.1	17.8
	裸眼視力1.0未満	67.2	67.1	65.5	66.1	67.7
	肥 満 傾 向	1.2	1.6	0.9	1.6	1.0
	ぜ ん 息	3.9	4.1	4.1	3.6	3.7
	尿 蛋 白 検 出	1.3	2.0	1.6	2.0	2.3
	尿 糖 検 出	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4



2 学校保健の構造と内容

児童生徒等の健康の保持増進は、学校における保健教育の充実と、保健管理の徹底により実現されており、それらを円滑に進めるため、学校保健委員会などが組織され、地域・府の組織と一体となり健康教育の一層の推進が図られている。

学校保健の体系及び内容は次のとおりである。

(1) 保健教育

ア 保健学習……小学校では体育科の「保健領域」で、中学校では保健体育科の「保健分野」で、高等学校では保健体育科の「科目保健」を中心に学習指導要領に示された内容と授業時数で行われる。

イ 保健指導……児童生徒等の集団を対象とした指導と、個人を対象とした指導に大別して、計画的、継続的、かつ組織的に指導が行われる。

ウ 総合的な学習の時間……「生きる力」をはぐくむことを目指した各学校の創意工夫を生かした活動。示された課題のひとつ「福祉・健康」に関して一人ひとりの興味・関心等を大切にし、社会とのかかわりや人権なども視点に入れ、幅広く学習する。

(2) 保健管理

ア 対人管理……学校保健安全法の規定に基づき学校医等と全教職員の協力のもとに、児童生徒等の健康診断などが実施されている。

これにより疾病の早期発見と事後措置に努め、より一層の健康の保持増進を図る取組をしている。

また、近年、児童生徒等の生活リズムの乱れや不健康な生活が学習やからだに大きな影響を及ぼしていることから、各学校(園)では、子どもたちの生活実態を把握し、家庭との連携を密に

する取組が進められている。起床・就寝時刻・食事・排便・携帯電話・SNS（ソーシャルネットワークサービス）・テレビゲームや遊びの時間など、基本的生活習慣の確立と生活リズムを正しく整えることを目指した実践が進められ、効果を上げている。

イ 対物管理……学校環境衛生基準により、環境衛生検査（定期検査、日常点検）などの諸活動が一層充実してきている。

(3) 組織活動

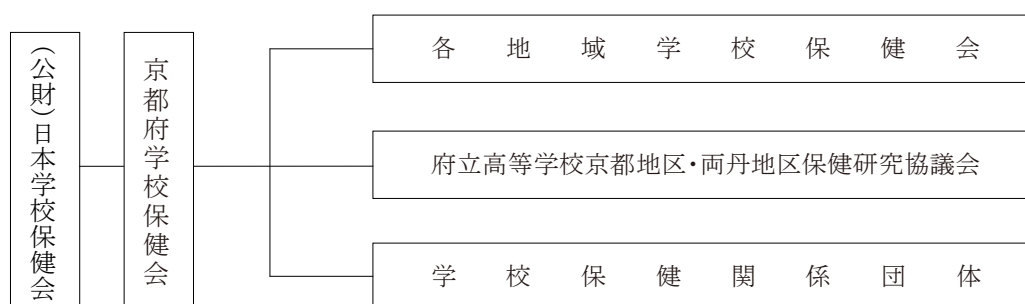
ア 学校保健委員会など……学校保健の運営組織の中心となるもので、学校保健関係者が学校保健・安全の諸問題について研究協議するとともに、連絡調整を図りながら、学校保健の推進と実践活動の中核的役割をはたしている。

校長、教頭、副校長、教務主任、保健主事、養護教諭、学年主任、体育主任、安全主任、給食主任、栄養教諭・学校栄養職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、児童生徒代表、保健関係機関などの代表を主な構成メンバーとし、協議の内容によっては弾力的なメンバー構成により運営する場合もある。

イ 地域学校保健会……府内郡市町村において学校保健関係者で組織されており、地域の子どもの健康課題について協議などを行うため地域全体として取り組んでいる。

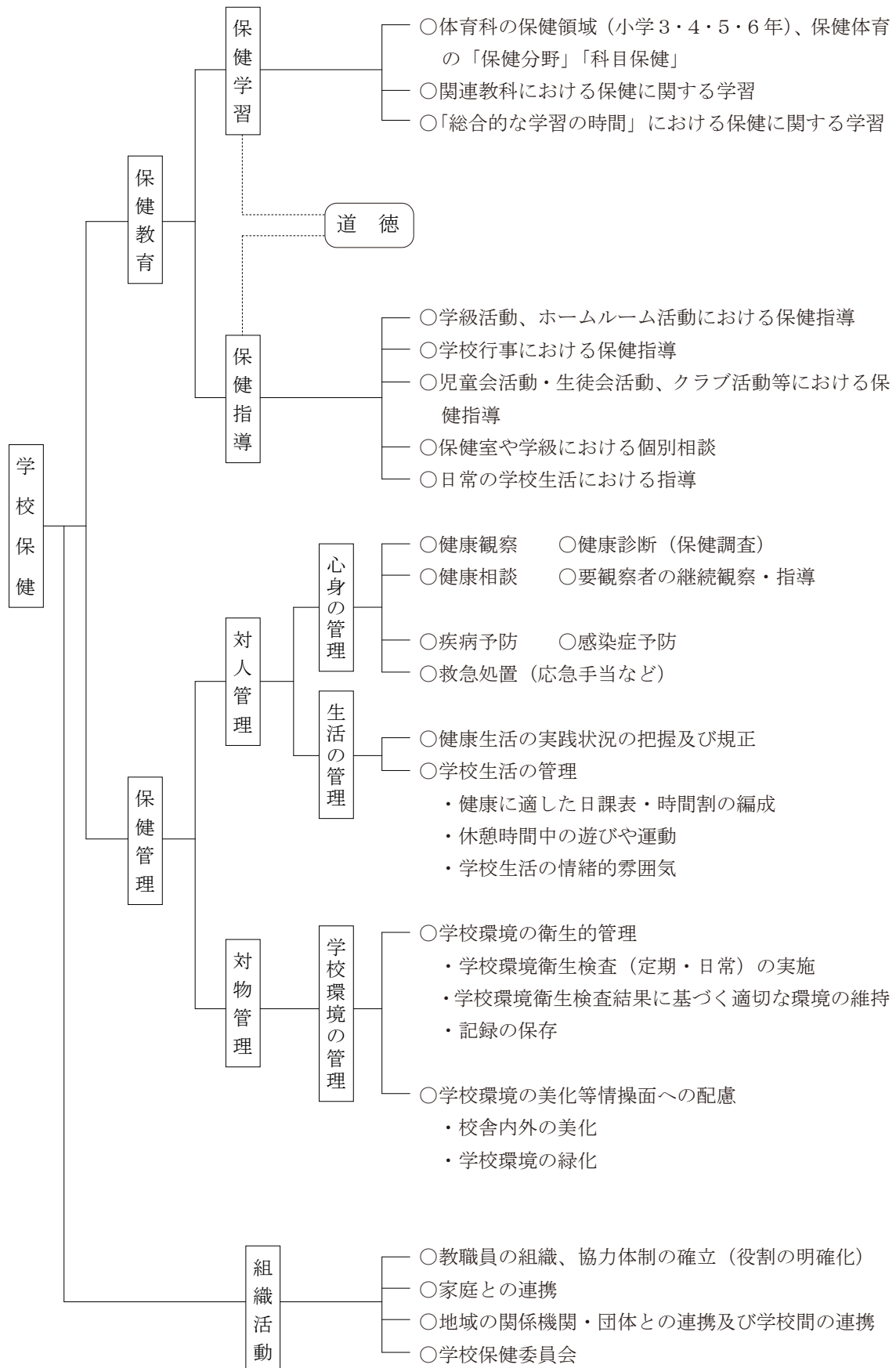
ウ 京都府学校保健会……地域学校保健会、学校医部会、学校歯科部会、学校薬剤師会をはじめ、養護教諭部会、学校保健主事会などの各専門部会により組織されており、これが近畿、全国の組織につながっている。

京都府学校保健会の組織



・(一社)京都府医師会学校医部会 ・(一社)京都府歯科医師会学校歯科部会
・京都府学校薬剤師会 ・学校保健主事会 ・養護教諭部会

学校保健の領域・内容



第4節 学 校 安 全

学校における事故を防止するため、各学校において地域や学校の実態に応じた学校安全計画を策定・実施するとともに、児童生徒等が身の回りの危険を予測し、回避する能力を身につけ、安全な生活を営む正しい判断力と行動力を養うことができるよう、あらゆる機会を通して、安全教育及び組織活動の推進並びに安全管理の徹底を図っている。

事故発生時には全教職員が組織的に対応できるよう、学校独自の「危険等発生時対処要領」（危機管理マニュアル）を検証・改善するとともに、身近な事故を分析し、教材化する

ることで、より具体的な指導を行い、事故の未然防止を図ることとしている。

1 事故災害による死者数の状況

平成24年度（平成25年3月31日現在）の事故災害による死者数は6名となっており、前年度より4名増加している。交通死亡事故は6名であり、昨年度（3名）と比較すると増加している。

児童生徒等の交通災害の占める割合が相変わらず高く、今後さらにあらゆる機会を通じた交通安全指導の徹底を図らなければならない。

事故災害等による死者数

1 事故災害等による死者数

（単位：人）

内容 校種	交 通					水 難					自 殺					その他					合 計				
	20	21	22	23	24	20	21	22	23	24	20	21	22	23	24	20	21	22	23	24	20	21	22	23	24
幼																					0	0	0	0	0
小	3				2	1	1	2	1	1						1	1				5	2	2	1	3
中	1											2								1	1	0	2	0	1
高	5	3	1	3	4						2	3				2	1		1	1	9	7	1	4	5
計	9	3	1	3	6	1	1	2	1	1	2	3	2	0	0	3	2	0	1	2	15	9	5	5	9

備考：「その他」の内容 … 不慮の事故など

2 学校安全の構造と内容

学校安全は自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている。学校安全の活動は、児童生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全に貢献できることを目指す安全教育と、児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを目指す安全管理、そして両者の活動を円滑に進めるための組織活動という3つの主要な活動から構成されている。

また、学校安全の領域としては、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3つが挙げられる。「生活安全」では、日常生活で起こる事件・事故災害を取り扱い、児童生徒等が犯罪の被害に遭うことも少なくないことから、防犯も重要な内容の一つとしている。「交通安全」には、様々な交通場面における危険と安全が含まれる。「災害安全」には、地震、津波、火山活動、風水（雪）害のような自然災害はもちろん、火災や原子力災害も含まれる。

(1) 安全教育

安全教育は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を養うことを目標としている。

そのため「いのちを守る「知恵」をはぐくむために～学校における安全教育の手引～東日本大震災の教訓を踏まえて」の配布をはじめ、指導資料の作成や各種研究会の開催などを通じて、

- ア 教科、特別活動などにおける安全教育の充実
 - イ 指導体制の確立
 - ウ 各校種間及び関係機関・団体との連携
 - エ 災害安全教育の充実
 - オ 家庭や地域社会への働きかけ
- などを進めている。

(2) 安全管理

安全管理は、事故の要因となる学校環境や、児童生徒等の学校生活などにおける行動の危険を早期に発見し、それらを速やかに除去するとともに、万一事件・事故が発生した場合には、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図ることを目指して行われるものである。

このため、各種研究会などを通じて、

- ア 学校安全計画の充実
 - イ 施設、設備の日常的、定期的な安全点検の実施と事後措置
 - ウ 適切な応急手当や安全措置ができる体制づくり
- などについて指導を進めている。

(3) 学校安全に関する組織活動

安全教育と安全管理を効果的に進めるための教職員の研修、児童生徒等を含めた校内の協力体制の構築、家庭及び地域社会との密接な連携を図りながら、学校安全に関する組織活動を進めている。

第5節 食育・学校給食

子どもたちが生涯にわたり心身の健康と豊かな人間性をはぐくむためには、望ましい食習慣を身に付け、食の自己管理能力を培うことが必要である。

そのため、京都府では家庭、地域社会の連携・協力し、教職員の共通理解のもと学校教育活動全体を通じた食育の推進と学校給食の一層の充実を図っている。

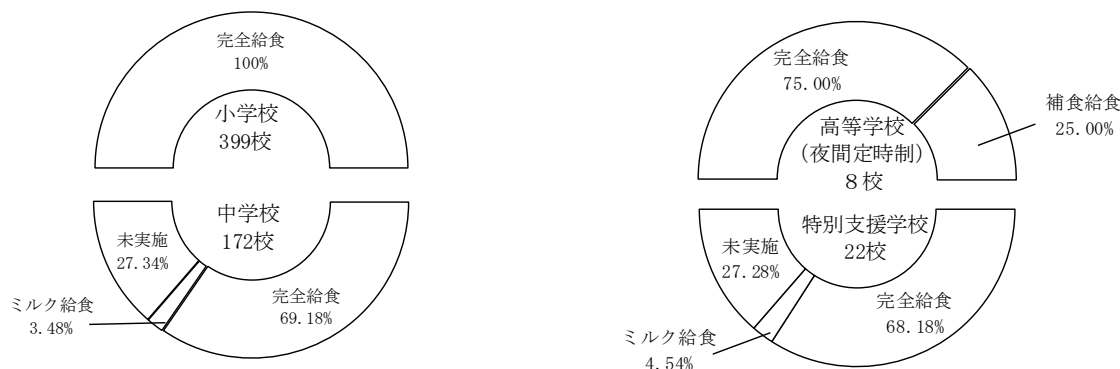
1 学校給食の実施状況

学校給食はバランスの取れた食事を提供し、児童生徒等の健康の保持増進を図るとともに、望ましい食習慣の形成に寄与している。

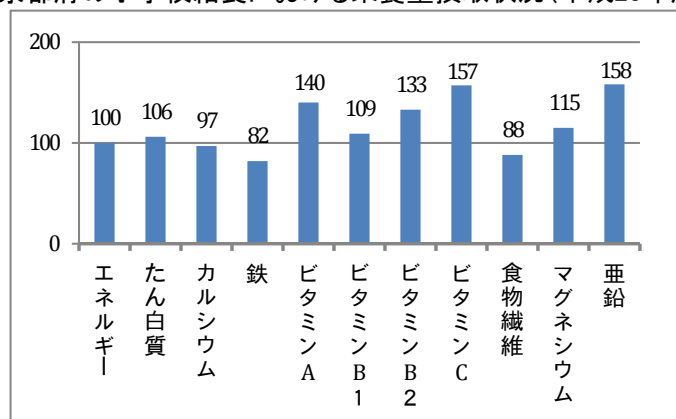
また、会食を通して心の交流を深め、好ましい人間関係を育成するなど児童生徒等の心身の健全な発達を図る上で、大きな教育的意義を有している。

平成25年度の公立学校における学校給食の実施状況は次の通りである。

京都府の公立学校給食実施状況（平成25年度）



京都府の小学校給食における栄養量摂取状況（平成25年度）



(小学校中学年児童1人1回当たりの学校給食摂取基準の文部科学省基準を100とした場合の京都府小学校中学年の充足率)

*脂肪の学校給食摂取基準は、総摂取エネルギーに対する比率が25～30%であり、京都府の脂肪の平均摂取量は27%である。

*ナトリウム（食塩相当量）は基準が2.5g以下に対し、京都府の平均は2.5gである。

2 学校給食、食に関する指導の課題

学校給食は、カルシウムなど家庭では不足しがちな栄養素を補完するだけでなく、児童生徒が生涯にわたり健康な生活を送るための健康教育の一環として、食に関する指導の生きた教材となるものである。

そのため、学校給食の献立作成に当たっては学校給食摂取基準を充足するとともに幅広く食品を使用し、多様な調理法を組み合わせた食事内容になるよう配慮することが大切である。現状では、前掲のとおり鉄・食物繊維の摂取が不足傾向にあるため、豆類や藻類等の積極的な活用など児童生徒等・地域の状況なども考慮して摂取量の充足を図る必要がある。また、郷土食や地域の産物を活かした魅力あるものとなるよう配慮するとともに、各教科などの学習内容との関連に配慮した献立作成に努めることも大切である。なお、食物アレルギーのある児童生徒等に対しては、指導体制を確認し、保護者と連携を図りつつ、個々の児童生徒等の状況に応じ、可能な対応に努めることが大切である。

さらに、学校給食が家庭や地域の信頼を得て実施されるためには、安全で安心な学校給食の提供が不可欠である。そのため、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理場での衛生管理とともに、児童生徒等への衛生に関する指導の徹底を図ることが望まれる。

また、児童生徒等が望ましい食習慣を身につけ、「食」の自己管理能力を培うため、教職員の共通理解のもと食に関する指導の全体計画や、年間指導計画を策定し、学校教育活動全体を通じて食育を推進することが必要である。

併せて、食に関することは家庭が担う部分が大きいことから、家庭や地域社会と連携した取組を推進していくことが大切である。

栄養教諭・学校栄養職員が食に関する指導計画に基づき、学級担任などと連携を図りながら献立を作成するとともに、その専門性を生かして、関連教科などにおける指導や個別的な相談指導などに当たることが求められている。

3 研究推進及び組織活動

(1) 京都府学校給食研究協議大会

学校給食の管理運営、食に関する指導、栄養・調理等に関して、各地区及び校種間で実践交流を深め、当面する諸課題を研究協議し、今後の学校給食の充実と食育の推進を図るため、年1回開催している。

(2) 地区別食育・学校給食研修会

食に関する指導についての理解を深め食に関する指導計画に基づく教科横断的な指導や生きた教材としての学校給食の活用を図るなど、学校教育活動全体を通じた食育を推進するとともに、安全かつ安心な学校給食の実施に向けて一層の徹底を図るため、年1回各教育局ごとに開催している。

(3) 食に関する指導充実事業

食に関する指導の実践的な研究に取り組もうとしている市町（組合）教育委員会を指定し、栄養教諭・学校栄養職員を中核として家庭や地域社会と連携しながら、学校教育活動全体で食に関する指導を積極的に行い、その成果の普及を図ることにより、府内の食育を推進している。

第6節 スポーツ振興

だれもが、健康でいきいきと暮らせる「生涯スポーツ社会」の実現のため、次のような諸施策を推進している。

1 機会や場の提供

府民にスポーツを楽しむ機会や場を提供するため、府全域に及ぶ総合的な大会を実施するとともに、体育・スポーツ関係団体の事業を支援している。

2 施設の整備

体育・スポーツ振興の基盤となる体育施設の整備については、各市町村からの構想や設計などの相談に応じ、各種助成の活用などより良い施設になるよう指導・助言を行っている。

3 府立学校体育施設の開放

広く府民のスポーツ活動のために、昭和54年度からグラウンド開放を試行的に実施し、以降開放校を増加させ、平成4年度からは、

体育館も開放している。さらに平成9年度から2校で医・科学的トレーニングシステムを開放している。

事業名	目的	内容
府立学校体育施設開放事業	府立学校の体育施設を地域や青少年のスポーツ活動のために開放し、府民の生涯スポーツの振興に役立てる。	府立学校45校の体育施設を年間10日間を基準として、無料で地域や青少年のスポーツ活動に開放
府立学校医・科学的トレーニングシステム開放事業	府立学校の医・科学的トレーニングシステムを府民に開放し、医・科学理論に基づいた効果的なスポーツ活動の振興に役立てる。	府立西城陽及び綾部高等学校の医・科学的トレーニングシステムを無料で府民に開放

4 指導者の育成

体育・スポーツの振興は、質の高い指導者の指導によるところが大きいと、その育成

に努めるとともに、資質を向上させるための研修を実施している。

事業名	目的	内容
社会教育主事（スポーツ担当）派遣事業	府内の市町村における体育・スポーツ振興行政の一層の推進を図る。	2町に社会教育主事（スポーツ担当）を派遣（平成25年度）
各種指導者講演会・研修会	指導者の養成・確保と資質向上を図る。	各種体育・スポーツ指導者の養成及び研修のための講習会などの実施
総合型地域スポーツクラブ育成及び運営に係る人材育成事業	総合型地域スポーツクラブ育成及び運営に必要な人材の計画的な育成を図る。	・アシスタントマネジャー養成講習会兼スポーツオーガナイザー養成講座 ・リスクマネジメント研修会

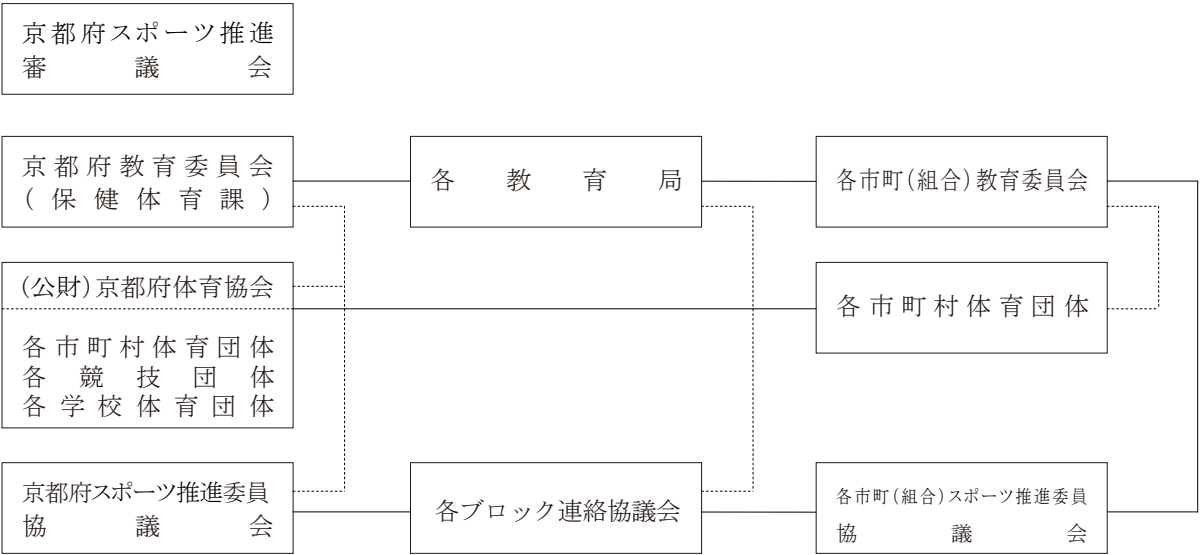
5 組織の育成

府民が身近にスポーツに親しむことができる環境づくりのため、公益財団法人京都府体育協会をはじめ、多くの体育・スポーツ関係組織・団体の運営を支援し、組織育成を図っている。

6 スポーツ振興行政

京都府のスポーツ振興行政に関連する組織・機関・団体を図示すると次の通りである。

京都府のスポーツ振興関係組織・機関・団体



第7節 競技力の向上

本府代表選手が、全国的な大会に出場し、より大きな成果を上げることは、京都府の体育スポーツ振興の重要な柱であるとともに、スポーツ活動への意欲と関心を高め、活力とるおいのある府民生活に大きな効果をもたらしている。

こうした観点に立ち、昭和56年度から「京都府競技力向上対策本部」を設置し、幅広い年齢層を対象にした競技力向上に努めている。

※第68回国民体育大会「スポーツ祭東京2013」においては、ホッケー成年男子種別優勝をはじめ、数多くの種別・種目で優勝・入賞したが、男女総合成績第11位、女子総合成績第19位と2年連続の入賞を逃した。

今後は、各競技団体などとのより一層の連携を図りながら、国際的な競技力を有する選手の育成を視野に入れた強化に努め、パワフル京都の実現を目指す。

事業名	目的	内容
競技スポーツ振興事業	青少年を中心に幅広い層の競技力を向上させ、本府の体育・スポーツの飛躍的な発展を期す。	ジュニア選手発掘・育成・強化、国体選手養成強化、パワフル京都推進等
日本代表・トップアスリート交流事業	各競技のナショナルチームや海外チームを京都へ招聘し、児童生徒等がトップアスリートとふれあい、ジュニア選手の育成を進める。	各競技のナショナルチームを招聘し、見学会や実技講習会等を実施
国体選手派遣事業費補助	府代表選手の国体への派遣費補助	府体育協会を通じ競技団体に補助し、選手を派遣

第5章 社 会 教 育

第5章 社 会 教 育

第1節 社会教育行政

1 社会教育委員

社会教育委員は、社会教育法に基づき、①社会教育に関する諸計画を立案し、②教育委員会の諮問に応じて意見を述べるなど、教育長を経て教育委員会に助言する職務を行っており、府教育委員会及び市町（組合）教育委員会が委嘱している。

(1) 京都府社会教育委員

定数 15名

任期 2年

構成 学校教育関係者
社会教育関係者
家庭教育関係者
学識経験者
一般府民（公募）

(2) 市町村社会教育委員

府内各市町（組合）教育委員会で委嘱

2 社会教育主事

京都府教育庁の本庁及び各教育局に、社会教育主事を置くとともに、派遣社会教育主事4名（うち、スポーツ担当2名）を市町に配置している。

市町（組合）教育委員会事務局における社会教育主事などの配置状況は右表のとおりである。

社会教育関係職員の配置状況

平成25年12月1日現在

区分 市町(組合)	常 勤		非常勤
	社会教育主事	派遣社会教育主事	社会教育指導員
向 日 市			
長岡京市	1		1
大山崎町	3		2
宇治市	4		
城陽市	1		6
八幡市	2	1	
京田辺市			
木津川市	3		6
久御山町			1
井手町		1	4
宇治田原町			
精華町			2
相楽東部 広域連合	1	1	
亀岡市			3
南丹市	2		1
京丹波町	1	1	2
綾部市	1		4
福知山市	1		
舞鶴市	1		1
宮津市	1		2
京丹後市	1		10
伊根町	1		1
与謝野町			2
合 計	24	4	48

(単位：人)

平成25年度 京都府の社会教育関係事業

自己実現に向けた主体的な学習活動への支援と社会総がかりで子どもをはぐくむ教育の推進	生涯学習の振興	府民が心豊かで充実した生活を営むためには、いつでもどこでも多様な方法で生涯にわたる学習活動を主体的に行い、その成果を適切に活かすことができる生涯学習社会を実現することが大切である。 そのため、地域の特性を活かした多様な学習機会の提供や、指導者の養成を図るとともに、文化・スポーツ活動に親しむ環境の充実や、国際理解、環境、情報、防災などの現代的課題に関する学習活動の支援に努める。 また、府民の生涯にわたる学習機会の充実や地域社会の形成を図る上で重要な役割を担う社会教育関係団体に対しては、主体的な活動ができるよう、求めに応じて専門的な指導と助言を行うなど、連携・協力を努める。 さらに、府民の意見を踏まえながら、府立の図書館・少年自然の家・郷土資料館などの社会教育施設の機能の充実を図るとともに、市町村などが所管する生涯学習・社会教育関連施設との積極的な連携に努める。	社会教育・生涯学習・公民館等指導者研修事業 各種指導者研修事業 ・PTA指導者研修事業(中央研修・ブロック別研修) ・地域女性リーダー研修事業 ・聴覚障害者社会教育指導者研修事業 ・視覚障害者社会教育指導者研修事業 社会教育施設等の運営 ・図書館 ・南山城少年自然の家(グリーンパル南山城) ・りり溪少年自然の家(グリーンパルりり溪) ・視聴覚ライブラリー 社会教育主事派遣事業 社会教育団体助成事業 京のまなび教室推進事業 地域で支える学校教育推進事業 防災キャンプ推進事業
	家庭の教育力の向上	家庭はすべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣、豊かな心や他人に対する思いやりをはぐくむ上で重要な役割を担っている。また、子どもが「展望する力」「つながる力」「挑戦する力」など様々な力をはぐくみ発揮していくためには、見守られ、信頼され、期待されているなどの「包み込まれているという感覚」を実感できることが大切であり、家庭はその基礎を築く場としても重要である。 それらの家庭の教育力を高めるため、学校、地域社会並びに関係部局と連携しながら、親に対する学習活動の支援やサポート体制の充実に努める。	家庭教育支援事業 ・親のための応援塾開催事業 ・家庭教育支援基盤形成事業 家庭教育相談事業 ・家庭教育カウンセラー巡回相談事業 ・電話相談事業 ふれあい宿泊学習実施事業 読書活動推進事業 ・子ども読書本のしおりコンテスト ・学校支援セット貸出
	地域社会の教育力の向上	地域社会は、地域の人々が互いに思いやり、共に助け合いながらつながりを持つ場であるとともに、子どもが身近な人々から、温かくて厳しい愛情や信頼、期待などを実感し、様々な経験を通して安心や自信、誇りや責任感をはぐくむ大切な場でもある。 そのため、大人の地域社会における学習力や教育力を高め、地域の課題を解決するとともに、地域の絆を強める取組を推進する。 また、そうした活動を、学校・家庭と連携しながら、地域全体で子どもを健やかにをはぐくむ取組にも活かせるよう支援に努める。	京のまなび教室推進事業 地域で支える学校教育推進事業 森と小川の教室推進事業 (みどりキャンプ) 府立少年自然の家指定管理者自主事業
	人権教育の推進	人権という普遍的文化の構築を目標とした「新京都府人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、自己実現とすべての人の尊厳と人権が尊重される共生社会の実現に向けた取組を推進する。 そのため、生涯にわたり、あらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる自発的な学習活動の促進に努める。	人権教育推進事業 ・人権教育企画推進委員会 ・人権教育(教育局別)行政担当者等研究協議会 ・人権教育指導者研修会 ・人権教育学習教材等の整備 各種指導者研修事業 ・聴覚障害者社会教育指導者研修事業 ・視覚障害者社会教育指導者研修事業

(再掲あり)

第2節 社会教育の推進

生涯学習を積極的に推進する上でも社会教育が果たす役割は極めて大きく、平成25年度は、次の諸事業を実施した。

1 生涯学習の振興

事業名		事業の概要
社会教育・生涯学習・公民館等指導者研修事業		○趣旨…生涯学習社会の実現に向けて、府内の社会教育を一層推進するため、社会教育関係団体の指導者をはじめ、社会教育、生涯学習関係職員、公民館職員の資質の向上と専門的力量を高めることを目的とする。 ○内容…京都府社会教育・生涯学習・公民館等指導者研修会
各種指導者研修事業	P T A 指導者研修事業	○趣旨…家庭・学校・地域が連携して、家庭・地域社会の教育力を高め、青少年の豊かな心をはぐくむための望ましい環境づくりに向けて、P T A指導者の資質の向上を図る。 ○内容…①京都府P T A指導者中央研修会 ②教育局別P T A指導者研修会（5局） ③府立学校ブロック別研修会（4ブロック）
	地域女性リーダー研修事業	○趣旨…府内における女性の主体的な学習活動や社会参加を推進し、地域で活躍する女性の実践力向上を図る。 ○内容…地域女性リーダー研修講座
社会教育団体助成事業		○趣旨…社会教育の振興の一環として、府域の社会教育関係団体が行う研究会・研修会や地域の課題解決に向けた各種活動（福祉・子育て・環境・防災・生涯学習・人権教育・男女共同参画等）に対して助成を行う。 ○対象…14団体26事業
防災キャンプ推進事業		○趣旨…風水害に対する知識や災害時の対応等への理解を深めるために、避難所生活等を想定した実践型のプログラムを府立るり溪少年自然の家で実施し、もって府民の防災教育を推進する。 ○内容…【体験】救命救急体験、給水体験、炊き出し体験、避難所体験、水中歩行・水没ドア開閉体験等 【製作】食器製作、応急担架製作、段ボール寝床づくり等 【学び】京都府の風水害と水害が起きる仕組みの講義、被災者による体験談、災害現場における救助活動等の状況等

2 家庭の教育力の向上

事業名		事業の概要
家庭教育支援	親のための応援塾開催事業	○趣旨…就学前の子どもを持つ保護者と先輩保護者との交流等を行う「親のための応援塾」の開催により、子育てに関わる親の不安の解消と親同士のネットワークの形成を目指す。 ○内容…京都府P T A協議会に委託し、各小学校P T A等において実施 子育てワークショップ、先輩親との交流、相談、アドバイス等

援事業	家庭教育支援基盤形成事業	○趣旨…家庭の教育力の向上のため、保護者等への学習機会の提供や家庭教育支援チーム活動を行う市町（組合）教育委員会に対し、助成等の支援を行う。 ○内容…家庭教育支援員の配置、家庭教育支援チーム活動の普及・定着子育てに係る学習機会の提供指導者等研修等
家庭教育相談事業	家庭教育カウンセラー巡回相談事業	○趣旨…家庭教育に関する悩みや不安を抱く親に対して適切なアドバイスを伝えるよう、臨床心理士の資格を有する者を「家庭教育カウンセラー」として配置し、家庭教育に関する相談体制の一層の充実強化を図る。 ○内容…来所相談～府総合教育センター及び同北部研修所 巡回相談～府教育局及びアグリセンター大宮
	電話相談事業	○趣旨…いじめや不登校などの悩みを持つ子どもや親がいつでも気軽に相談して必要な助言を得られるように、電話相談を実施する。 ○内容…ふれあい・すこやかテレフォン（24時間対応）
ふれあい宿泊学習実施事業		○趣旨…不登校傾向にある児童生徒を対象にキャンプを実施し、自然の中で宿泊を共にして様々な体験を重ねることによって、社会性を培い、自立への力や登校する力を育てる。また、保護者が、専門家による相談会や講義、相互交流を通じて、子どもの現状についての理解や、子どもの自立へ向けてどのように関わるかを学ぶ機会とする。 ○内容…府立り湊少年自然の家において実施 野外活動・集団遊び・創作活動等
読書活動推進事業		○趣旨…「京都府子どもの読書活動推進計画（第二次推進計画）」の実現に向けて、啓発や支援を行う。 ○内容…①子ども読書本のしおりコンテスト 子どもの読書活動についての府民の理解と関心を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、「子ども読書の日（4月23日）」の記念事業としてコンテストを実施する。 ②学校支援セット貸出 調べ学習に役立つ図書を府立図書館において整備し、「学校支援セット」としてメニュー化して、府内の小・中学校、高等学校に貸し出す。

3 地域社会の教育力の向上

事業名	事業の概要
京のまなび教室推進事業	○趣旨…地域社会の中で、子どもたちを心豊かで健やかに育てる環境づくりを推進するため、学校等を子どもの安心・安全な居場所として活用した「京のまなび教室」の開設を支援し、土曜日等における子どもの体験活動・学習活動等の充実を図る。 ○内容…①京のまなび教室の開設 19市町（組合）教育委員会、74教室で実施（平成26年1月末現在） ②特別講師の派遣 市町（組合）教育委員会が実施する「京のまなび教室」等に、団体や企業、伝統産業の職人等の特別講師の派遣をコーディネート

地域で支える学校教育 推 進 事 業	○趣旨…地域ぐるみで学校を支える体制整備として「学校支援地域本部」を設置して地域コーディネーターや学校支援ボランティアを配置し、学校のニーズに応じた教育支援活動を展開する。 (国事業名：学校支援地域本部事業) ○内容…学習支援、部活動の支援、読書活動支援、学校行事の支援等 13市町(組合)教育委員会、115校(園)で実施
森 と 小 川 の 教 室 推 進 事 業	○趣旨…障害のある子どもと障害のない子どもが共に行う自然体験活動を通して、心のふれあいを深めながら多様な立場を理解させ、自立心や主体性を培うとともに、環境問題への関心を深める。 ○内容…府立り溪少年自然の家において実施 みどりキャンプ

4 人権教育の推進

事 業 名		事 業 の 概 要
人 権 教 育 推 進 事 業		○趣旨…自己実現とすべての人の尊厳と人権が尊重される共生社会の実現に向けて、生涯学習としての人権教育を推進するため、学習教材や指導資料を整備するとともに、指導者の養成と資質の向上を図る。 ○内容…①人権教育企画推進委員会 ②人権教育指導者研修会 ③人権教育(教育局別)行政担当者等研究協議会 ④学習教材・指導資料の整備
各 種 指 導 者 研 修 事 業	聴 覚 障 害 者 社 会 教 育 指 導 者 研 修 事 業	○趣旨…聴覚障害者の豊かな生活に向けての学習活動や社会参加の促進を図るため、府内各地での実践活動を交流し、指導者としての資質の向上を図る。 ○内容…北部・南部2会場／講演及び実践発表等
	視 覚 障 害 者 社 会 教 育 指 導 者 研 修 事 業	○趣旨…視覚障害者の豊かな生活に向けての学習活動や社会参加の促進を図るため、府内各地での実践活動を交流し、指導者としての資質の向上を図る。 ○内容…府内5会場／講演及び実践発表等

第3節 社会教育施設

府民の学習活動の推進を図る上で社会教育施設の整備・充実が必要であるとともに、生涯学習の総合的推進のためには府と市町村の関係施設間の相互連携が一層重要となっている。

京都府においては、府立図書館及び府立若狭少年自然の家を設置している。

1 京都府立図書館

明治42年に現在地に建築された府立図書館を全面改築し、京都府社会教育委員会議の提言（平成7年12月）を踏まえ、府立総合資料館の所蔵する資料と一体化した上で、マルチメディアを最大限活用した図書館として平成13年5月に開館した。

公共図書館などの蔵書データ総合目録を構築し、そのネットワーク化を進めるなど、府内の中核的図書館として、府民に身近な市町村立図書館などに対し、役割分担を踏まえた支援を通じて府内の図書館サービス向上を図るとともに、平成24年8月に「京都府立図書館サービス計画」を策定し、府民に役立つ図書館サービスに努めている。

(1) 施設の概要

所在地	左京区岡崎成勝寺町9
蔵書冊数	約115万冊
開館日 開館時間	火～金 9：30～19：00 土日祝 9：30～17：00

(2) 事業内容

- 各図書館資料の閲覧、貸出し
- 市町村支援事業（連絡協力車運行、職員研修、貸出文庫等）
- レファレンスサービス
- 国会図書館との図書相互貸借及びオンライン検索
- 府内公共図書館総合目録ネットワークシステムによる検索サービス及び館間貸出
- 学校支援事業（調べ学習等に役立つ図書のパッケージ貸出）

- 音声目録CD-ROM（デジ版）の作成及び視覚障害者等への配布
- 読書週間記念講演会等の開催

(3) 利用状況

（24年度の利用統計数値による）

ア 個人貸出し

登録者数 (累計)	貸出者数	貸出冊数
95,551人	89,590人	201,126冊

イ 図書館等への貸出し

平成25年3月31日現在

区分	貸出文庫事業による一括貸出し	その他の貸出し
市町村数等	18市町（組合） 教育委員会	—
貸出冊数	60,822冊	28,939冊
摘要	市町村が行う図書館活動に対する図書資料の一括貸出しによる協力援助	府内市町村立図書館及び学校図書館等への協力貸出し他

2 京都府立少年自然の家

自然の中で、集団宿泊体験活動を通して、心身ともに健全な少年の育成を図るため、昭和58年に南丹市園部町大河内に府立るり溪少年自然の家を設置し、周辺の豊かな自然環境を活かして多様な体験活動の機会を提供している。

(1) 施設の概要

施設名 (愛称)		府立るり溪少年自然の家 (グリーンパルるり溪)
施設 定員	プレイホール	300人
	研修室	200人
	宿泊室	300人
	クラフト室	72人
	キャンプ場	150人
敷地面積		91,980㎡

その他、談話室、資料室（資料展示コーナー）、自転車車庫、乾燥室などの他に自然観察、野外活動用の用具を備えている。

(2) 施設利用

＜利用できる人＞

①およそ10名以上の団体

- ・学校の児童・生徒とその指導者
- ・青少年の団体とその指導者
- ・その他、少年自然の家が適当と認めた団体

②家族及び小グループ

府立るり溪少年自然の家利用状況

年 度	宿 泊 利 用								研修室利用		使用料収入 (円)
	幼・小・中学生		高 校 生		一 般		計				
	団体数	人 数 〔指導者 含 む〕	団体数	人 数 〔指導者 含 む〕	団体数	人 数	団体数	人 数	団体数	人 数	
21	70	6,517	17	2,519	85	7,916	172	16,952	17	677	13,034,410
22	77	6,784	19	2,320	82	7,419	178	16,523	21	811	12,294,170
23	77	6,455	17	1,970	83	8,862	177	17,287	12	628	14,109,500
24	86	6,638	18	2,527	64	6,442	168	15,607	7	461	10,924,330
25	69	5,067	14	1,817	26	3,358	109	10,242	12	751	5,455,520

(25年度は11月末までの実績) 平成25年度の事業の概要

府立るり溪少年自然の家（グリーンパルるり溪）

事業名		対 象	開催回数
ふ れ あ い 宿 泊 学 習 事 業		小学校3年生～高校生までの不登校傾向にある児童生徒とその保護者	1泊2日 2回 6泊7日 1回
森と小川の 教室推進事業	みどりキャンプ	小学校4年生～中学生、 特別支援学校 小学部4年生～中学部	1泊2日 2回 6泊7日 1回
指定管理者 自主事業	親子キャンプ入門	府 内 の 家 族	1泊2日 1回
	自然体験学習指導者研修会	利 用 団 体 指 導 者	概ね月 1回

3 市町村の社会教育施設

市町村において、公民館、図書館その他の社会教育施設を設置しており、その概要は次の表のとおりである。

平成23年10月1日現在(平成23年度社会教育調査)

市町村名	公 民 館	公民館分館	青少年教育施設	図 書 館
向 日 市	6			1
長 岡 京 市	1			1
大 山 崎 町	1			
宇 治 市	5		4	3
城 陽 市	3			1
八 幡 市	4			2
京 田 辺 市	41		1	3
木 津 川 市	3		1	3
久 御 山 町	1			1
井 手 町				1
宇 治 田 原 町	1			1
笠 置 町	1			
和 束 町				
精 華 町				1
南 山 城 村	1			
亀 岡 市	3			6
南 丹 市	2			4
京 丹 波 町	6			
綾 部 市	13			1
福 知 山 市	22		3	5
舞 鶴 市	7		1	5
宮 津 市	10	1	1	1
京 丹 後 市	51	14		6
伊 根 町	5		1	
与 謝 野 町	23		1	3
小 計	210	15	13	49
京 都 市			2	19
合 計	210	15	15	68

第6章 人 權 教 育

第6章 人 権 教 育

第1節 学校教育における人権教育の推進

京都府教育委員会では、「新京都府人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、これまでの成果と課題を明らかにしながら、全ての人の基本的人権を尊重する心をはぐくむとともに、同和問題などあらゆる人権問題の解決に向けて実践する態度の育成を図る取組を進めている。

学校においては、校長主導の全校推進体制のもと、生涯にわたって学び続ける基盤を培うという視点に立って、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実や進路保障に努めるなど、一人一人を大切にしたい教育の推進を図ることとしている。また、基本的人権や同和問題など様々な人権問題について正しい理解や認識の基礎を培うとともに、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する態度や実践力を育成することを目指して推進している。

人権教育の推進に当たっては、同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえるとともに、人権学習資料集等を活用し、法の下での平等、個人の尊厳といった普遍的な視点からのアプローチとそれぞれの人権問題の解決という個別的な視点からのアプローチにより、人権意識の高揚を図り、あらゆる人権問題の解決に向けて取り組むこととしている。

そのために、地域や学校の実態を十分考慮した人権教育推進計画を策定するとともに、校種間の連携や学校間の交流及び家庭、地域社会、関係諸機関との連携を強化し、体系的・計画的に人権教育の推進に努めている。

また、体罰の根絶やいじめの未然防止・早期発見・早期解消をはじめとして人権尊重を踏まえた教育活動を進めるため、研修を日常的・系統的に行い、教職員自らが豊かな人権感覚を持つとともに、人権教育を進めるための認識の進化と指導力の向上に努めている。

第2節 社会教育における人権教育の推進

京都府教育委員会では、同和問題などあらゆる人権問題の解決に向け、実践につながる府民の自発的な学習活動を一層推進することを目指して様々な取組を進めてきた。

その成果は、着実に広がりを見せている一方で、依然として偏見や差別意識も根強く、今後も、「新京都府人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、人権尊重の理念や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるための学習活動や啓発活動の一層の工夫・充実に努める必要がある。

社会教育における人権教育指導者の養成や資質の向上については、第5章第2節の4に記した研修会の中で実施し、人権教育企画推進委員会の意見を踏まえながら、人権教育(教育局別)行政担当者等研究協議会と連携して、その充実に努めている。

また、人権問題に対する理解と認識を一層深めるため、地域の実情を踏まえた学習教材・指導資料や啓発ビデオ等の充実を図り、職員研修をはじめ各種の研修会等で活用されるよう、その整備に取り組んでいる。

人権教育推進事業

府事業

- (1) 人権教育企画推進委員会
- (2) 人権教育指導者研修会
- (3) 人権教育(教育局別) 行政担当者等研究協議会
- (4) 学習教材・指導資料の整備

第7章 文 化 財

第7章 文 化 財

第1節 文化財の保護

文化財は、長い年月にわたる我々の祖先の努力によって生み出され、伝えられてきた。特に京都府内に所在する文化財は、歴史、芸術、学術的にも、また鑑賞する上でも価値の高いもので、京都の歴史と自然のかかわりあいを明らかにする上で欠かすことのできないものである。

しかし、少子高齢化や社会生活の変化によって、これらの貴重な文化財については危機的な状況が深まり、文化財保護行政にさまざまな影響を与えている。その反面で、文化財の保護と活用に対する府民の関心は高くなり、文化財保護行政の重要性は一段と増している。

京都府では、文化財の保護と活用の促進を図るため、所有者、市町村をはじめ関係機関の協力のもとに、府民の理解を得ながら課題解決にあたり、文化財保護対策の充実強化と文化財の活用普及事業を推進している。

「京都府文化財保護条例」の施行以来、平成25年度までに693件の文化財を指定・登録し、68件の文化財環境保全地区の決定及び7件の選定保存技術を選定した。また、「府選定文化的景観」について9件を選定している。

府指定・登録文化財のうち、府指定有形文化財（建造物）11件43棟、同（美術工芸品）18件、府登録有形文化財（建造物）1件1棟、同（美術工芸品）2件、府指定無形文化財6件、府指定有形民俗文化財1件、府指定無形民俗文化財（風俗慣習）1件、同（民俗芸能）2件、府指定史跡2件、府指定名勝（庭園）1件、府選定保存技術4件がそれぞれ国の重要文化財・重要無形文化財・重要有形民俗文化財・重要無形民俗文化財・史跡・名勝・選定保存技術に指定・選定されている。

また、埋蔵文化財の保護に関しては、昭和56年4月に設置された公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターを中心に、その充実を目指しているところである。

さらに、歴史資料や民俗文化財をはじめとする重要な郷土の資料を調査研究し、収集・保存・展示及び活用を図るために、京都府南部（木津川市）に山城郷土資料館（ふるさと

ミュージアム山城）と北部（宮津市）に丹後郷土資料館（ふるさとミュージアム丹後）を設置し、広く府民の利用に供しているところである。

第2節 文化財の調査

文化財保護行政の推進や文化財保護条例による指定・登録の推進を図るための基礎資料を得るため、文化財の諸調査を実施している。

平成25年度に実施した主な調査は、特別天然記念物カモシカ通常調査、中世城館跡調査、有形・無形民俗文化財詳細調査、無形文化財詳細調査、近世古文書等基本調査、建造物詳細調査及び美術工芸品詳細調査、選定保存技術詳細調査などである。

(1) 古文書調査

重要な古文書等の散逸、亡失を防ぎ、その目録作成と保存活用のため行うもので、府内に所在する中・近世以降の古文書の分布状況を確認する基本調査を実施している。

(2) 有形・無形民俗文化財詳細調査

文化財保護条例による指定・登録等の具体的な候補物件について、第一段階の基本調査に基づき、具体的な対象文化財を選定し、調査を実施している。

(3) 建造物詳細調査

文化財保護条例による指定・登録等の具体的な候補物件について、既に実施した基本調査結果から選択し、建造物の由来、規模、構造、形式について個々に調査を実施している。

国指定・登録文化財等の全国及び京都府内所在件数等一覧

平成26年3月1日現在

種別 区分		建造物		美術工芸品								記念物		重要無形文化財				重要民俗文化財		重要文化景観	重要建造物群保存地区	選定保存技術										
				件数	棟（基）数	絵画	彫刻	工芸品	書跡・典籍	古文書	考古資料	歴史資料	計	特名勝別天然記念物	史天然記念物	保持者						有形	無形	保持者		保持団体						
		芸能														工芸技術		件数	人					件数	人	件数	団体					
		件数	人													件数	人											件数	人	件数	団体	
京都府	国宝	48	60	44	37	15	54	27	3	0	180	14	133	2	2	8	9	5	10	1	7	18	19	8	7							
	重文	293	623	480	414	182	452	277	27	20	1,852							2								2	8	9	2	7		
	登録	428	428				1				1							2								1					2	
A	登録	428	428				1				1	2	1					2														
	登録	428	428				1				1	2	1					2														
	登録	428	428				1				1	2	1					2														
全	国宝	218	266	159	128	252	224	60	45	3	871	162	2,996	39	56	39	55	213	281	38	106	46	52	29	29							
	重文	2,412	4,629	1,987	2,676	2,439	1,893	749	603	177	10,524							213								281	38	106	46	52	29	29
	登録	9,423	9,423				3	1		4	6							14								78					29	
B	登録	9,423	9,423				3	1		4	6	14	78					29														
	登録	9,423	9,423				3	1		4	6	14	78					29														
	登録	9,423	9,423				3	1		4	6	14	78					29														
比率 A／B (%)	国宝	22%	23%	28%	29%	6%	24%	45%	7%	0%	21%	9%	4%	5%	4%	21%	16%	2%	4%	3%	7%	39%	37%	28%	24%							
	重文	12%	13%	24%	15%	7%	24%	37%	4%	11%	18%							2%								4%	3%	7%	39%	37%	28%	24%
	登録	5%	5%				33%				17%							14%								1%					7%	

(注) 1 重要文化財の件数は国宝の件数を含む。
2 史跡名勝天然記念物の件数は特別史跡名勝天然記念物の件数を含む。

京都府指定・登録文化財等件数一覧

平成26年3月24日現在

種別 区分	建造物		美術工芸品								無形文化財								有形民俗文化財	無形民俗文化財			記念物			文化財環境保全地区	選定保存技術		文化的景観	合計	年度別件数										
	件数	棟（基）数	絵画	彫刻	工芸品	書跡・典籍	古文書	考古資料	歴史資料	計	工芸・技術		芸能		無形の文化的所産		計	風俗慣習		民俗芸術	計	史跡	名勝	天然記念物	計		件数	保持者及び団体			認定	登録	決定	選定	認定	選定	区	S57□ 2	H25		
											件数	保持者及び団体	件数	保持者及び団体	件数	保持者及び団体																								件数	保持者及び団体
指定	109	308	58	47	40	14	40	22	13	234	10	13	1	2	1	1	12	16	2	7	11	18	22	17	15	54	/	/	/	/	/	/	指定 429	指定	464	9					
																																	登録 213	登録	217	3					
																																	決定 68	決定	68	0					
登録	86	146	8	9	9	1	8	1	2	38	0	0	0	0	0	0	0	0	12	24	46	70	0	1	6	7	/	/	/	/	/	/	選定 11	選定	16	0					
																																	(認定) (19)	認定	(24)	(0)					
合計	195	454	66	56	49	15	48	23	15	272	10	13	1	2	1	1	12	16	14	31	57	88	22	18	21	61	68	2	3	9		721	/	765	12						

平成25年度府指定・登録文化財一覧

区 分	区 別	名 称	員数	年 代	所 在 地	所 有 者
建 造 物	指定	平野神社拝殿ほか	2 棟	慶安 3 年頃 (1650頃)	北区	平野神社
	指定	ぜんじょうじ 禪定寺本堂ほか	2 棟	享保 4 年 (1719)	宇治田原町	禪定寺
	登録	平野神社 あがたしや 縣社ほか	2 棟	寛永 8 年 (1631)	北区	平野神社
	登録	禪定寺観音堂ほか	2 棟	延宝 8 年 (1680)	宇治田原町	禪定寺
	小計	4 件（指定 2、登録 2）				
美 術 工 芸 品	絵 画	指定	けんぽんちゃくしよくそくたいてんじんぞう こんぽんみ えい 絹本著色束帯天神像（根本御影）	1 幅	南北朝～ 室町時代	上京区 北野天満宮
	〃	指定	けんぽんちゃくしよくそくたいてんじんぞう ゆいきょういんでんらい 絹本著色束帯天神像（遺教院伝来）	1 幅	南北朝～ 室町時代	〃 〃
	彫 刻	指定	木造男神坐像	1 軀	平安時代	福知山市 一宮神社
	〃	登録	木造毘沙門天立像	1 軀	鎌倉時代	東山区 靈源院 (京博寄託)
	古文書	指定	うらしましや うら むなふだ 浦嶋社・宇良神社棟札類	10枚	室町時代～ 明治	伊根町 宇良神社
	〃	指定	しちしよしやしゅうぞうむなふだ 七所社修造棟札	1 枚	文明14年 (1482)	〃 七神社 (丹資寄託)
	〃	指定	つつかわのしょうすがのむらこうじんしゃうわぶきぞうえいの き 筒河 庄菅野村荒神社上葺造営之記 (木札)	1 枚	天文23年 (1554)	〃 上山神社 (丹資寄託)
		小計	7 件（指定 6、登録 1）			
有形民俗 文化財	指定	山城の瓦製作用具 附 製作瓦 12点	391点	明治～ 昭和		京都府 (山城資保管)
	小計	1 件（指定 1）				

(4) 美術工芸品詳細調査

既に実施した基本調査結果の中から候補物件を選択し、(3) の建造物詳細調査と同様の趣旨により、具体的に調査を実

施している。

過去 5 年間の調査件数は、下表のとおりである。

美術工芸品詳細調査

(単位:件)

年 度	絵 画	彫 刻	工芸品	書 跡	古文書	考古資料	歴史資料	計
21	2	1	1	—	1	1	1	7
22	2	2	1	—	1	—	1	7
23	2	2	1	—	1	—	2	8
24	4	2	1	1	2	1	—	11
25	2	1	—	—	4	—	1	8

第3節 埋蔵文化財の調査

京都府においては、工事に先行する埋蔵文化財の発掘調査が、緊急かつ重要な課題とな

っている。ここ5年間の開発に伴う埋蔵文化財発掘調査の推移は次のとおりである。

(単位:件)

年	地域	乙訓	山城	南丹	中丹	丹後	京都市	計
21		45	25	7	6	4	119	206
22		43	23	7	4	8	120	205
23		38	25	5	2	2	129	201
24		30	29	4	6	5	155	229
25		45	26	15	2	1	183	272

京都府教育委員会及び公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターが実施した平成25年度の発掘調査は下表のとおりである。

(京都府教育委員会)

所在地	遺跡名称	遺跡の種類	関連工事名
木津川市	恭仁宮跡	都城跡	範囲内容確認
南丹市	西ノ下遺跡	集落跡	府営ほ場整備

(公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター)

所在地	遺跡名称	遺跡の種類	関連工事名
与謝野町	石田谷遺跡	集落跡	鳥取豊岡宮津自動車道新設
舞鶴市	大川遺跡	集落跡	堤防整備
亀岡市	出雲遺跡	集落跡	農道新設
亀岡市	出雲遺跡・中古墳群	集落跡・古墳	府道新設
京都市	植物園北遺跡	集落跡	施設新設
	長岡京跡・下津城跡	都城跡・城館跡	施設新設
長岡京市	長岡京跡・開田遺跡	都城跡・集落跡・古墳	府道新設
八幡市	美濃山遺跡ほか	集落跡・瓦窯跡	府道新設
	女谷・荒坂横穴群	横穴	新名神道路新設
京田辺市	松井横穴群	横穴	新名神道路新設
城陽市	水主神社東遺跡・下水主遺跡	集落跡	新名神道路新設
	水主神社東遺跡・下水主遺跡	集落跡	国道改良
宇治市	平等院旧境内	寺院跡	河川改修
精華町	棕ノ木遺跡	集落跡	施設新設

第4節 文化財の保存管理

1 国指定文化財の保存管理

文化財の適切な保存管理のために、国指定文化財の修理、防災施設の整備、収蔵庫の建設、史跡等の土地の買い上げによる公有地化の促進や整備、また市町村が緊急発掘調査を実施する場合、京都府から各事業主体に予算の範囲内で補助金を交付している。このほか、国指定の文化財や史跡名勝の日常的な維持管理に万全を期すため、自動火災報知設備などの防災設備の保守点検や建造物の小修理、名勝等庭園の荒廃防止、民家の環境整備、美術工芸品の燻蒸・殺虫などを所有者が実施する場合、または指定あるいは選定された無形文化財、無形の民俗文化財に関する後継者育成等にも補助金を交付している。

平成25年度に実施した文化財保存整備事業は次のとおりである。

- 建造物保存修理……知恩院本堂（京都市）、平等院鳳凰堂（宇治市）など23件
- 建造物防災施設……萬福寺（宇治市）、海住山寺（木津川市）2件
- 建造物環境保全……清水寺（京都市）など3件
- 緊急防災施設耐震改修……建仁寺（京都市）、妙心寺（京都市）2件
- 緊急防災性能強化……梅小路機関車庫（京都市）1件
- 美術工芸品保存修理……仁和寺三十帖冊子（京都市）など33件
- 美術工芸品防災施設……神護寺（京都市）1件
- 記念物保存修理……（史）醍醐寺境内（京都市）、（史）教王護国寺境内（京都市）など23件
- 史跡等買上……（史）檜原廃寺跡、（史）長岡宮跡など11件（7市）
- 埋蔵文化財発掘調査……長岡京跡など16件（13市3町）
- 文化的景観保護推進……宇治市（2件）、宮津市、京都市、亀岡市 5件
- 無形文化財……京都能楽養成会など2件
- 民俗文化財保存修理……祇園祭山鉾のうち、北観音山など3件

○重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業……美山町北地区（南丹市）など4件
また、国指定文化財維持管理補助事業は次のとおりである。

- 防災設備保守点検……南禅寺（京都市）、平等院（宇治市）など186件
- 建造物小修理……石清水八幡宮（八幡市）、大徳寺（京都市）など13件
- 名勝庭園の荒廃防止及び民家の環境保全……真珠庵など32件

その他、京都府内に69名の文化財保護指導委員を委嘱し、文化財の巡視を行い、所有者をはじめ文化財関係者に対し、文化財保護に関する指導、助言をするとともに、地域住民にも文化財保護意識の高揚を図り、文化財の保存管理に努めている。

2 府指定・登録等文化財の保存管理

京都府文化財保護条例（昭和56年府条例第27号）に基づき、府の文化財として指定・登録等された文化財の所有者などが、文化財の適切な保存を図るために実施する事業に対し、その経費の一部を補助している。平成25年度は次の文化財保存事業に対して補助を行った。

(1) 京都府指定・登録文化財等保存修理補助事業

- 建造物保存修理……妙覚寺祖師堂（京都市）など11件
- 建造物防災施設……建仁寺（京都市）など5件
- 美術工芸品保存修理……北野天満宮古記録（京都市）など3件
- 美術工芸品防災施設……寂照院（長岡京市）
- 無形文化財……京都府無形文化財保持者会
- 記念物保存修理……地藏院（井手町）など7件
- 文化財環境保全地区……岩船区（木津川市）など4件

(2) 京都府指定・登録文化財等維持管理費補助事業

- 防災施設保守点検等……芳春院（京都市）

など59件

○建造物等小修理……隣華院（京都市）など4件

○庭園の荒廃防止、民家の環境保全及び史跡等記念物又は文化財環境保全地区の環境維持……両足院（京都市）など26件

また、以上の事業に加えて、京都府文化財保護指導委員による文化財の巡視を行い、その保存管理に努めている。

第5節 文化財の普及・啓発

京都府の歴史や文化を考える上で欠くことのできない資料である府内の文化財は、豊富で質が高く、文化の向上と発展の基礎をなすものであり、現在に受け継がれている各地域の文化財を大切に保護するとともに、府民生活の文化的向上に役立てるよう活用を図る必要がある。

そのためには、地域住民が地域に残された文化財を保護しなければならないという意識をもつことが大切である。府教育委員会では、地域住民の意識の高揚を図るため、いろいろな普及啓発事業を行っている。

(1) 守り育てようみんなの文化財展

広く府民の間に文化財保護の心を育て、府内の文化財の保護と活用を図るとともに、生涯教育の一環としてその振興を図る目的で、京都府が指定・登録などを行った文化財（平成25年3月19日付け）について写真及び説明パネルによって紹介する展覧会を京都府庁展示ロビーを皮切りに、丹後・山城郷土資料館で順次開催した。

(2) 京都府文化財保護推進会議

文化財の保護及び活用などに関し、文化財所有者（管理者）の理解を深めるとともに、日常管理等における諸問題の解決を図るため、府内の国指定文化財、府指定・登録文化財所有者（管理者）及びその他関係者を対象に昭和47年度から実施している。

(3) ポスター・ステッカーの作成配布

昭和45年度から実施。毎年文化財保護強調週間用ポスター2種類、文化財防火用ステッカーを近畿6府県共同で作成

し、所有者（管理者）及び行政機関、学校などに配布している。

(4) 文化財保護普及啓発冊子の発行

昭和57年4月に施行した京都府文化財保護条例に基づき指定・登録等を行った文化財を紹介する冊子を作成し、所有者及び関係行政機関、学校などに配布している。

(5) 銃砲刀剣類の登録

銃砲刀剣類所持等取締法第14条の規定により、美術品若しくは骨とう品として価値のある古式銃砲又は刀剣類の登録については、登録申請を受けて、登録審査委員が審査の上、登録証を交付している。

この結果、平成26年2月末までに京都府に登録された銃砲刀剣類の総数は57,907件に達した。

なお、登録審査会は、毎年京都市内で4～5回、北部地域で1回開催している。

登録手数料は新規の場合、1件につき6,300円、再交付は1件につき3,500円である。

(6) 建造物保存修理現場の公開

文化財建造物と建造物保存修理事業への理解を深めるため、建造物保存修理現場の公開事業を行った。平成25年度は、所有者からの委託を受けて京都府教育委員会が進めている国指定文化財建造物の保存修理現場のうち、知恩院本堂（御影堂）、清水寺阿弥陀堂・奥院、賀茂御祖神社東西本殿、旧三井家下鴨別邸茶室・玄関棟、仁和寺観音堂・御影堂、平等院鳳凰堂で公開事業を行い、延べ4,366名の参加があった。

第6節 京都府立郷土資料館

郷土についての歴史、考古、民俗資料等の保存と活用を図り、府民の文化的向上に資することを目的として、昭和45年6月、宮津市の史跡丹後国分寺跡に、展示室をはじめ収蔵庫、管理関係諸室を配置した丹後郷土資料館を建設した。さらに昭和57年6月には、相楽郡山城町（現木津川市）に、展示室、収蔵庫、研究室や燻蒸室などを配した山城郷土資料館を設置した。

平成7年3月には、代表的な丹後型かやぶき民家である旧永島家住宅（府指定文化財）を丹後郷土資料館敷地内に復元整備し、展示、体験学習などに活用している。平成16年4月からは、更に親しまれる歴史体験学習館を目指して、「ふるさとミュージアム丹後」「ふるさとミュージアム山城」という愛称を使用しており、平成24年9月21日付けで、博物館法に定めた登録博物館となった。

また、両資料館では、地域のボランティアや友の会の協力を得て、児童・生徒や保護者がともに昔の暮らしや歴史を体験する「こども体験教室」に取り組むとともに、資料館の文化財を活用した出前授業・講座も実施している。

(1) 業務概要

ア 文化活動の推進

- 地域の伝統、文化の特質を明らかにし、将来の展望を方向づけ、地域文化の発展に役立てる。
- 地域内の文化的連携に寄与し、文化活動を積極的に援助し、振興を図る。
- 文化財、文化資料の収集、保存、調査、研究を進める。

イ 文化財、文化資料の展示

○普通展示

地元・館所蔵の文化資料を展示する。
日本の歴史並びに京都府の歴史を資料により体験的に理解するのに役立つ展示を行う。

○特別展示

普通展示とは別に貴重な文化財、文化資料を体系的に展示する。
地域文化を他地域と関連させて展示する。
平成21年度～平成25年度の展示事業は次のページのとおりである。

ウ 施設利用

○展示室の利用

展覧会催しのための利用に供する。

○研修室の利用

学習、文化活動のための利用に供する。

(2) 展示観覧料

ア 普通展示の場合

一般 1 人200円 団体 1 人150円

小・中学生 1 人50円 団体 1 人40円
イ 特別展示の場合

一般 1 人250円 団体 1 人200円

小・中学生 1 人70円 団体 1 人50円

※ア・イとも団体は20人以上、65歳以上の方、障害者の方（要公的証明、介護者を含む）、小・中学校の学校教育活動の場合は無料

また、府内在住で「きょうと子育て応援パスポート」を提示した小学生以下の子どもを同伴された親または祖父母の方 1 名分の観覧料は無料

(3) 休館日

- ・毎週月曜日（月曜日が休日に当たるときは、その日以後において、その日に最も近い休日でない日）
- ・年末年始（12月28日～1月4日）

(4) 開館時間

午前9時～午後4時30分

郷土資料館の展示事業(平成21年度～平成25年度)

		常設テーマ	企画テーマ	特別展テーマ
山城郷土資料館	21	南山城の歴史と文化	大倉笠山ー南山城の文人画家ー やがて波知須の花となるー収蔵瓦の紹介ー 京都発掘だより2009 くらしの道具今昔 第11回守り育てようみんなの文化財展	甘柿・干し柿・柿渋 ー南山城の柿栽培と柿渋文化ー
	22	南山城の歴史と文化	万葉集と“やましろ”ーその景観と歌木簡ー 塔に誘われてー浄瑠璃寺三重塔・海住山寺五重塔・岩船寺三重塔ー 京都 ころの百景 巡回展 くらしの道具今昔 第12回守り育てようみんなの文化財展	平城の北・恭仁宮 ー木津川流域の奈良時代ー
	23	南山城の歴史と文化	木津川の春-祈りの春- 中世やきもの風土記 京都発掘だより2011 暮らしの道具 いまむかし 第13回守り育てようみんなの文化財展	木津川ものがたり ー木津川が生み、育てた文化ー
	24	南山城の歴史と文化	古文書で知る南山城の中世・近世ー国人・社務・神人ー 南山城の暮らしーモノが語るなりわいー 京都発掘だより2012 暮らしの道具 いまむかし 第14回守り育てようみんなの文化財展	古事記・日本書紀とやましろ
	25	南山城の歴史と文化	南山城の縄文世界 南山城の災害史 京都発掘だより2013 暮らしの道具 いまむかし 第15回守り育てようみんなの文化財展	宇治茶の郷のたからもの ー茶の木人形と永谷家の製茶機械ー
丹後郷土資料館	21	丹後の歴史と文化	特別公開「丹後国一宮 籠神社の至宝」展 丹後・若狭の土器製塩 世阿弥の時代ー義満をめぐる芸能と丹後ー 特別公開「重要文化財 大田南5号墳出土 青龍三年銘 四神鏡」 第11回守り育てようみんなの文化財展と「京の職人さん」展 ふるさとと考古学者ー釋・坪倉両先生の収集品からー	丹後の民具・総まくり
	22	丹後の歴史と文化	丹後・織りの世界ー藤・麻・木綿・絹ー 国分寺再興ー中世丹後国分寺と律宗寺院ー 特別公開「重要文化財 大風呂南1号墓出土 ガラス釧・銅釧」 「与謝蕪村筆 田楽茶屋図屏風」 第12回守り育てようみんなの文化財展と「京の職人さん」展 見せます丹後のお宝(ふるさとミュージアムコレクションⅦ)	大丹波展ー豪族たちの栄華ー
	23	丹後の歴史と文化	宝蔵山古墳と成山古墳-由良川水系の前期古墳- 特別公開「重要文化財 湯舟坂2号墳出土「金銅装環頭大刀・銅鏡・須恵器」 蕪村、丹後に遊ぶ-三とせあまり、画に俳に- 第13回守り育てようみんなの文化財展 見せます丹後のお宝-丹後の暮らしと柿渋- (ふるさとミュージアムコレクションⅧ)	美の風景-天橋立と名所屏風の 世界-
	24	丹後の歴史と文化	庄屋たちの幕末・維新ー「庄屋文書」が語る激動の時代ー お墓の考古学ー亡き人を送る心と形ー 特別公開「重要文化財 丹後国分寺再興縁起」「大田南古墳群 出土重要文化財 青龍三年銘方格規矩四神鏡、府指定文化財 画文帯神獸鏡・鉄剣」 第14回守り育てようみんなの文化財展・京都の発掘成果展 「京都の中世城館ー京都府中世城館跡調査速報展ー」	丹後の背板
	25	丹後の歴史と文化	古代・装飾・丹後ー玉と文様と人々ー 寄り来る鯨ー丹後・伊根浦の捕鯨ー 特別公開「重要有形民俗文化財 裂き織りの道行着」ほか 特別公開「重要文化財 金銅装環頭大刀」ほか 丹後、細川家の事跡(細川忠興公・ガラシャ夫人誕生450年記念) 京都の発掘成果展・第15回守り育てようみんなの文化財展 ふるさとミュージアムコレクション	丹後国府と中世都市「府中」 (丹後建国1300年記念)

「京都府教育振興プラン

～つながり、創る、京の知恵～」

京都府教育振興プラン～つながり、創る、京の知恵～

京都府教育委員会では、平成13年に「『京の子ども、夢・未来』プラン21」を策定し、「子どものための京都式少人数教育」や「親のための応援塾」など、国の動きに先んじて多くの教育改革に取り組んでまいりました。

しかし、プランの策定から約10年を経て、教育基本法の改正や社会・経済状況の変化など、子どもたちを取り巻く環境は大きく様変わりしています。

このような状況を踏まえ、京都府教育委員会では、京都の未来を創造する人づくりに向けて、京都府の教育の基本理念や今後推進すべき施策の方向性をお示しする新たな計画が必要であると考えました。

平成23年1月に策定した京都府の教育振興基本計画「京都府教育振興プラン～つながり、創る、京の知恵～」は、有識者による検討会議のほか、府民意見交換会「みんなで語ろう！子どもの夢・未来ミーティング」や「みんなで創ろう！これからの京都の教育」、パブリック・コメントなど、様々な形で多くの府民の皆様のお声をいただいてまとめたものです。

歴史と伝統にはぐくまれたふるさと京都の知恵を結集した「京都府ならではの教育」を進めることにより、その知恵を継承し（「知恵がつながる」）、さらに発展させる（「知恵を創る」）ことが出来る人づくりを目指すこのプランについて、府民の皆様のご協力をお願いします。

1 プランの位置付け

- 教育基本法第17条第2項において地方公共団体が定めるよう努めることとされている教育振興基本計画であり、歴史と伝統にはぐくまれたふるさと京都が持つ様々な力を活かした「京都府ならではの教育」を進めていく指針となるもの
- これからの新しい京都づくりの羅針盤（府政運営の基本）として平成22年12月に策定された「明日の京都」の分野別計画でもあり、目指す将来の京都府社会の実現に資する「人づくり」を担うもの

2 プランの期間

平成23年度から平成32年度までの10年間

重点目標と主要な施策の方向性については、概ね今後5年間で取り組む事項としており、5年程度で計画の中間見直しを行う予定

3 プランの主な構成

- 今後10年間を通じた「京都府の教育の基本理念」（第3章）

＊「目指す人間像」

- ・歴史と伝統にはぐくまれた京都の知恵をつなぎ、自然、人、社会とつながる人
- ・積み重ねられた知恵を活用し、新しい価値を創り出して世界に発信する人

＊人づくりの基本となる3つの「はぐくみたい力」

- ・展望する力
- ・つながる力
- ・挑戦する力

＊はぐくみたい力を引き出し伸ばすための「包み込まれているという感覚」

○様々な取組を推進していく上で常に持っておくべき3つの「施策推進の視点」（第4章）

- ・社会総がかりで取り組む教育
- ・幼児期から成人までを見通した教育
- ・京都の力を活かした教育

○基本理念を実現するための10の「重点目標」と38の「主要な施策の方向性」（第5章）

＊1 京都の未来を創造する人づくりに向けた教育の推進

- 重点目標1 質の高い学力をはぐくむ
- 重点目標2 規範意識や人を思いやり尊重する心など、豊かな人間性をはぐくむ
- 重点目標3 たくましく健やかな身体をはぐくむ
- 重点目標4 一人一人を大切にし、個性や能力を最大限に伸ばす
- 重点目標5 社会の変化に対応し、よりよい社会の構築に貢献できる力をはぐくむ

＊2 京都の力を活かして一人一人の学びを支える教育環境づくり

- 重点目標6 学校の教育力の向上を図る
- 重点目標7 安心・安全で充実した教育の環境を整備する
- 重点目標8 すべての教育の出発点である家庭教育を支援する
- 重点目標9 地域社会の力を活かして子どもをはぐくむ環境をつくる
- 重点目標10 生涯学習社会の実現に向けて学習環境を充実させる

4 プランの特徴

- 他府県には見られない府の特性を踏まえ、歴史と伝統にはぐくまれた京都の「知恵」を継承し（つなぎ）、発展させる（創る）人を「目指す人間像」としたこと
- これまで「生きる力」や「知徳体」として表現されていた概念を、3つの「はぐくみたい力」（「展望する力」「つながる力」「挑戦する力」）として、より具体的にあらわしたこと
- 子どもの意欲を引き出し高めるためには、子どもが周囲からの温かくも厳しい愛情や信頼、期待などに「包み込まれているという感覚」が大切としたこと
- 取組を推進する上で常に持っておくべき視点のひとつとして、地域のつながりや人材、自然、伝統や文化など、ふるさと京都が持つ様々な力を活かした京都府ならではの教育を進めることが大切としたこと

京都府教育委員会では、こうした「京都府ならではの教育」を通じて、子どもから大人まですべての人々が生涯にわたって力強く歩み続けることができる人づくりを進めていきたいと考えています。

また、プランには、「施策推進の視点」のひとつとして「社会総がかりで取り組む教育」を掲げています。学校はもとより家庭・地域社会・行政が、プランの理念を共有し、その実現に向けて一丸となって取り組んでいけるよう、教育関係者・団体にお知らせしていくほか、保護者や地域の方々など広く府民の皆様の御理解をいただくための工夫を重ねていきます。

平成26年度 学校教育の重点

「学校教育の重点」の策定について

京都府教育委員会では、平成 23 年 1 月に京都府の教育の基本理念や今後推進すべき施策の方向性を示した「京都府教育振興プラン～つながり、創る、京の知恵～」(以下、「プラン」)を策定した。

本「プラン」では、平成 32 年度までの 10 年間を計画の期間としており、概ね 5 年間で取り組む事項として 10 の「重点目標」と 38 の「主要な施策の方向性」を掲げているところである。

今年度は、「プラン」の 5 年目(平成 27 年度)の中間見直しを見据え、これまでの目標指標等に照らし、結果を点検、評価し、効果検証していく年であると同時に、今後の目標指標等を具体的に検討していく年でもあるため、平成 26 年度に重点的に取り組むべき事項を示すものとして、「平成 26 年度学校教育の重点」(以下、「重点」)を策定する。

各学校においては、この「重点」を踏まえ、学習指導要領の趣旨を十分に生かしつつ、一人一人を大切にした教育を一層推進する。

また、校種間の緊密な連携を図るとともに、家庭・地域社会・関係諸機関等と連携することにより、社会総がかりの取組を進める。

さらに、子どもたちが京都に育つことに誇りをもち、自信と意欲をもって明日の京都づくりに踏み出せるよう、市町(組合)教育委員会との連携・協力のもとに、府内各地の自然・歴史・文化・産業や人材など、ふるさと京都が持つ様々な力を活かした「京都府ならではの教育」を推進する。

重点目標 1 質の高い学力をはぐくむ

- ①「京都府学力診断テスト」、「府立高校実力テスト」などを活用した個に応じた指導の充実及び授業改善 (1)(2)
- ②「中 1 振り返り集中学習(ふりスタ)」などを活用した振り返り学習活動や体験的な学習など、基礎・基本の徹底、知識・技能を活用する学習活動の充実(1)(2)
- ③「算数・数学ナビつ〜る」、「京都府立図書館学校支援セット」など、学習支援教材の活用 (1)(2)
- ④家庭と連携した、学習習慣の定着に向けた取組の充実 (1)(3)
- ⑤「ことばの力」をはぐくみ、思考力・判断力・表現力等を育成する観点から各教科等での言語活動の充実 (2)
- ⑥研究者や社会人の専門性を活かした授業の実施 (2)(3)

重点目標 2 規範意識や人を思いやり尊重する心など、豊かな人間性をはぐくむ

- ①道徳教育の推進体制の充実及び全体計画や年間指導計画、指導方法の工夫改善(4)(5)(6)
- ②「京の子ども 明日へのとびら」をはじめとした効果的な資料の活用や、体験活動を活かした多様な指導による心の教育の充実 (4)(5)(6)
- ③学級活動・HR 活動や道徳の時間での指導、非行防止教室などの活用及び家庭との連携による規範意識の醸成 (6)
- ④「規律ある行いを実践する教育推進事業」を踏まえ、法をはじめ、実生活の中でのルールやきまりについて、自ら考え、理解し、行動に移す能力の育成(6)
- ⑤「KYO 発見 仕事・文化体験活動」「高校生伝統文化事業」などの事業を活用した京都の伝統文化、芸術文化活動の充実 (7)

重点目標 3 たくましく健やかな身体をはぐくむ

- ①「体力向上推進プロジェクト」に基づく児童生徒の体力・運動能力の向上とそのため的小学校における「京の子ども元気なからだスタンダード」等の活用推進(8)
- ②「運動部活動指導ハンドブック」を活用した運動部活動の充実と指導方法の工夫改善 (8)
- ③ジュニア選手の発掘・育成を核とした一貫指導体制の確立と普及による競技力の向上 (8)
- ④多様化・深刻化する健康課題に対応する学校保健委員会等の組織的な体制の充実及び取組の推進(9)
- ⑤教職員の共通理解のもと、食に関する指導計画に基づく教科横断的な指導の充実 (9)

重点目標 4 一人一人を大切に、個性や能力を最大限に伸ばす

- ①地域の自然、人材、組織、機関などの資源の積極的な活用 (10)
- ②へき地、小規模校及び複式形態の特性を活かした教育活動の推進 (10)
- ③府作成の人権関係資料を活用するなど人権教育を推進していくための認識を深化させるとともに、教職員の指導力の向上に向けた人権研修の充実 (11)
- ④校内委員会や特別支援教育コーディネーター等の校内組織を充実し、各特別支援学校の地域支援センターなどを活用して、発達障害等を含む特別な支援を必要とする子どもを支援 (12)
- ⑤「もうすぐ1年生」体験入学推進事業を活用するなど、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続 (13)
- ⑥キャリア教育を年間指導計画に位置付けての積極的な推進 (14)
- ⑦「京都府子どもの読書活動推進計画（第二次推進計画）」を踏まえ、家庭、地域の人材、公共図書館などと協力した読書活動の取組を具体化 (15)

重点目標 5 社会の変化に対応し、よりよい社会の構築に貢献できる力をはぐくむ

- ①校種間や家庭、地域社会、関係諸機関と連携した環境教育の推進 (16)
- ②情報通信ネットワークやコンピュータなどの情報手段を活用する能力の育成及び情報に関するルール・マナーの徹底 (17)
- ③交流体験などによる異文化を理解・尊重する資質や能力の育成 (18)
- ④京都にある最先端の資源（人的・物的）を活用した将来のスペシャリストの積極的な育成 (19)
- ⑤ボランティア活動や集団活動などを通じた社会に貢献する心やリーダーシップの育成 (20)
- ⑥社会や経済の仕組みを理解し、積極的に社会とのかかわる資質と能力を有する人材の育成 (20)

重点目標 6 学校の教育力の向上を図る

- ①「子どものための京都式少人数教育」や弾力的な講座編成を活かした、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな学習指導方法の工夫改善 (21)
- ②「スクールカウンセラー」、「心の居場所サポーター」などと連携した教育相談の充実 (22)
- ③いじめ・暴力行為・不登校の未然防止や早期発見・早期対応 (22)
- ④「スクールサポーター」の積極的な活用や生徒指導体制の充実 (22)
- ⑤教員相互の連携・協働を進める方法を工夫し、教員が一人一人の子どもに向き合う時間の一層の確保 (23)
- ⑥体罰の根絶に向けた教職員の意識改革と部活動等における指導方法の改善 (24)
- ⑦児童生徒の実態把握と分析を進め、課題の解決に向けた校内研修の充実 (24)
- ⑧体験入学や交流活動など、校種を越えた取組の推進 (25)
- ⑨学校から家庭や地域社会への積極的な情報発信及び学校関係者評価の充実 (26)
- ⑩保護者や地域住民の参画による学校運営の充実に向けた取組の推進 (26)

重点目標 7 安心・安全で充実した教育の環境を整備する

- ①「いのちを守る『知恵』をはぐくむために ～学校における安全教育の手引き～ 東日本大震災の教訓を踏まえて」を活用した安全教育の計画的な実施 (27)
- ②危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）の育成 (27)
- ③ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた、安心・安全に学習できる教育環境づくりの推進 (28) (29)
- ④学校図書館の教育的機能の充実と積極的な活用 (29)
- ⑤家庭の経済的な理由で子どもの学習機会がそこなわれることのないよう、就・修学制度の周知・徹底 (30)

重点目標 8 すべての教育の出発点である家庭教育を支援する

- ①子どもの生活習慣の確立や豊かな心の育成のための親の学習活動への理解と協力 (31)
- ②就学前の子どもを持つ親の学校理解を深め、信頼関係を築く活動や研修が充実するためのP T Aとの協力体制の確立 (32)
- ③児童虐待を防止するための「児童虐待早期発見のための気付きチェックリスト」の活用や関係機関との連携を深めるための教職員研修の充実 (32)

重点目標 9 地域社会の力を活かして子どもをはぐくむ環境をつくる

- ①地域の人材を活かした体験活動や学習活動を、障害のある子どもと障害のない子どもが共に行う「京のまなび教室」への理解と協力 (33)
- ②「学校支援地域本部」など学校における学習活動、安全確保、環境整備等で活躍する地域ボランティアとの連携協力 (34)
- ③子どもの読書に対する興味や関心を高めるためのホームページ「京の読書ワールド」の活用や地域の読書ボランティアとの連携協力 (34)
- ④子どもの健全育成に向けた学校・家庭・地域社会・関係諸機関のネットワークの充実 (35)
- ⑤P T Aをはじめ様々な団体と連携したいじめ・非行防止キャンペーンの支援など、地域全体で子どもをはぐくむ取組の推進 (35)

重点目標 10 生涯学習社会の実現に向けて学習環境を充実させる

- ①府立学校の特色を活かした体験活動の充実 (36)
- ②ライフステージやライフスタイルに応じた運動・スポーツ実践を学ぶ機会の充実 (37)
- ③地域コミュニティの活性化に向けたスポーツ指導者による地域のスポーツ組織・団体と学校との連携推進 (37)
- ④子どもたちの体験活動・学習活動を充実させるための府立の図書館、少年自然の家、郷土資料館及び市町（組合）立の社会教育、生涯学習関連施設等の積極的な活用 (38)

平成26年度
社会教育を推進するために

平成26年度「社会教育を推進するために」の策定について

京都府教育委員会では、新たな時代に対応する、京都府の教育の方向性を示す指針として「京都府教育振興プラン～つながり、創る、京の知恵～」を平成23年1月に策定し、京都府ならではの教育を通じて、子どもから大人までのすべての人々が、生涯にわたって力強く歩み続けることができる人づくりを進めることとしています。

この「京都府教育振興プラン」を踏まえ、自己実現に向けた主体的な学習活動や、社会総がかりで子どもをはぐくむ教育の推進などを、京都府の社会教育の方向性としてとりまとめ、目標や年度毎の具体的対応などを社会教育関係者や学校教育関係者等に示すものとして平成26度「社会教育を推進するために」を策定しました。

ここでは、府の広域的、先導的、モデル的な役割や施策を中心に明記していますが、学校教育と社会教育の連携・融合の視点を大切にしながら、市町（組合）教育委員会や関係機関・団体との連携・協力のもとに、生涯学習社会の実現に向けた京都府の社会教育の推進に努めます。

生涯学習の振興

【目 標】府民が心豊かで充実した生活を営むためには、いつでもどこでも多様な方法で生涯にわたる学習活動を主体的に行い、その成果を適切に活かすことができる生涯学習社会を実現することが大切です。

そのため、地域の特性を活かした多様な学習機会の提供や、指導者の養成を図るとともに、文化・スポーツ活動に親しむ環境の充実や、国際理解、環境、情報、防災などの現代的課題に関する学習活動の支援に努めます。

また、府民の生涯にわたる学習機会の充実や地域社会の形成を図る上で重要な役割を担う社会教育関係団体に対しては、主体的な活動ができるよう、求めに応じて専門的な指導と助言を行うなど、連携・協力に努めます。

さらに、府民の意見を踏まえながら、府立の図書館・少年自然の家・郷土資料館などの社会教育施設の機能の充実を図るとともに、市町村などが所管する生涯学習・社会教育関連施設との積極的な連携に努めます。

【具体的対応】

- ① 社会教育と学校教育の連携による生涯の各時期に応じた学習機会の充実
- ② 生涯学習・社会教育における指導者の養成と学習の成果を活かす場や機会の充実
- ③ 多様な学習ニーズに対応するため、他の行政機関、NPOなど民間の教育活動も視野に入れた生涯学習推進体制の充実
- ④ 国際理解、環境問題、情報モラル・リテラシー・サイバー犯罪、男女共同参画の推進、防災などの現代的課題に関する学習活動の充実
- ⑤ 府民の学習ニーズに対応する視聴覚ライブラリーの整備・充実
- ⑥ 生涯学習の充実に向け重要な役割を担う社会教育関係団体に対する求めに応じた適切な指導・助言と情報提供

- ⑦ 情報拠点の中核である府立図書館の機能の充実と府全体における図書館サービスの推進
- ⑧ 体験活動プログラム集の活用など、府立るり溪少年自然の家の機能を活かしたボランティア活動や自然体験活動などの充実と活用の促進
- ⑨ 「国民文化祭・京都2011」の取組成果を継承するとともに、「古典の日」の法制化を踏まえ、地域の特色を活かした伝統文化、芸術文化活動の充実
- ⑩ 「文化財保護法」及び「京都府文化財保護条例」の趣旨に沿った文化財の保護及び調査・指定・登録の推進
- ⑪ 府民の文化財や郷土を愛する心を育てるための府立郷土資料館を中心とした文化財の活用の推進
- ⑫ ライフステージやライフスタイルに応じた運動・スポーツ実践を学ぶ機会の充実
- ⑬ 地域コミュニティの活性化に向けたスポーツ指導者による地域スポーツ組織・団体と学校との連携推進

家庭の教育力向上

【目 標】家庭はすべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣、豊かな心や他人に対する思いやりをはぐくむ上で重要な役割を担っています。また、子どもが「展望する力」・「つながる力」・「挑戦する力」など様々な力をはぐくみ発揮していくためには、見守られ、信頼され、期待されているなどの「包み込まれているという感覚」を実感できることが大切であり、家庭はその基礎を築く場としても重要です。

それらの家庭の教育力を高めるため、学校、地域社会並びに関係部局と連携しながら、親に対する学習活動の支援やサポート体制の充実に努めます。

【具体的対応】

- ① 生命を大切にする心、相手を思いやる心など豊かな心をはぐくむ家庭の教育力を高めるための学習機会の充実
- ② 子どもの食習慣をはじめとする基本的な生活習慣の確立や規範意識を向上させるための取組の推進
- ③ 電話教育相談、メール教育相談、来所・巡回教育相談など教育相談事業の充実
- ④ 就学前の子どもを持つ親の子育ての悩みや不安をやわらげ、親同士のつながりを促進する活動や研修などの支援の充実
- ⑤ 「京都府子どもの読書活動推進計画（第二次推進計画）」を踏まえた、子ども読書本のしおりコンテストをはじめとする、学校・家庭との連携による読書習慣の確立に向けた取組の推進
- ⑥ 親の学校教育に関する理解の促進や学校の情報発信の充実など、家庭と学校の連携・協働の推進
- ⑦ 親のPTA活動などへの積極的な参加促進とPTA活動の充実に向けた支援の充実
- ⑧ 子育てにおける悩みや不安にきめ細やかな対応をするための、福祉部局等関係機関やNPO・企業の参画による支援体制の構築と、指導者の養成と活動の支援

地域社会の教育力向上

【目 標】 地域社会は、地域の人々が互いに思いやり、共に助け合いながらつながりを持つ場であるとともに、子どもが身近な人々から、温かくて厳しい愛情や信頼、期待などを実感し、様々な経験を通して安心や自信、誇りや責任感をはぐくむ大切な場でもあります。

そのため、大人の地域社会における学習力や教育力を高め、地域の課題を解決するとともに、地域の絆を強める取組を推進します。

また、そうした活動を、学校・家庭と連携しながら、地域全体で子どもを健やかにはぐくむ取組にも活かせるよう支援に努めます。

【具体的対応】

- ① 地域の人々の絆を強め、地域づくりを進めるための取組の推進
- ② 多様な生涯学習の成果を活かせる場や機会の提供など、地域の教育力向上に向けた取組の推進
- ③ 自然、伝統、文化をはじめとする地域の特色や子どもの発達段階を踏まえた体験活動の充実
- ④ 様々な人々との交流を通して、協調しあうことや人の役に立つことの大切さを実感できるボランティア活動等体験活動の充実
- ⑤ 読書ボランティア活動を支援するための「京の読書ワールド」を活用した情報発信による子どもの読書活動の推進
- ⑥ 子どもの健全育成に向けた学校、家庭、地域社会及び関係諸機関、団体とのネットワークの充実
- ⑦ 府内の公立中学校PTAが地域の様々な団体と連携して実施している「いじめ・非行防止キャンペーン」の支援など、地域全体で子どもをはぐくむ取組の推進
- ⑧ 地域の教育力を活かした体験活動や学習活動を、障害のある子どもと障害のない子どもが共に行う「京のまなび教室」の充実
- ⑨ 地域住民のボランティア活動により学習活動、安全確保、環境整備等を支援する「学校支援地域本部」の充実
- ⑩ 「京のまなび教室」、「学校支援地域本部」などのこれまでの成果を踏まえた、学校と地域社会の双方に効果が広がるシステム「結（ゆい）」による地域づくりの推進

人権教育の推進

【目 標】 人権という普遍的文化の構築を目標とした「新京都府人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、自己実現とすべての人の尊厳と人権が尊重される共生社会の実現に向けた取組を推進します。そのため、生涯にわたり、あらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる自発的な学習活動の促進に努めます。

【具体的対応】

- ① 生涯学習の視点に立って、生命の尊さ、個性の尊重、他人との共生など人権尊重の理念といった普遍的な視点や、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、患者等などといった個別的な視点の、2つの視点からのアプローチによる学習機会の充実
- ② 学校、家庭、地域社会、職域など身近な生活の場における、あらゆる人権問題の解決に向けた学習活動の促進と、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け実践できる態度をはぐくむことができる取組の推進
- ③ いじめや虐待などの問題解決に向けた、学校、家庭、地域社会が連携した取組を推進するための学習機会の充実
- ④ 聴覚障害者並びに視覚障害者社会教育指導者等研修会を通した障害のある人の自立と社会参加の促進や、女性、高齢者などそれぞれの立場の人々の自己実現に向けた学習活動の支援
- ⑤ 様々な人々との交流による人権尊重の心を培う機会としての、青少年を対象とするボランティア活動や自然体験活動など、多様な体験活動の一層の充実
- ⑥ 地域の実情を踏まえた学習教材の充実と、「人権学習資料集（社会教育編）」や視聴覚資料などを効果的に活用した参加型学習の学習内容や方法の工夫改善
- ⑦ あらゆる人権問題の解決に向けた学習活動の活性化を図るための、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者の資質の向上に向けた研修の充実
- ⑧ 「新京都府人権教育・啓発推進計画に関する府民調査（平成23年）」の結果を参考にした研修内容の検討
- ⑨ 府内各地域での学習活動を効果的に推進するための、学校、家庭、地域社会及び関係諸機関、団体などと連携した総合的な取組の促進
- ⑩ 府民の学習ニーズに対応する視聴覚ライブラリーの整備・充実

資料 平成25年教育ニュース

平成25年度 教育庁ニュース

	項 目
1	平成26年度入試より京都市・乙訓地域の新しい教育制度が始動。 ー教育委員会で可決ー 教育委員会定例会議で可決。(1/24)平成26年度入試から新制度実施。新制度の内容としては、全日制普通科の類・類型制度の廃止、京都市北・南通学圏の統合、受検機会を複数回確保。
2	京料理・会席料理を府の無形文化財に登録 京料理・会席料理を京都府の無形文化財に登録。また、技術保持者として瓢亭当主高橋英一氏を認定。(3/6)
3	さまざまな場面で府立高校生が大活躍 イオンモール高の原で府立高校カーニバル開催。(11/2・3) 台風18号の被災地で地元をはじめとする高校生によるボランティア等の活動。 さまざまな全国大会や国際大会で、府立高校生が優勝するなど、多くの賞を受賞。 国家資格である「自動車技能検定」などの高難度の資格を府立高校生が取得。
4	いじめや暴力をなくすための取組強化 「いじめ・非行防止キャンペーン」事業スタート。(7/1) いじめ調査結果発表(小中学校・8/28、府立高校、特別支援学校・9/6)
5	京都式少人数教育・ふりスタなどの学力向上対策で小・中学生の学力が向上 全国学力・学習状況調査結果において小学生は教科に関する調査の国語・算数で、中学生も教科に関する調査の国語B、数学A・Bで全国平均を上回る。中学生においては昨年度よりも結果が向上。
6	府内公立小学校の通学路安全対策実施 府内公立小学校(京都市除く)の通学路の危険箇所について約8割の976箇所で安全対策が完了(5/31)
7	体罰根絶に向け、特別調査チーム等を設置 体罰問題特別調査チームを設置。(2/2)府教委実施の体罰調査結果を公表。(3/13)
8	新教育長に小田垣勉氏が就任 京都府教育委員会新教育長に小田垣勉氏が就任。(4/1)

教育統計データ

(1) 就学前施設就園(所)状況・幼稚園数

平成25年5月1日現在

区分		京都市を除く地域	京都市	合計
就園就所率		99.2	98.9	99.1
計		10,090	10,564	20,654
幼稚園修了		4,925	5,098	10,023
保育所修了		5,089	5,348	10,437
その他		76	118	194
幼稚園数	公	50	17	67
	国	—	1	1
	私	56	105	161

(単位：％、人、園)

(2) 公立小学校 地域別・学年別児童数

		乙訓	山城	南丹	中丹	丹後	京都市立を除く計	京都市立	計
学校数(分校)		18	76(2)	40	53	44	231(2)	172(3)	403(5)
学級数		334	1,256	396	554	341	2,881	2,544	5,425
児童数	1学年	1,421	5,399	1,107	1,811	799	10,537	10,564	21,101
	2学年	1,435	5,307	1,167	1,799	809	10,517	10,254	20,771
	3学年	1,412	5,290	1,155	1,817	839	10,513	10,488	21,001
	4学年	1,414	5,449	1,224	1,863	873	10,823	10,625	21,448
	5学年	1,427	5,514	1,260	1,859	927	10,987	10,847	21,834
	6学年	1,433	5,660	1,336	1,986	915	11,330	11,093	22,423
	計	8,542	32,619	7,249	11,135	5,162	64,707	63,871	128,578

(注) ()内は分校で外数である。

(3) 公立中学校 地域別・学年別生徒数

		府立	乙訓	山城	南丹	中丹	丹後	京都市立を除く計	京都市立	計
学校数(分校)		2	8	35	15	22	17	99	75(1)	174(1)
学級数		9	132	494	153	220	134	1,142	1,119	2,261
生徒数	1学年	120	1,316	5,035	1,245	1,951	1,084	10,751	10,176	20,927
	2学年	120	1,319	4,967	1,295	1,932	1,063	10,696	10,344	21,040
	3学年	119	1,291	5,141	1,392	1,975	1,100	11,018	10,497	21,515
	計	359	3,926	15,143	3,932	5,858	3,247	32,465	31,017	63,482

(注) ()内は分校で外数である。

(4) 公立高等学校 府立市立別・学科別・学年別・男女別生徒数

平成 25 年 5 月 1 日現在

(全日制)

区 分			1 学年			2 学年			3 学年			計		
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
府 立	普通科		4, 484	4, 647	9, 131	4, 396	4, 878	9, 274	4, 319	4, 748	9, 067	13, 199	14, 273	27, 472
	専 門 学 科	農 業 に 関 する 学 科	202	167	369	196	135	331	156	124	280	554	426	980
		水 産 に 関 する 学 科	81	19	100	78	9	87	69	19	88	228	47	275
		工 業 に 関 する 学 科	330	43	373	273	64	337	298	42	340	901	149	1, 050
		商 業 に 関 する 学 科	136	207	343	123	208	331	135	185	320	394	600	994
		情 報 に 関 する 学 科	61	19	80	57	21	78	48	15	63	166	55	221
		家 庭 に 関 する 学 科	-	11	11	-	20	20	-	9	9	-	40	40
		福 祉 に 関 する 学 科	9	19	28	8	14	22	6	20	26	23	53	76
		体 育 に 関 する 学 科	18	24	42	27	15	42	16	24	40	61	63	124
		そ の 他 の 学 科	356	307	663	351	333	684	345	305	650	1, 052	945	1, 997
		総合学科	129	147	276	148	138	286	139	113	252	416	398	814
	計		5, 806	5, 610	11, 416	5, 657	5, 835	11, 492	5, 531	5, 604	11, 135	16, 994	17, 049	34, 043
	京 都 市 立	普通科		353	470	823	386	522	908	387	515	902	1, 126	1, 507
学 専 門 科		工 業 に 関 する 学 科	307	32	339	308	26	334	278	28	306	893	86	979
		そ の 他 の 学 科	308	358	666	291	380	671	308	349	657	907	1, 087	1, 994
計		968	860	1, 828	985	928	1, 913	973	892	1, 865	2, 926	2, 680	5, 606	
合 計			6, 774	6, 470	13, 244	6, 642	6, 763	13, 405	6, 504	6, 496	13, 000	19, 920	19, 729	39, 649

平成 25 年 5 月 1 日現在

(定時制)

区 分		1 学年			2 学年			3 学年			4 学年			計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
府 立	普通科	215	95	310	124	61	185	96	70	166	116	81	197	551	307	858
	専 門 学 科															
	農 業 に 関 する 学 科	23	-	23	17	1	18	13	2	15	26	-	26	79	3	82
	商 業 に 関 する 学 科	15	10	25	7	6	13	11	4	15	14	8	22	47	28	75
	家 庭 に 関 する 学 科	-	12	12	1	10	11	-	12	12	-	11	11	1	45	46
計		253	117	370	149	78	227	120	88	208	156	100	256	678	383	1,061
京 都 市 立	普通科	31	23	54	18	18	36	24	20	44	11	5	16	84	66	150
	専 門 学 科															
	工 業 に 関 する 学 科	54	6	60	31	3	34	30	3	33	24	1	25	139	13	152
計		85	29	114	49	21	70	54	23	77	35	6	41	223	79	302
合 計		338	146	484	198	99	297	174	111	285	191	106	297	901	462	1,363

(通信制)

区 分	男	女	計
府 立	452	500	952

(5) 公立特別支援学校 児童生徒数

平成 25 年 5 月 1 日現在

学 年 学校数 区 分		幼 稚 部	小 学 部							中 学 部				高 等 部								合 計
			1 学 年	2 学 年	3 学 年	4 学 年	5 学 年	6 学 年	計	1 学 年	2 学 年	3 学 年	計	本 科			専 攻 科				計	
														1	2	3	1	2	3	研		
														学 年	学 年	学 年	学 年	学 年	学 年	究 部		
府立	(5) 11	31	80	80	72	71	75	79	457	135	110	121	366	217	200	201	8	6	2	1	635	1,489
京都市立	(1) 7	-	33	29	36	43	51	50	242	66	65	62	193	185	206	202	-	-	-	-	593	1,028
合計	(6) 18	31	113	109	108	114	126	129	699	201	175	183	559	402	406	403	8	6	2	1	1,228	2,517

※ () 内は分校で外数である。

(6) 公立小学校職名別教職員数

平成25年5月1日現在

		京都市立を 除く	京都市立	合計
府費 支弁 教職員	校長	229	163	392
	副校長	1	-	1
	教頭	230	170	400
	主幹教諭	11	14	25
	指導教諭	18	8	26
	教諭	3,211	2,865	6,076
	養護教諭	205	164	369
	栄養教諭	56	60	116
	講師	496	377	873
	小計	4,457	3,821	8,278
	事務職員	246	187	433
	学校栄養 職員	5	2	7
計		4,708	4,010	8,718
市町 村費 支弁 教職員	事務職員	1	-	1
	学校栄養 職員	23	-	23
	教員	14	-	14
	養護職員	2	14	16
	その他	243	666	909
	計	283	680	963
合 計		4,991	4,690	9,681

(単位：人)

(7) 公立中学校職名別教職員数

平成25年5月1日現在

		京都市立を 除く	京都市立	合計
府費 支弁 教職員	校長	96	72	168
	副校長	3	-	3
	教頭	97	76	173
	主幹教諭	19	14	33
	指導教諭	6	11	17
	教諭	1,922	1,732	3,654
	養護教諭	95	74	169
	栄養教諭	7	-	7
	講師	335	219	554
	小計	2,580	2,198	4,778
	事務職員	126	83	209
	学校栄養 職員	1	-	1
計		2,707	2,281	4,988
市町 村費 支弁 教職員	事務職員	1	1	2
	学校栄養 職員	-	-	-
	教員	21	-	21
	養護職員	7	6	13
	その他	78	76	154
	計	107	83	190
合 計		2,814	2,364	5,178

(単位：人)

(8) 公立高等学校・特別支援学校職名別教職員数

平成25年5月1日現在

区分		府立高等学校				特別支援学校		
		全日制	定時制	通信制	計	府立	市立	計
府費 支弁 教職員	校長	46	-	-	46	11	7	18
	副校長	-	4	-	4	1	-	1
	教頭	59	6	2	67	15	12	27
	主幹教諭	6	-	-	6	1	-	1
	指導教諭	14	-	-	14	3	3	6
	教諭	2,229	127	27	2,383	897	413	1,310
	養護教諭	62	9	2	73	22	12	34
	栄養教諭	-	-	-	-	12	4	16
	講師	171	20	2	193	178	175	353
	計	2,587	166	33	2,786	1,140	626	1,766
	事務職員	233	11	5	249	63	24	87
	寄宿舎 指導員	-	-	-	-	97	-	97
	学校栄養 職員	-	-	-	-	-	-	-
	学校図書館 司書	52	4	-	56	-	-	-
	技術職員	17	-	-	17	-	-	-
	実習助手	127	6	1	134	34	-	34
	その他の 職員	102	10	-	112	96	8	104
	計	531	31	6	568	290	32	322
	合 計	3,118	197	39	3,354	1,430	658	2,088

(単位：人)

(9) 公立高等学校卒業生の学科別進路状況

平成25年3月卒

区分		卒業生 総数	① 進学者	② 専修学校 等入学者	就職者	一時的な 仕事に就 いた者	左記以外 の者	死亡・ 不詳	再掲	
									①のうち 就職者	②のうち 就職者
合 計		(100.0)	(58.5)	(23.4)	(10.6)	(2.0)	(5.5)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
		13,942	8,160	3,259	1,474	279	770	-	1	2
全 日 制	普 通	(100.0)	(63.0)	(23.8)	(6.1)	(1.6)	(5.6)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
		10,463	6,593	2,485	635	169	581	-	1	1
	農 業	(100.0)	(33.3)	(30.6)	(31.2)	(1.2)	(3.7)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
		324	108	99	101	4	12	-	-	-
	工 業	(100.0)	(25.7)	(14.3)	(57.6)	(1.3)	(1.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
		635	163	91	366	8	7	-	-	-
	商 業	(100.0)	(39.8)	(31.6)	(25.6)	(0.9)	(2.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
		332	132	105	85	3	7	-	-	-
	水 産	(100.0)	(23.6)	(32.6)	(41.6)	(0.0)	(2.2)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
		89	21	29	37	-	2	-	-	-
	家 庭	(100.0)	(26.7)	(6.7)	(66.7)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
		15	4	1	10	-	-	-	-	-
	情 報	(100.0)	(64.8)	(21.1)	(9.9)	(0.0)	(4.2)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
		71	46	15	7	-	3	-	-	-
	福 祉	(100.0)	(29.2)	(4.2)	(54.2)	(0.0)	(12.5)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
		24	7	1	13	-	3	-	-	-
	総合学科	(100.0)	(36.4)	(35.0)	(20.5)	(2.8)	(5.3)	(0.0)	(0.0)	(0.4)
		283	103	99	58	8	15	-	-	1
	その他	(100.0)	(71.1)	(19.6)	(1.3)	(0.3)	(7.6)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
		1,339	952	263	18	4	102	-	-	-
	計	(100.0)	(59.9)	(23.5)	(9.8)	(1.4)	(5.4)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
		13,575	8,129	3,188	1,330	196	732	-	1	2
定時制		(100.0)	(8.4)	(19.3)	(39.2)	(22.6)	(10.4)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
		367	31	71	144	83	38	-	-	-

下段は実人数、上段（ ）内は%である。